



平成26年度版

福島県環境白書

— 本編 —

平成26年10月

福島県

環境白書の発刊に当たって



私たちのふるさと福島県は、広大な森林と数多くの河川を有し、尾瀬や猪苗代湖、裏磐梯に代表される美しい自然に恵まれており、私たち県民は、そうした自然から豊かな恵みを享受し、平穏な暮らしを営んでまいりました。

しかし、平成23年3月11日に発生した東日本大震災は本県に甚大な被害をもたらし、とりわけ、東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出された大量の放射性物質は、誰もが経験したことのない深刻かつ計り知れない影響をもたらし、私たちの生活を一変させたのです。

このため、本県では、平成24年度に「福島県環境基本計画」を見直し、「福島を想う全ての人々の力でつくろう～安心して暮らせて、自然と共生する“新生ふくしま”～」を基本目標に掲げ、新たな課題である震災からの復興・再生に向けた「環境回復の推進」、そして、これまでも力を注いでまいりました、地球温暖化対策や生物多様性の保全などを推進するための「美しい自然環境に包まれた持続可能な社会の実現」を二本の柱とし、様々な課題を克服すべく、総力を挙げて取り組んでまいりました。

震災の発生から3年半余りが経過した今も、12万人を超える県民の皆さんが避難生活を余儀なくされるなど、困難な課題が山積しておりますが、復興・再生に向けて着実に歩みを進めて来た結果、県土の環境回復・創造の拠点となる福島県環境創造センターの建設工事に着手するなど、復興の形が少しずつ見え始めてきております。

かけがえのない福島の豊かな県土を取り戻し、心豊かに暮らせる美しいふるさとを創造していくためには、引き続き、県民一人一人はもとより、国内外の福島を想う方々の力をお借りしなければなりません。

本県における環境の状況や取組を広く知っていただくために作成した本書が、多くの皆さんの理解や関心を更に深め、環境回復・創造に向けて取り組んでいただく一助となれば幸いです。

皆さん、共に手を携えて、“新生ふくしま”を創り上げてまいりましょう。

平成26年10月

福島県知事 佐藤 雄平

第1章 平成25年度の取組状況

第1節 環境回復の推進

1 放射性物質による環境汚染からの回復

- (1) 環境放射線モニタリングの実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 除染の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (3) 中間貯蔵施設等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (4) 汚染廃棄物及び災害廃棄物の適正な処理の推進・・・・・・・・ 2
- (5) 環境創造センターの整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

2 原子力発電所及び周辺地域の安全確保

- (1) 原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等・・・・・・・・・・ 6

第2節 美しい自然環境に包まれた持続可能な社会の実現

1 低炭素社会への転換

- (1) 温室効果ガス排出抑制の取組の推進・・・・・・・・・・・・・・ 10
- (2) 再生可能エネルギーの普及拡大とエネルギーの有効利用・・ 11
- (3) 再生可能エネルギー関連産業の活性化・・・・・・・・・・・・・・ 12

2 循環型社会の形成

- (1) 環境に負荷をかけないライフスタイルへの転換の促進・・ 13
- (2) 廃棄物等の発生抑制、再使用、再生利用の促進・・・・・・・・ 13
- (3) 廃棄物の適正な処理の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- (4) 環境と調和した事業活動の展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

3 自然共生社会の形成

- (1) 自然環境の保全と自然とのふれあいの推進・・・・・・・・・・ 15
- (2) 生物多様性の保全と生物多様性の恵みの持続可能な利用・・ 15
- (3) 地震・津波により影響を受けた自然環境及び生物多様性の
回復に向けた適切な保全・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- (4) 尾瀬地区及び裏磐梯地区の自然環境保全・・・・・・・・・・・・ 16
- (5) 猪苗代湖等の水環境保全・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

4 良好な生活環境の確保

- (1) 大気、水、土壌等の環境保全対策の推進・・・・・・・・・・・・ 17
 - (2) 化学物質の適正管理等の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
 - (3) 公害紛争等の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
 - (4) 環境影響評価の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
-

5 環境ネットワーク社会の構築と環境に配慮したゆとりある生活空間の形成	
(1) 環境教育・学習の推進、参加と連携・協働に基づく 環境ネットワーク社会の構築	19
(2) 環境に配慮したゆとりある生活空間の形成	20
(3) 情報の収集・提供と発信	20

第2章 環境基本計画に基づき講じた施策と今後の方向性

第1節 環境回復の推進

1 放射性物質による環境汚染からの回復	
(1) 環境放射線モニタリングの実施	23
(2) 除染の推進	26
(3) 汚染廃棄物及び災害廃棄物の適正な処理の推進	28
2 原子力発電所及び周辺地域の安全確保	30

第2節 美しい自然環境に包まれた持続可能な社会の実現

1 低炭素社会への転換	
(1) 温室効果ガス排出抑制の取組の推進	31
(2) 再生可能エネルギーの普及拡大とエネルギーの有効利用	35
(3) 再生可能エネルギー関連産業の活性化	37
2 循環型社会の形成	
(1) 環境に負荷をかけないライフスタイルへの転換の促進	38
(2) 廃棄物等の発生抑制、再使用、再生利用の促進	39
(3) 廃棄物の適正な処理の推進	42
(4) 環境と調和した事業活動の展開	44
3 自然共生社会の形成	
(1) 自然環境の保全と自然とのふれあいの推進	46
(2) 生物多様性の保全と生物多様性の恵みの持続可能な利用	49
(3) 地震・津波により影響を受けた自然環境及び生物多様性の 回復に向けた適切な保全	51
(4) 尾瀬地区及び裏磐梯地区の自然環境保全	52
(5) 猪苗代湖等の水環境保全	53
4 良好な生活環境の確保	
(1) 大気、水、土壌等の環境保全対策の推進	54

(2) 化学物質の適正管理等の推進	58
(3) 公害紛争等の対応	60
(4) 環境影響評価の推進	61

5 環境ネットワーク社会の構築と環境に配慮したゆとりある生活空間の形成

(1) 環境教育・学習の推進、参加と連携・協働に基づく 環境ネットワーク社会の構築	62
(2) 環境に配慮したゆとりある生活空間の形成	64
(3) 情報の収集・提供と発信	65
指標の評価の考え方	66

第3章 福島県の環境行政組織

第1節 本庁機関	67
----------	----

第2節 出先機関	67
----------	----

第3節 付属機関等

1 環境審議会	68
2 公害審査会	68
3 環境影響評価審査会	68
4 景観審議会	68
5 自然環境保全審議会	68
6 その他会議等	69
福島県環境行政組織図	71
名簿－1 福島県環境審議会委員	72
名簿－2 福島県環境審議会専門調査員	73
名簿－3 福島県公害審査会委員	73
名簿－4 福島県環境影響評価審査会委員	74
名簿－5 福島県環境影響評価審査会専門委員	74
名簿－6 福島県景観審議会委員	75
名簿－7 福島県自然保護審議会委員	76

第4章 平成25年度 環境の保全・回復に 関する事業一覧	77
---------------------------------	----

**第5章 平成26年度 環境の保全・回復に
関する事業一覧** 103

参考資料

平成25年度福島県環境日誌 119
生活環境部所掌環境関連法令・条例等 121
用語解説 125
震災～平成25年度までの主な動き 143
福島県における環境関連計画等 151
福島県環境基本条例 153

第1章 平成25年度の取組状況

第4次環境基本計画（平成25年3月改定）の施策体系に沿って、現状・課題とともに、平成25年度の取組の概要について示します。

第1節 環境回復の推進

1 放射性物質による環境汚染からの回復

現状・課題

東日本大震災は本県に甚大な被害をもたらし、とりわけ、東京電力福島第一原子力発電所の事故は、大量の放射性物質の放出により広範囲にわたり環境を汚染しました。

そのため、きめ細かく放射線量を把握するとともに、除染や汚染廃棄物・災害廃棄物の適正処理を速やかに実施することが求められています。

平成25年度の取組等

(1) 環境放射線モニタリングの実施

ア きめ細かな監視・測定

- 県、関係省庁及び事業者などが連携し、総合モニタリング計画に基づき、陸域、海域、食品などのモニタリングを実施し、その結果について随時ホームページで公表しています。
- 原子力発電所周辺環境放射能測定結果について、モニタリングポストによる空間線量率をリアルタイムで公表しているほか、調査結果報告書を四半期毎にとりまとめ、「福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会（環境モニタリング評価部会）」において確認し、公表しています（平成25年10月：第1四半期分、平成25年11月：第2四半期分、平成26年3月：第3四半期分）。
- 福島第一原子力発電所の汚染水による地下水や海域への汚染拡大が懸念されていることから、平成25年7月から周辺海域のモニタリングを強化しています。

イ IAEAとの協力（P. 4参照）

IAEAとの協力プロジェクトとして、空間線量率の面的な測定のため、歩行サーベイと無人航空機による測定結果を組み合わせる線量分布マップを作成する「GPS歩行サーベイによる環境マッピング技術の活用事業」、河川・湖沼の水

質・底質の放射性核種濃度を測定し、濃度分布、移動状況等を明らかにする「河川・湖沼における放射性核種の動態調査」、及び放射性物質による野生動物への影響を把握する「野生動物における放射性核種の動態調査事業」に新たに取り組みました。

(2) 除染の推進

ア 市町村除染

県土の除染を迅速に進めていくため、市町村の除染実施計画に基づく除染の実施を総合的に支援するとともに、県有施設等の除染に取り組みました。また、除染推進体制を整備するため、除染事業者等の育成や技術的支援の強化、住民理解の促進に取り組みました。

イ 国直轄除染

平成25年12月26日、除染特別地域における除染実施計画について、葛尾村、川俣町は平成27年度末、飯舘村、南相馬市、浪江町及び富岡町は平成28年度末までの除染完了を目指した計画に見直されました。

ウ IAEAとの協力（P. 4参照）

IAEAとの協力プロジェクトとして、河川・湖沼等に関する効果的な除染手法の検討を行う「河川・湖沼等の除染技術開発事業」に新たに取り組みました。

(3) 中間貯蔵施設等

- 平成25年4月、中間貯蔵施設の安全性について専門的見地から意見を伺うために、「中間貯蔵施設に関する専門家会議」を設置し、平成25年度中に4回の会議と現地調査を行いました。
- 平成25年12月14日、国から県と地元4町（大熊町、双葉町、楢葉町及び富岡町）に対し、中間貯蔵施設の受入と、既存管理型処分場の活用の要請がありました。
- 平成26年1月、既存管理型処分場の指定廃棄物等の埋立処分計画案に関する安全性の確認について、専門家から意見を伺うため、「福島県産業廃棄物技術検討会」を開催しました。
- 平成26年2月12日、県が国に対し、中間貯蔵施設配置計画案の見直しなどの、申入れを行いました。
- 平成26年3月27日、国から県の申入れに対して回答がありました。

(4) 汚染廃棄物及び災害廃棄物の適正な処理の推進

ア 災害廃棄物等の処理

- 平成25年8月、災害廃棄物処理を進めるに当たっての課題と対応策を示すと

ともに、県、市町村及び関係団体が協働して取り組むべき方向を明らかにするため、「福島県東日本大震災に係る災害廃棄物処理加速化指針」を策定しました。

- 平成 25 年 9 月 10 日、環境省が「福島県の災害廃棄物等の処理進捗状況についての総点検」を公表し、平成 25 年度までに処理するとされていたスケジュールが見直しされることとなりました。
- 平成 25 年 12 月 26 日、国直轄による対策地域内廃棄物処理計画の見直しが行われました。帰還の妨げとなる廃棄物の仮置場への搬入完了目標については平成 27 年度までとされ、処理の完了については各市町村と調整のうえスケジュールを設定することとされました。

イ 汚染廃棄物の処理

放射性物質により汚染された産業廃棄物の処理について、処理施設周辺の住民理解の醸成や処理促進のため、地元自治体の議会や住民説明会に出席・説明するとともに産業廃棄物処理業者等を対象としたリスクコミュニケーション研修会の開催、施設の排ガスや放流水中の放射性物質の放射能濃度検査、処理施設における放射線監視施設の設備に対する支援などの取組を行いました。

ウ IAEAとの協力（P. 4参照）

IAEAとの協力プロジェクトとして、放射性物質を含む廃棄物のより安全な焼却処理について調査研究を行う「一般廃棄物焼却施設における適正な処理の検討事業」に新たに取り組みました。

(5) 環境創造センターの整備（P. 5参照）

- 平成 25 年 10 月 18 日、環境創造センター三春町施設本館及び南相馬市施設の概要を公表しました。
- 平成 26 年 1 月 31 日、環境創造センター研究棟・交流棟の概要を公表しました。
- 平成 26 年 3 月 26 日、平成 27 年度の開所に向け、環境創造センター三春町施設本館及び南相馬市施設の建設工事に着手しました。

IAEAとの協力～世界の英知の結集～

早急な環境回復を実現するためには、世界の英知を結集して取り組む必要があることから、平成24年12月15日、原子力に関する高度な知見を有するIAEAとの間で放射線モニタリング及び除染の分野における協力覚書を締結しました。

福島県とIAEAとの間の協力に関する覚書の概要

覚書

福島県とIAEAとの間の協力

福島県とIAEAとの間の実施取決め（協力分野：放射線モニタリング・除染）

協力プロジェクト

- ① 福島における除染
- ② 除染活動から生じた放射性廃棄物の管理
- ③ 無人航空機による環境マッピング技術の活用
- ④ 分かりやすいマップ作成のための放射線モニタリング・データ活用上の支援
- ⑤ 放射線安全及びモニタリング・プロジェクトの管理支援

福島県立医科大学とIAEAとの間の実施取決め（協力分野：人の健康）

協力プロジェクト

- ① 医療関連専門家及び医学生能力開発による放射線医学教育の強化
- ② 心的外傷後ストレス障害を含む放射線災害医療における研究協力の強化
- ③ 原子力又は放射線緊急事態の際に支援を行う医学物理士のための具体的なトレーニング・パッケージの作成

緊急時対応能力研修センター

外務省とIAEAとの間の実施取決め（協力分野：緊急時対応）

協力内容

- ① RANET(※)機材を福島県に保管
- ② 各国・自治体関係者向けに福島県において研修等を実施
- ③ アジア太平洋地域の緊急事態においてRANET機材を使用

※RANET(Response and Assistance Network)とは、IAEAにおいて、原子力事故又は放射線緊急事態発生時の国際的な支援の枠組みとして構築された、緊急時対応援助ネットワーク。

福島県とIAEAとの協力プロジェクト

IAEA提案のプロジェクト

- ① 福島における除染
 - 技術的アドバイスのためIAEA及び国際的な専門家から構成されるIAEAミッションを派遣する。
 - 地元におけるワークショップの開催を通じた、環境モニタリング、被ばく経路調査、被ばくを低減させ又は回避する可能性、日常生活のための放射線安全、住民の帰還等に関する支援を行う。
- ② 除染活動から生じた放射性廃棄物の管理
 - 技術的アドバイスのためIAEA及び国際的な専門家から構成されるIAEAミッションを派遣する。
 - 地元及び政府の関係機関との意見交換を通じた、放射性廃棄物の保管、放射性廃棄物の処理、放射性廃棄物を取り扱う際の放射線被ばく等に関する支援を行う。
- ③ 無人航空機(UAV)による環境マッピング技術の活用
 - 福島におけるモニタリングに使用するため、UAVに搭載した可動型ガンマ線分光システムのプロトタイプを開発する。
 - 専門家会合を開催しフィールドテストを実施する。研修及び技術的支援を実施する。
- ④ 分かりやすいマップ作成のための放射線モニタリング・データ活用上の支援
 - 放射線モニタリング・データ活用上の技術的アドバイスのため、IAEA及び国際的な専門家から構成されるIAEAミッションを派遣する。
- ⑤ 放射線安全及びモニタリング・プロジェクトの管理支援
 - 福島とIAEAとの協力プロジェクトを調整するため、福島におけるIAEAの連絡役として、IAEA専門家を任命し、必要に応じて技術的アドバイスを提供する。

(平成24年12月15日締結)

福島県提案のプロジェクト

- ① 河川・湖沼における放射性核種の動態調査
 - 広瀬川及び猪苗代湖の各流域における河川・湖内の水質・底質の放射性核種濃度を測定し、濃度分布、移動状況、マスバランス等を明らかにする。
- ② 野生動物における放射性核種の動態調査
 - 野生生物(イノシシ)の体表面の放射線量や筋肉組織、胃内容物等の放射性核種濃度を測定し、野生動物における放射性核種の動態を把握する。
- ③ 河川・湖沼等の除染技術検討事業
 - 福島県内の河川、湖沼等における放射性物質の環境動態に関する知見の整理及び国内外の現地調査・文献調査等を通じた除染技術に関する情報を収集・整理した上で、河川・湖沼等に関する効果的な除染手法を検討する。
- ④ GPS歩行サーベイによる環境マッピング技術の開発
 - IAEAが実施する無人航空機サーベイに併せて、補完的にGPS歩行サーベイを実施し、データの解析方法、マッピングによる可視化の方法などについて検討する。
- ⑤ 一般廃棄物焼却施設における放射性物質を含む廃棄物の適正処理推進検討事業
 - 焼却施設の燃焼温度を一定範囲内で変化させ、燃え殻や飛灰の放射性核種濃度を測定し、燃焼温度と燃え殻、飛灰への放射性物質の移行変化の関係を把握する。
 - バグフィルター塵ろ布を焼却施設に投入し、焼却処理への影響、焼却処理時の排ガス性状等を調査する。

(①～③平成25年4月10日締結、④及び⑤平成25年10月30日締結)

福島県環境創造センターの整備

◎放射性物質により汚染された環境の早急な回復のため、また、県民が安心して暮らせる環境を創造するため、除染技術の研究開発やきめ細かなモニタリングを実施する中核施設として三春町及び南相馬市に環境創造センターを整備する。

三春町施設

- 敷地概要 田村郡三春町の田村西部工業団地に建設、敷地面積46,363m²。
- 計画の基本方針
 - ・モニタリング、調査・研究、情報収集・発信、教育・研修・交流の4つの機能を効果的に発揮。
 - ・(独)日本原子力研究開発機構及び(独)国立環境研究所を招致するとともに、国際原子力機関(IAEA)緊急時対応能力研修センターを誘致。
 - ・防災拠点として必要な耐震構造をもち、再生可能エネルギーを利用。
 - ・子供たちはもとより国内外からの見学者を迎えられる開かれた施設。
- 施設概要 本館、研究棟、交流棟の3つの施設から構成。
 - ・本館・・・延床面積4,228m²、環境放射線のモニタリングや調査研究を行うエリア、大気・水・廃棄物のモニタリングや調査研究を行うエリアにより構成。(平成27年度中開所予定)
 - ・研究棟・・・延床面積5,626m²、研究室、分析室、実証実験室等により構成され、(独)日本原子力研究開発機構及び(独)国立環境研究所を招致。(平成28年4月開所予定)
 - ・交流棟・・・延床面積4,658m²、情報発信・環境教育を行う展示室、国際会議、学会等を行うホールや会議室により構成。(平成28年4月開所予定)

南相馬市施設

- 敷地概要 南相馬市原町区に建設、敷地面積18,285m²。
- 計画の基本方針
 - ・原子力発電所周辺のモニタリングや安全監視の機能を担う施設。
 - ・(独)日本原子力研究開発機構を招致。
 - ・隣接する(仮称)浜地域農業再生研究センターや(仮称)福島第一オフサイトセンターと調査研究や安全監視など連携。
- 施設概要 本館(延床面積2,940m²)、放射線測定器校正施設(延床面積455m²)から構成。(平成27年度開所予定)

三春町施設のイメージパース



南相馬市施設のイメージパース



2 原子力発電所及び周辺地域の安全確保

現状・課題

東京電力福島第一原子力発電所1～4号機においては、「廃止措置等に向けた中長期ロードマップ（以下、「中長期ロードマップ」という。）」に基づき廃炉に向けた取組が進められていますが、汚染水の漏えいなど県民の不安を招くトラブルが相次いでいます。

原子力発電所の廃炉に向けた取組が安全かつ着実に進められるとともに、それらの取組の進捗状況や安全対策に関する情報を迅速かつ分かりやすく提供していく必要があり、県では、これらの取組を厳しく監視し、必要な対策を国及び東京電力に対して申し入れています。

平成 25 年度の取組等

(1) 原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等

- 県では、県、関係市町村、様々な分野の専門家で構成する廃炉安全監視協議会の現地調査等により、廃炉に向けた取組やトラブルへの対応状況等を確認し、必要な対策を国及び東京電力に対して申し入れています。
- 平成 25 年度には、今後のモニタリング計画の策定や県及び東京電力のモニタリング結果等を確認するため、廃炉安全監視協議会に「環境モニタリング評価部会」を設置（平成 25 年 7 月 11 日）するとともに、廃炉等の取組について県民目線での確認等を行うことを目的として、「福島県原子力発電所の廃炉に関する安全確保県民会議」を設置（平成 25 年 8 月 4 日）しました。

ア 福島第一原子力発電所の監視等

福島第一原子力発電所（以下、この項目では「福島第一」という。）の廃炉に向けた国及び東京電力の主な動き等や県の対応状況等については、以下のとおりです。

国及び東京電力の主な動き等

- ・ 平成 25 年 6 月 5 日、国が「原子力災害対策指針」を改正。緊急時モニタリング実施体制や安定ヨウ素剤の事前配布方法等を盛り込む。
- ・ 平成 25 年 6 月 27 日、政府廃炉対策推進会議は、熔融燃料取り出し開始時期の前倒しや凍土遮水壁の設置等を内容とする、中長期ロードマップの改訂を決定。
- ・ 平成 25 年 9 月 3 日、国が原子力災害対策本部において、「汚染水問題に関する

基本方針」を決定。凍土方式の遮水壁の構築等への国費投入や、「廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議」及び「廃炉・汚染水対策現地事務所」の設置などを示す。

- ・ 平成 25 年 9 月 20 日、安倍首相が福島第一を視察。東京電力に 5、6 号機の廃炉を要請。
- ・ 平成 25 年 10 月 30 日、原子力規制委員会が、福島第一 4 号機使用済燃料プールからの燃料取出し計画を認可。
- ・ 平成 25 年 11 月 18 日、東京電力が、福島第一 4 号機の燃料取出し作業を開始。
- ・ 平成 25 年 12 月 18 日、東京電力が、福島第一 5、6 号機の廃炉を決定。
- ・ 平成 25 年 12 月 20 日、国は、原子力災害対策本部において「廃炉・汚染水問題に対する追加対策」を決定。「汚染源を取り除く、汚染源に水を近づけない、汚染水を漏らさない」の 3 つの項目毎に講じる予防的・重層的な対策を提示。

県の対応状況等

- ・ 平成 25 年 4 月 3 日、廃炉安全監視協議会を開催。福島第一使用済燃料プールの冷却停止トラブルの状況を現地調査。
- ・ 平成 25 年 4 月 5 日、福島第一において汚染水地下貯水槽から汚染水が漏れいしていることが判明。以後、相次いで複数の地下貯水槽で漏れいが判明。県は国へ緊急要望を行うとともに、東京電力に対し迅速な対応等を申入れ。
- ・ 平成 25 年 4 月 24 日、廃炉安全監視協議会を開催。福島第一における汚染水漏れい等のトラブルへの対応状況等を現地調査。
- ・ 平成 25 年 6 月 11 日、廃炉安全監視協議会を開催。資源エネルギー庁が中長期ロードマップの改定案を説明。
- ・ 平成 25 年 7 月 11 日、第 1 回廃炉安全監視協議会環境モニタリング評価部会を開催。
- ・ 平成 25 年 8 月 4 日、第 1 回福島県原子力発電所の廃炉に関する安全確保県民会議を開催。
- ・ 平成 25 年 8 月 6 日、廃炉安全監視協議会を開催。福島第一 1～4 号機護岸付近の地下水放射能濃度上昇及び汚染水の海への漏出状況について現地調査。
- ・ 平成 25 年 8 月 19 日、福島第一構内 H 4 エリアの地上タンクから約 300t の汚染水が漏れい。県は、翌 20 日に東京電力に対し、原因特定と再発防止対策の早期実施を申入れ。
- ・ 平成 25 年 9 月 13 日、廃炉安全監視協議会を開催。福島第一 H 4 エリア地上タンクにおける汚染水の漏れい、汚染水の海への漏出等の状況について現地調査。
- ・ 平成 25 年 9 月 17 日、廃炉安全監視協議会を開催。国、東京電力が汚染水対策の現状を報告。

- ・ 平成 25 年 10 月 2 日、福島第一 B 南エリアのタンク上部天板部からの漏えい発生。県は、翌 3 日、東京電力に、リスク管理の徹底、降雨時対応基準の早急な明確化等を申し入れるとともに、海水の緊急モニタリングを実施。
- ・ 平成 25 年 10 月 22 日、廃炉安全監視協議会を開催。福島第一の汚染水対策や 6 号機燃料取出し作業の実施状況等について現地調査。
- ・ 平成 25 年 11 月 12 日、原子力規制委員会が 10 月 30 日に燃料取出計画を認可したこと受け、廃炉安全監視協議会を開催し、福島第一 4 号機の燃料取出しにかかる安全確保状況等を現地調査。
- ・ 平成 25 年 11 月 15 日、廃炉安全確保県民会議を開催。
- ・ 平成 25 年 11 月 19 日、県が福島第一 4 号機の燃料取出し作業状況等を現地確認。
- ・ 平成 25 年 11 月 21 日、廃炉安全監視協議会を開催。18 日から開始された福島第一 4 号機の燃料取出し作業状況等を現地調査。
- ・ 平成 25 年 11 月 26 日、廃炉安全監視協議会を開催。福島第一 4 号機の燃料取出し作業状況等を現地調査。
- ・ 平成 25 年 12 月 16 日、廃炉安全監視協議会を開催。福島第一のタンクエリアの雨水対策や 4 号機の燃料取出し作業の状況等を現地調査。
- ・ 平成 25 年 12 月 24 日、原子力関係部長会議を開催。20 日に示された国の「廃炉・汚染水問題に対する追加対策」に対する県としての意見を取りまとめ。
- ・ 平成 25 年 12 月 25 日、「廃炉・汚染水問題に対する追加対策」に対して、国自らの事業であるとの認識の下、現場での体制を含め、廃炉に責任と主体性を持って取り組む体制を整備することなど国への要請を実施。
- ・ 平成 26 年 1 月 7 日、県が福島第一 4 号機の燃料取出し作業状況等を現地確認。
- ・ 平成 26 年 1 月 16 日、廃炉安全監視協議会を開催。汚染水貯蔵タンクエリアの堰からの漏洩防止対策や福島第一 4 号機の燃料取出し作業の状況等を現地調査。
- ・ 平成 26 年 2 月 19 日、福島第一において、2 号機原子炉圧力容器底部温度計が損傷。また、H 6 エリアタンク上部から汚染水が漏えい。
- ・ 平成 26 年 2 月 20 日、原子力関係部長会議を開催。
- ・ 平成 26 年 2 月 20 日、廃炉安全監視協議会を開催。東京電力に対し、温度計損傷や H 6 エリアタンクからの汚染水漏れについて申入れ。
- ・ 平成 26 年 2 月 25 日、福島第一において、掘削工事における電源ケーブル切断により、4 号機使用済燃料プールが一時冷却停止。県は東京電力に対し、リスク管理、作業管理に万全を期して再発防止を徹底すること等を申入れ。
- ・ 平成 26 年 3 月 7 日、廃炉安全監視協議会を開催。汚染水移送に関する作業管理や地中埋設物の管理、温度計損傷への対応等の状況を現地調査。
- ・ 平成 26 年 3 月 18 日、福島第一における多核種除去設備(ALPS)について、本来の除去性能が出ていないことが確認され、A 系、C 系を停止(B 系はフィルタ

一交換のため停止)。

- ・ 平成 26 年 3 月 20 日、ALPS 停止を受け、県は東京電力に対し、原因究明と再発防止策の徹底等を申入れ。

イ 福島第二原子力発電所の状況等

- 平成 25 年 5 月 30 日、福島第二原子力発電所（以下、この項目では「福島第二」という。）1号機の復旧作業が完了し、福島第二における復旧作業が全て完了しました。
- 平成 25 年 6 月 13 日、廃炉安全監視協議会を開催し、福島第二の復旧状況等を現地調査しました。
- 平成 25 年 9 月 20 日、廃炉安全監視協議会を開催し、福島第二 2 号機原子炉建屋内から使用済燃料プールへの燃料移動作業について現地調査しました。

(2) 原子力発電所周辺環境放射線モニタリングの実施

- 平成 25 年 2 月 13 日、県防災会議を開催し、緊急時モニタリング体制等について、「福島県地域防災計画（原子力災害対策編）」を見直しました。
- 原子力発電所周辺環境放射能測定結果について、モニタリングポストによる空間線量率をリアルタイムで公表しているほか、調査結果報告書を四半期毎にとりまとめ、「福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会（環境モニタリング評価部会）」において確認し、公表しています（平成 25 年 10 月：第 1 四半期分、平成 25 年 11 月：第 2 四半期分、平成 26 年 3 月：第 3 四半期分）。
- 福島第一の汚染水による地下水や海域への汚染拡大が懸念されていることから、平成 25 年 7 月から周辺海域のモニタリングを強化しています。

第2節 美しい自然環境に包まれた持続可能な社会の実現

1 低炭素社会への転換

現状・課題

1880～2012年において、世界平均地上気温は0.85℃上昇しており、人間活動が20世紀半ば以降に観測された温暖化の要因であった可能性が極めて高いとされています。

また、平成23年度は、前年度と比較して、本県における温室効果ガスの総排出量が増加しました。

その主な要因としては、東日本大震災の影響により、火力発電用の化石燃料消費量が増加したことが挙げられます。そのため、温室効果ガスの排出抑制に取り組むとともに、再生可能エネルギーの普及拡大等を進めていくことが大切です。

平成25年度の実施等

(1) 温室効果ガス排出抑制の実施の推進

ア 福島県地球温暖化対策推進計画の改訂

平成25年3月に「福島県地球温暖化対策推進計画」を改訂し、温室効果ガス排出量を、平成2年度比で、平成32年度には10～15%削減、平成52年度には80%削減することを目標として掲げました。

イ 省資源・省エネルギーの実施

- 事業者、民間団体、行政等あらゆる主体で構成する「地球にやさしい“ふくしま”県民会議」を開催し、地球温暖化対策の実践について協議しました。また、各地方会議を中心に普及啓発活動を実施しました。
- 学校・事業所等それぞれの団体が、自ら二酸化炭素排出削減目標を掲げ、知事と取り交わす「福島議定書」事業により、各団体の自主的な地球温暖化対策活動を促進しました。
- 家庭や学校における節電・節水などの地球温暖化防止のための実施に対し、その成果に応じた賞品を提供する「復興ふくしまエコ大作戦！みんなでエコチャレンジ事業」を実施しました。
- 環境保全対策に取り組む中小事業者等を支援するため、環境保全のための施設整備等に必要な資金の融資をあっせんできるよう、環境創造資金融資事業を実施しました。

- 福島議定書参加事業所等が開催するエコドライブ講習会への講師の派遣、福島議定書参加事業所職員を対象としたエコドライブアドバイザー養成講習会の開催など、エコドライブの推進に取り組みました。
- うつくしま地球温暖化防止活動推進員を養成し、地球温暖化防止に向けた地域での草の根運動を推進しました。

ウ 県の取組

- 「ふくしまエコオフィス実践計画」に基づき、一事業者として地球温暖化対策や廃棄物減量化等の環境負荷低減の取組を行いました。
- 既存の県有施設について「県有建築物の環境性能診断」を実施し、環境に配慮した施設の運用面と改修面の提案を施設管理者に行っています。平成25年度は16施設に対して診断を実施し、全体計画132施設中114施設が完了しました。

エ 環境負荷の少ないまちづくりの推進

各市町村に対し、平成20年度に策定した「歩いて暮らせるまちづくりビジョン」の「5つの実行戦略」の具体的事例を示すことなどにより、持続可能な歩いて暮らせるまちづくりを促進しました。

オ 低炭素社会の実現に向けた森林整備の推進

森林の有する二酸化炭素を吸収し、貯蔵するなどの多面的機能の持続的発揮を図るため、一般造林事業や森林環境基金による森林整備事業により、健全な森林を造成する一連の森林施業に対して支援を行いました。

(2) 再生可能エネルギーの普及拡大とエネルギーの有効利用

ア 再生可能エネルギーの導入支援

- 住宅用太陽光発電設備設置補助事業を行い、県内に住宅を有する個人等に対し補助を行いました（約6,500件）。
- 県有施設等活用再生可能エネルギー導入推進事業として、復興公営住宅等を活用し、屋根貸しを行いました。
- 市町村等及び民間事業者が所有する、災害時に防災拠点となる施設への再生可能エネルギー等設備の導入に対して補助を行いました。

イ 県有施設等への率先導入

- 本県復興のシンボルとして、再生可能エネルギーの体験学習機能を備えた太陽光発電施設「福島空港メガソーラー」を整備しました。
- 合同庁舎や学校など、災害時に防災拠点となる施設に太陽光発電設備及び蓄電池設備を整備しました。

(3) 再生可能エネルギー関連産業の活性化

- 再生可能エネルギー関連産業の育成のため、企業などによる再生可能エネルギー研究開発への助成等を行いました。
- 再生可能エネルギー関連産業推進研究会（平成 26 年 3 月末入会団体：499 団体）において、太陽光、風力等の 4 分科会を各 3 回程度実施するとともに、会員企業と展示会「ENE X 2014」に出展しました。
- 藻類バイオマスに関する技術開発など、再生可能エネルギーに関する次世代に向けた技術開発事業を実施しました。
- ふくしま復興・再生可能エネルギー産業フェア（リーフふくしま）を平成 25 年 11 月 6 日～7 日に、ビッグパレットふくしまで開催し、153 団体の出展、5,590 名の来場者がありました。
- 浮体式洋上風力発電実証研究事業において、平成 25 年 11 月 11 日、浮体式洋上風力発電「ふくしま未来」（2MW（メガワット））及び洋上変電所「ふくしま絆」の運転が開始されました
- 平成 26 年 3 月、産業技術総合研究所福島再生可能エネルギー研究所が建設されました（平成 26 年 4 月 1 日開所）。
- 再生可能エネルギーに関する専門家を先進地である欧州に派遣するとともに、ドイツ・ノルトライン・ヴェストファーレン州環境省と連携に関する覚書の締結等を行いました。

2 循環型社会の形成

現状・課題

本県のごみの総排出量は、近年、減少傾向にありましたが、平成 23 年度は増加に転じました。

これは、東日本大震災による影響が大きいものと考えられます。循環型社会の形成に向け、環境に負荷をかけない意識への転換とともに、廃棄物等の発生抑制、再使用、再生利用の更なる促進などが求められています。

平成 25 年度の取組等

(1) 環境に負荷をかけないライフスタイルへの転換の促進

- 小学生や中学生・高校生を対象とした地球にやさしい暮らし方を表現する、ポストカードや川柳・ことわざのコンテストを実施し、環境に負荷をかけない意識の普及啓発に取り組んだほか、マイバッグ推進デーなどのキャンペーンにより、レジ袋の削減を通して、日常生活における実践を促進しました。
- 事業者、民間団体、行政等あらゆる主体で構成する「地球にやさしい“ふくしま”県民会議」を開催し、地球温暖化対策の実践について協議しました。また、各地方会議を中心に普及啓発活動を実施しました。
- 家庭や学校における節電・節水などの地球温暖化防止のための取組に対し、その成果に応じた賞品を提供する「復興ふくしまエコ大作戦！みんなでエコチャレンジ事業」を実施しました。

(2) 廃棄物等の発生抑制、再使用、再生利用の促進

ア 福島県分別収集促進計画の見直し

平成 26 年 3 月、「福島県分別収集促進計画」を見直しました。この計画では、各主体が廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の促進に取り組み、県民総参加で循環型社会の形成を目指すこととしています。

イ 廃棄物等の発生抑制、再使用、再生利用の促進

- 産業廃棄物排出の抑制等を目的として、排出事業者が整備する先進性のある施設等に対して補助を行いました。
- 産学官の連携により、食品廃棄物等からメタンガスを生成し、燃料とするバイオマス発電装置の開発に対し支援しました。
- 排出事業者の汚泥の排出抑制を目的とした汚泥脱水装置等の施設導入に対し

支援を行いました。

- 産業廃棄物等ごみの減量化や廃棄物の有効利用を図るため、優良なリサイクル製品を認定し、その利用拡大を図るため普及啓発等を行いました。
- 環境保全対策に取り組む中小企業者等を支援するため、環境保全のための施設整備等に必要な資金の融資をあっせんできるように、環境創造資金融資事業を実施しました。

(3) 廃棄物の適正な処理の推進

ア 業者への監視・指導の強化

- 産業廃棄物の排出事業者や処理業者を対象に、廃棄物の適正処理、最新のリサイクル技術や放射性汚染物質対処特別措置法などの知識の習得を目的に研修会を開催しました。
- 中間処理業者が販売する中間処理物のダイオキシン類等有害物質調査を行うとともに、産業廃棄物最終処分場に埋め立てられる燃え殻及び放流水に含まれるダイオキシン類濃度の調査を行いました。

イ 不法投棄防止対策の強化

不法投棄の未然防止や早期発見のため、県内各市町村に不法投棄監視員を配置するとともに、地域住民による監視体制づくりへの支援や、夜間や休日のパトロール等を実施しました。

(4) 環境と調和した事業活動の展開

ア 環境にやさしい事業活動の促進

- 環境保全対策に取り組む中小企業者等を支援するため、環境保全のための施設整備等に必要な資金の融資をあっせんできるように、環境創造資金融資事業を実施しました。
- 「ふくしまエコオフィス実践計画」に基づき、一事業者として地球温暖化対策や廃棄物減量化等の環境負荷低減の取組を行いました。

イ 環境負荷低減に資する取組の創出・育成

- 産業廃棄物等ごみの減量化や廃棄物の有効利用を図るため、優良なリサイクル製品を認定し、その利用拡大を図るため普及啓発等を行いました。
- 産業廃棄物抑制及び再利用施設整備支援事業（うつくしまリサイクル施設等整備費補助金）を実施し、産業廃棄物の排出抑制を目的とした施設導入に対し支援を行いました。

ウ 環境と共生する農業の促進

エコファーマー、特別栽培、有機栽培の拡大を図るため、県内全域を対象にJA生産部会等による組織ぐるみの取組を推進しました。

3 自然共生社会の形成

現状・課題

尾瀬地区や裏磐梯地区を始め、本県は豊かな自然と多様な動植物を有しており、これらを適正に保護管理していくことが大切です。

また、イノシシによる農業被害やツキノワグマによる人身被害など、野生鳥獣と人とのあつれきへの適切な対策、さらには、湖水の中性化に伴いCOD値が上昇傾向にある猪苗代湖の水環境保全対策を一層推進していく必要があります。

平成 25 年度の取組等

(1) 自然環境の保全と自然とのふれあいの推進

ア 自然公園等での自然環境の保全推進

登山者による踏み付けなどにより発生した植生荒廃地について、その地域の登山愛好者などからなるボランティア団体と協働で植生復元作業を実施しています（磐梯朝日国立公園浄土平地域及び東吾妻山山頂周辺）。

イ 森林や農地等のもつ多面的な機能の確保

- 農業生産活動を通じての多面的機能の確保、農業者等による農地・水路等の草刈り、泥上げ、農道脇への花の植栽などの共同活動、老朽化が進む農地周りの水路等を補修・更新することによる施設の長寿命化等の取組を支援しました。
- 森林は木材等の林産物の供給はもとより、県土の保全、水源のかん養、保健休養の場の提供、自然環境の保全・形成など多面的機能を有しており、これらの機能を高度に発揮するため、森林の適正な管理を推進しています。

ウ 自然とのふれあいの場の整備推進等

それぞれの河川が持つ、あるいは持っていた特性の保全や再生、川を舞台とした地域の活動を支援するため、環境や生態系に配慮したワンドの保全や復元、一連区間の魚道の設置等の河川整備を実施しました。また、異常渇水時などに河川流量が不足することで発生する、魚道機能の不全、水質の悪化、河川景観の悪化などに対して、河川維持流量の確保を目的に高柴ダムにおいて、水位の弾力的運用を実施しています。

(2) 生物多様性の保全と生物多様性の恵みの持続可能な利用

ア ふくしまレッドリストの見直し

生物多様性を保全するにあたり、絶滅するおそれがある種について保全対策を

検討するための重要な指標となる希少野生動植物リスト（ふくしまレッドリスト）の見直し調査を実施しています。

イ 野生動植物の保護・救護の取組

- 公共事業により生物多様性が無秩序に損なわれないよう、事業者への希少種情報の提供、福島県野生動植物保護アドバイザーからの助言を受けるための調整を実施しました。
- 生物多様性の恵みの維持、啓発、利用の推進にあたり補助役を担う福島県野生動植物保護サポーターを対象とした研修会を実施しました。

- (3) **地震・津波により影響を受けた自然環境及び生物多様性の回復に向けた適切な保全**
津波被災地域の河川河口部・沿岸域においては、新たに確認された希少種に対する配慮を行いながら復旧事業等の整備を実施しました。

(4) 尾瀬地区及び裏磐梯地区の自然環境保全

ア 尾瀬地区の自然環境保全の促進

- 本州最大の高層湿原を有する尾瀬国立公園の自然環境を保全し、適正な利用の増進を図るため、特殊植物等保全事業を継続して実施しています。
- 尾瀬の貴重な湿原植生をニホンジカから守るため、南会津尾瀬ニホンジカ対策協議会において、夜間見回りや追払いを行うとともに、越冬地への移動時期に捕獲を実施しました。

イ 裏磐梯地区の自然環境保全の促進

自然公園等の適正な保護管理と利用増進を図ることを目的として設立された関係団体の管理運営に参画するとともに、子どもたちが体験しながら自然とふれあい環境保全の大切さを学ぶための活動を支援しました。

(5) 猪苗代湖等の水環境保全

- 平成 25 年度から、新しい「猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画」がスタートしました。同計画では、各湖沼の水質保全目標を掲げ、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼を美しいまま将来の世代に引き継いでいくことを目指しています。
- 流域における生活排水対策として、窒素りん除去型浄化槽の普及促進を図るとともに、同浄化槽の性能を十分に発揮させるため、維持管理に関する講習会を開催しました。
- 県民が一体となった水環境保全活動を推進し、「猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会」が平成 25 年 6 月 29 日に舟津浜にて開催した「県民参加による猪苗代湖のボランティア清掃」では、過去最高の約 430 人の参加者となりました。

4 良好な生活環境の確保

現状・課題

大気環境については依然として光化学オキシダントの環境基準が達成されておらず、また、PM2.5 など新たな課題が発生しています。水環境については公共用水域の環境基準達成状況がほぼ横ばいの状況となっていることから、大気、水環境等の保全対策を一層進めていくことが必要です。

また、良好な生活環境の確保に向け、化学物質の適正管理や公害紛争等への適切な対応、環境影響評価を推進していくことが大切です。

平成 25 年度の取組等

(1) 大気、水、土壌等の環境保全対策の推進

ア 大気環境保全対策

- 大気汚染防止法に基づいて、大気環境測定局を配置して環境基準項目等の常時監視を行うとともに、ばい煙発生施設等に対し、排出基準等の遵守について監視・指導を行いました。
- 平成 21 年 9 月に環境基準が設定された微小粒子状物質（PM2.5）については、これまで計画的に測定局の整備を進め、平成 25 年度には、測定結果を県のホームページにリアルタイムで表示するためのシステム改修を行いました。

イ 水環境保全対策

- 水質汚濁防止法に基づき、公共用水域及び地下水の常時監視を行うとともに、特定施設に対し、排出基準等の遵守について監視・指導を行いました。
- 平成 25 年 3 月に「福島県水環境保全基本計画」「猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画」を改定し水環境の安全・安心を一刻も早く確保するため事業を推進しています。

ウ 土壌環境保全対策

土壌汚染対策法に基づき、土壌汚染が確認された土地を区域指定し、汚染の拡散防止及び汚染土壌の適正処理について指導を行いました。

エ 騒音、振動、悪臭の被害防止

騒音規制法に基づき、自動車騒音の常時監視を実施し、環境基準の達成状況を経年的に把握しています。

オ オゾン層の保護及び酸性雨対策の推進

県内において酸性雨の調査を経年的に実施し、酸性雨状況を監視しています。

(2) 化学物質の適正管理等の推進

ア 化学物質による環境汚染の未然防止

ダイオキシン類対策特別措置法に基づいて、ダイオキシン類の環境調査、排出状況調査及び特定施設の監視・指導等を行いました。

イ 化学物質リスクコミュニケーションの推進

福島県化学物質適正管理指針に基づいて、工場等における化学物質の使用状況等を把握するとともに、化学物質リスクコミュニケーションを推進するため、事業者への支援を行いました。

(3) 公害紛争等の対応

公害紛争処理に関する関係者へのアドバイス等を行うとともに、公害苦情処に関する、各市町村へのアドバイス等を継続的に行いました。

(4) 環境影響評価の推進

- 平成 25 年 4 月 1 日、事業所による方法書の要約書作成及び方法書段階の説明会開催の義務付けなどを新たに規定した、「福島県環境影響評価条例」の改正条例が施行されました。
- 平成 25 年度は、発電所新設計画など 10 事業について環境影響評価法及び福島県環境影響評価条例等に基づき、事業者の行う環境影響評価に対し、審査、指導等を行いました。

5 環境ネットワーク社会の構築と環境に配慮したゆとりある生活空間の形成

現状・課題

県民の環境問題に対する意識は高まってきており、様々な主体で構成するネットワークも形成されています。原子力災害により、屋外での活動の減少等の影響も生じています。

環境保全・回復活動を促進するため、環境教育・学習機会の充実に加え、放射線に関する正しい理解の促進を図るとともに、各主体の参加と連携・協働による取組を推進することが大切です。

また、良好な景観を保全、継承や、各主体の取組や理解を促進するため、様々な情報を分かりやすく提供、発信することが大切です。

平成 25 年度の取組等

(1) 環境教育・学習の推進、参加と連携・協働に基づく環境ネットワーク社会の構築

ア 福島県環境教育等行動計画の策定

平成 17 年 3 月に策定した「環境保全活動促進のための環境教育の推進に関する方針」について、平成 25 年 3 月に上位計画である「福島県環境基本計画」を見直したこと、及び平成 23 年 6 月に「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」が公布され、都道府県による行動計画策定の努力義務が課せられたことを踏まえ、これを見直し、平成 26 年 3 月に、「福島県環境教育等行動計画」を策定しました。この計画では、各主体が相互に協力しながら、協働による環境保全・回復活動を促進することとしています。

イ 環境教育・学習の充実

- 貴重な自然が残る「尾瀬」において、1,120 名の小中学生が体験活動を通して、豊かな自然を保全することについての認識を深め、生物多様性の重要性や自然との共生について学習しました。
- 環境アドバイザー等派遣事業などを通じて、多様な場における環境教育・学習機会の充実を図るとともに、水環境教育（せせらぎスクール）指導者総合講座等の実施により、地域において環境教育を推進する指導者を育成する事業を実施しました。また、原子力災害の影響により減少している屋外における活動促進に向け、平成 25 年度は、子どもたちを対象とした、せせらぎスクール実践モデル講座を開催しました。

ウ 連携・協働による環境保全・回復活動の推進

- 本県の豊かで美しい環境を将来世代に確実に引き継いでいくためには、県民を始め、民間団体、事業者、行政などの様々な主体が幅広く連携・協働して環境保全・回復活動に取り組んでいくことが重要であることから、平成21年9月に設立された「ふくしま環境活動支援ネットワーク」により、ホームページで環境教育・学習関連事業の情報提供を行うなどしました。
- 平成24年5月31日、様々な活動主体や学識経験者等と連携して猪苗代湖の環境回復に取り組むために「紺碧の猪苗代湖復活プロジェクト会議」を設立し、協力体制の構築と情報の共有に取り組んでいます。
- 学校・事業所等それぞれの団体が、自ら二酸化炭素排出削減目標を掲げ、知事と取り交わす「福島議定書」事業により、各団体の自主的な地球温暖化対策活動を促進しました。
- 家庭や学校における節電・節水などの地球温暖化防止のための取組に対し、その成果に応じて賞品を提供する「復興ふくしまエコ大作戦！みんなでエコチャレンジ事業」を実施しました。
- 小学生や中学生・高校生を対象とした地球にやさしい暮らし方を表現する、ポストカードや川柳・ことわざのコンテストを実施し、環境に負荷をかけない意識の普及啓発に広く取り組んだほか、マイバッグ推進デーなどのキャンペーンによる、レジ袋の削減を通して、日常生活における実践を促進しました。
- 県民の環境保全に関する意識の高揚を図るため、環境保全等の取組に顕著な功績のあった2個人、3団体を顕彰しました。

(2) 環境に配慮したゆとりある生活空間の形成

ア 自然景観や歴史的景観の保全、継承

県民や事業者、市町村の要請に応じ、各種専門家（建築、造園、土木、色彩等）を派遣する景観アドバイザー制度により、ハード整備やまちづくりに関する振興など多岐にわたり助言を行いました。

イ 景観形成活動・環境美化活動の推進

- 電線地中化や裏配線、軒下配線による無電柱化を推進し、街なみの景観や都市防災機能の向上、安全で快適な歩行空間の確保に取り組みます。
- 福島県クリーンふくしま運動推進協議会が実施する環境美化推進事業に対して助成を行い、散乱ごみ対策を推進しました。

(3) 情報の収集・提供と発信

- 福島県環境基本条例及び福島県環境基本計画に基づき、「平成25年度版福島県環境白書」を作成しました。同白書では、平成24年度における本県の環境の状

況と環境の保全・回復に関して講じた施策を中心に取りまとめ、平成 25 年 9 月の環境審議会において報告するとともに、ホームページ等により広く公表しました。

- 「ふくしま環境活動支援ネットワーク」により、ホームページで環境アドバイザー等派遣事業や水環境教育指導者総合講座等、環境教育・学習関連事業の情報提供を行うなどしました。
- 県、関係省庁及び事業者などが連携し、総合モニタリング計画に基づき、陸域、海域、食品などの放射線モニタリングを実施し、その結果についてホームページで広く発信しています。

第2章 環境基本計画に基づき講じた施策と今後の方向性

平成25年度における主な施策の実績（環境指標等の状況を含む）と今後の方向性について、第4次環境基本計画（平成25年3月改定）の施策体系に沿って示します。

第1節 環境回復の推進

1 放射性物質による環境汚染からの回復

(1) 環境放射線モニタリングの実施

<主な取組>

①環境放射能等測定事業【関連資料：統計資料編 資料1（p.1）】<放射線監視室>

【概要】環境中に放出された放射性物質の分布状況を把握する。

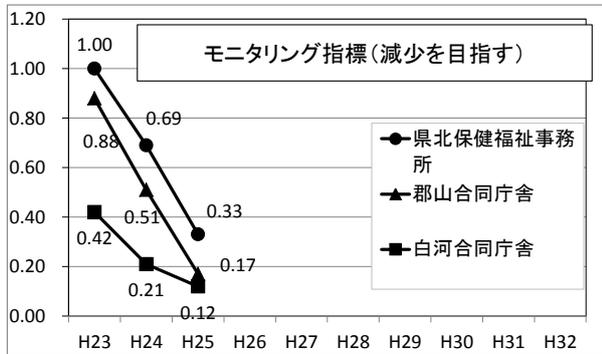
【実績】約3,600地点で定点測定、延べ10,000地点で随時測定を実施した。
放射性核種分析を約23,000検体実施した。

○環境指標1 環境放射線量(各地方振興局等における空間線量率) 【関連資料：統計資料編 資料1 (p.1)】【担当：放射線監視室】

目標区分：\

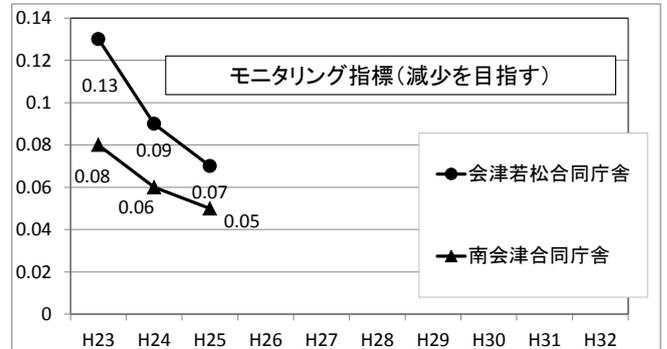
<県北・県中・県南>

【単位：μSv/時】



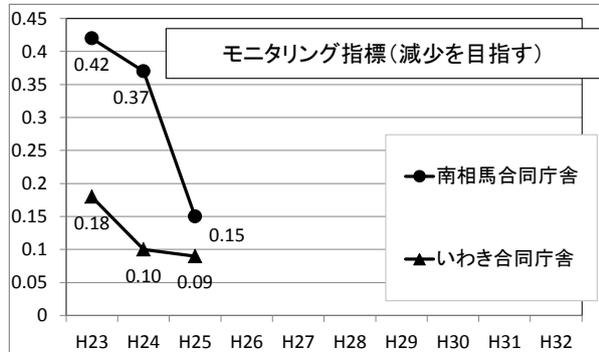
<会津・南会津>

【単位：μSv/時】



<相双・いわき>

【単位：μSv/時】



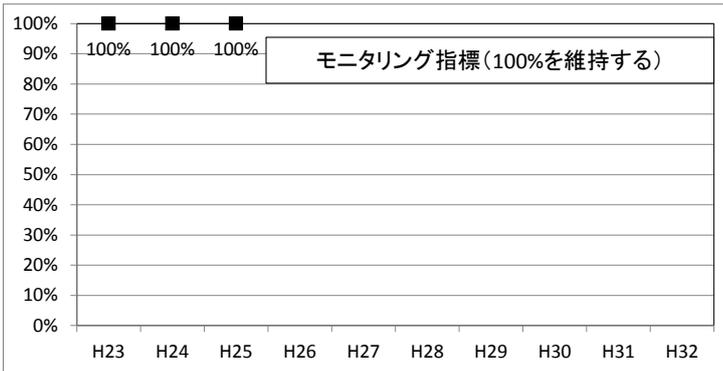
<コメント等>

県内の空間線量率は、放射性セシウムの減衰や除染の進捗により、着実に減少してきており、中でも、会津と南会津では事故前の自然放射線レベルにまで回復してきている。

※実績は全て、各年9月の平均値です。

○環境指標2 水浴場の放射性物質基準適合率 【関連資料：統計資料編 資料3 (p.5)】
【担当：放射線監視室】

目標区分：→ (100%を維持)



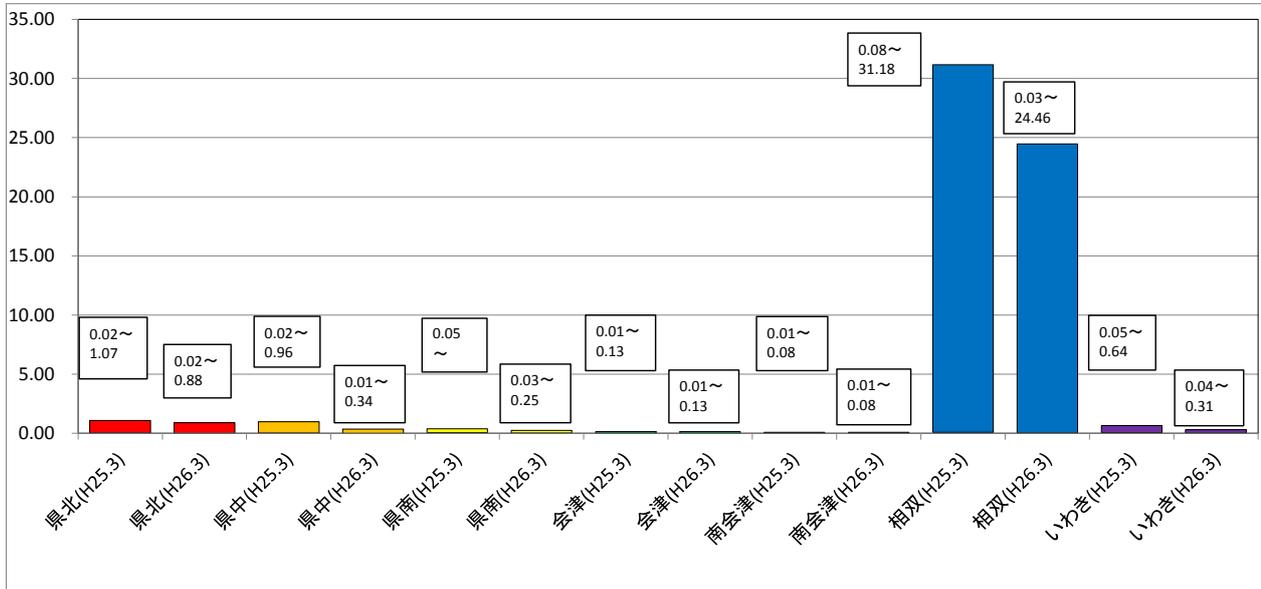
<コメント等>

水浴場の目安を上回る放射性セシウムは検出されていない。

※実績は、各年9月現在の数値です。
 ※水浴場の放射性物質（放射性セシウム）の目安値は、平成23年6月24日から平成24年6月7日までは 50Bq/L、平成24年6月8日以降は 10Bq/Lです。

○関連資料 空間線量率の測定(県内全域の定時定点モニタリング) 【統計資料編 資料1 (p.1)】
【担当：放射線監視室】

【単位：μSv/時】



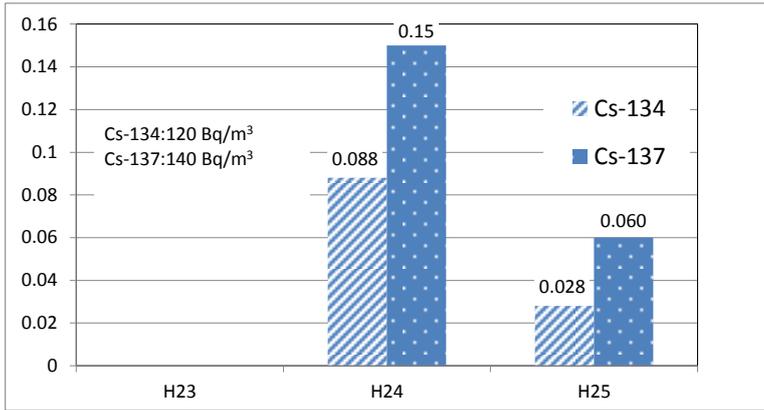
<コメント等>

県内の空間線量率は、放射性セシウムの減衰や除染の進捗により、着実に減少してきており、中でも、会津と南会津では事故前の自然放射線レベルにまで回復してきている。

○関連資料 放射性核種分析 【統計資料編 資料2 (p.3)】 【担当:放射線監視室】

大気浮遊じん

【単位: Bq/m³】

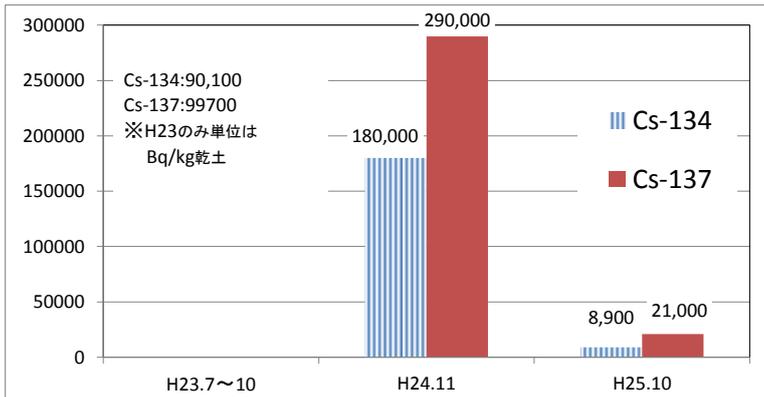


<コメント等>

大気浮遊じん、河川・海域等の水質については、東日本大震災直後、放射性核種の濃度が急激に上昇したが、その後、徐々に低下している。

土壌

【単位: Bq/kg湿土】



※調査区分については、大気浮遊じん及び土壌について記載
 コメント等については、大気浮遊じん以外についても記載
 (放射性核種分析全体にかかる分析については、資料2参照)

<今後の方向性>

○ きめ細かな測定、結果の公表

引き続き、県民のニーズを踏まえたきめ細かな環境放射線モニタリングを実施し、正確な情報の発信に努めていきます。

○ 監視の強化

特に原子力発電所周辺や海域等のモニタリングを強化し、監視を継続していきます。

(2) 除染の推進

<主な取組>

①市町村除染対策支援事業【関連資料：統計資料編 資料4、5 (p.7,8)】<除染対策課>

【概要】市町村の除染実施計画に基づく除染の実施を総合的に支援

【実績】平成25年度末までの住宅除染計画数：246,644戸、発注数(率)：177,938戸(72.1%)、進捗数(率)：114,636戸(46.5%)

※発注数、進捗数は、平成26年3月末現在のものです。

②除染推進体制整備事業<除染対策課>

【概要】除染の加速化を図るため、除染事業者等の育成・技術的支援の強化・住民理解の促進に取り組む

【実績】除染事業者等の育成（業務従事者：1,662名、現場監督者：1,019名、業務監理者：587名）
 技術的支援の強化（除染技術実証事業：5件、市町村の除染技術強化事業：3件）
 住民理解の促進（仮置場現地視察会：2回 など）

○環境指標3 除染特別地域における住宅等除染の進捗率(計画棟数に占める実績棟数の割合) 【関連資料：統計資料編 資料4 (p.7)】【担当:除染対策課】

目標区分:↗

	H24	H25	H26～H32
目標値	—	100%	各年度において100%を目指す
実施率 (※)	田村市:99% 檜葉町:38% 川内村:100% 飯館村:1%	田村市:100% 檜葉町:100% 川内村:100% 大熊町:100% 飯館村:9% 川俣町:17% 葛尾村:59% 南相馬市:— 富岡町:0.1% 浪江町:0.6%	

※除染対象の全体計画の面積等に対して、除染が終了した面積等の割合を参考値として記載しています。

目標値の達成状況 — (※)

<コメント等>

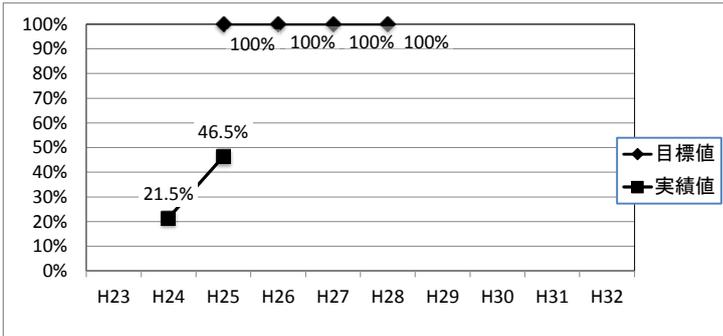
平成25年度末現在、田村市、檜葉町、川内村及び大熊町において、帰還困難区域を除き計画に基づく除染が終了し、飯館村、川俣町、葛尾村、南相馬市、富岡町及び檜葉町において除染が進められており、双葉町においてはモデル除染が実施されている。

除染特別地域における除染は、平成25年12月に除染実施計画期間の見直し等が行われたことから、除染の確実な実施が求められている。

※把握している実績値が指標設定時のものと異なるため、達成状況を「—」としています。

○環境指標4 市町村除染地域における住宅除染の進捗率(計画戸数に占める実績戸数の割合) 【関連資料：統計資料編 資料5 (p.8)、資料6 (p.9)】 【担当:除染対策課】

目標区分：A



※計画策定時点では、目標値について各年度単位で設定されていたが、実績値を年度単位に算出することが困難であるため、実績値については、各年度末時点での累計の進捗率を参考値として記載しています。
 このため、24年度値は24年度末までの計画数に対する進捗率であり、25年度値は25年度末までの計画数に対する累計の進捗率となっています。

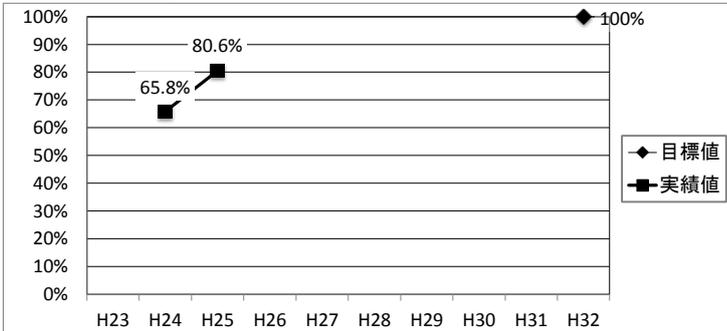
目標値の達成状況 - (※)

<コメント等>
 平成25年度末までの計画数に対する進捗率は46.5%となっている。
 市町村の除染実施体制が整い発注が円滑に進みつつあるものの、仮置場の確保や除染業務従事者等の確保に課題がある。

※把握している実績値が指標設定時のものと異なるため、達成状況を「-」としています。

○環境指標5 市町村除染地域等のモニタリングポスト設置箇所における年間追加被ばく線量が1mSv以下となる地点の割合 【関連資料：統計資料編 資料7 (p.11)】 【担当:除染対策課】

目標区分：A



※実績は、各年9月の平均値です。

目標値の達成状況 -

<コメント等>
 モニタリングポスト設置箇所における年間追加被ばく線量1mSv以下の地点の割合は、平成24年度実績値より14.8ポイント向上し、80.6%となった。

<今後の方向性>

○ 総力を結集した除染の推進

除染の更なる加速化に向け、引き続き、市町村除染技術支援事業の実施による技術的支援の強化、住民説明会等への専門家等の派遣による除染や仮置場に対する理解の促進、除染業務講習会の開催による除染事業者等の育成強化、除染情報プラザを活用した情報発信などに取り組んでいきます。

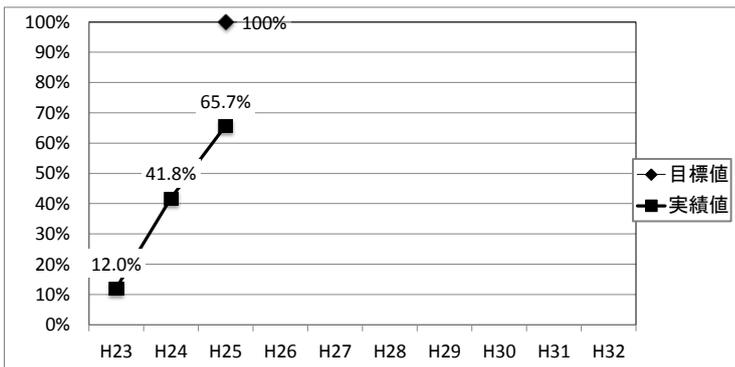
(3) 汚染廃棄物及び災害廃棄物の適正な処理の推進

<主な取組>

- ①災害廃棄物処理基金事業【関連資料：統計資料編 資料8 (p.12)】<一般廃棄物課>
【概要】市町村等が実施する災害廃棄物処理事業の事業費について、国の補助金に上乗せして、東日本大震災災害廃棄物処理基金から交付する。
【実績】福島県災害廃棄物処理基金事業補助金を16市町村（特定被災地方公共団体）に対し補助し、災害廃棄物処理の促進を図った。
- ②放射性物質汚染廃棄物処理総合対策事業<産業廃棄物課>
【概要】放射性物質により汚染された廃棄物の処理について、汚染廃棄物の処理を進めるため、廃棄物処理施設周辺の住民理解の醸成など様々な施策を行う。
【実績】産業廃棄物処理業者等を対象とした研修会への放射線に関する専門家の派遣、施設の排ガスや放流水中の放射性物質の放射能濃度検査や処理施設における放射線監視施設の設備に対する支援など汚染廃棄物処理の促進に向けた取組みを行った。

○環境指標6 東日本大震災に係る災害廃棄物の処理・処分率 【関連資料：統計資料編 資料8 (p.12)】 【担当：一般廃棄物課】

目標区分：A



目標値の達成状況

×

<コメント等>

国が直轄及び代行で処理を行う地域を除く処分率は約96%となっている。
 今後とも国の直轄及び代行地域における処理の加速化に向けた支援を行っていく必要がある。

○関連資料 汚染廃棄物の保管状況【担当:産業廃棄物課】

平成26年3月末現在

種類	保管量
焼却灰	約160,000 t
浄水発生土	約8,800 t
下水汚泥(焼却灰含む)	約72,000 t
し尿処理関係	約1,100 t

＜コメント等＞

最終処分先の確保が困難なものについては放射性物質濃度8,000Bq/kg以下であっても一時保管されている。

表以外のものでは、農林業関係、建設関係の廃棄物が保管されている状況にある。

なお、平成25年度より下水汚泥については、汚染廃棄物の保管量の低減及び性状の安定化を図るため、国による減容化事業が開始されている。

＜今後の方向性＞

○ 汚染廃棄物の適正処理

汚染廃棄物の円滑な処理を進めるため、処理の安全性等にかかる住民理解や再生利用の促進を図るほか、国・市町村と連携しながら、処理施設の確保を進めるとともに、減容化を含む処理技術等に係る研究開発の充実、早期実用化を推し進めていきます。

○ 災害廃棄物の適正処理

災害廃棄物処理の早期完了のため、対策地域外の一部市町村において予定されている国における代行炉の建設等の取組を支援していくとともに、国が平成25年12月に見直した処理計画どおりに対策地域内の廃棄物の処理が進捗していくか注視し、県としても、国・市町村と連携し、処理の促進に向け処理先の確保の調整など積極的に支援していきます。

2 原子力発電所及び周辺地域の安全確保

<主な取組>

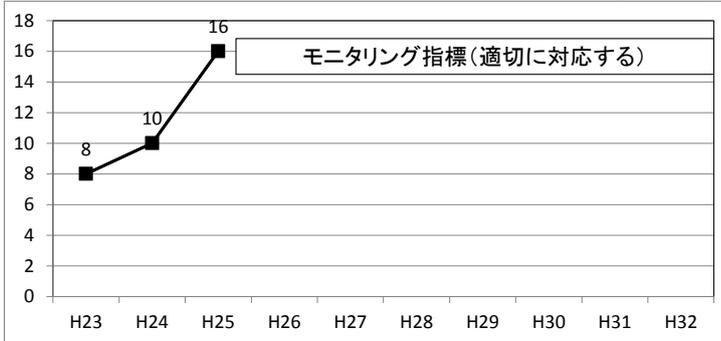
①原子力発電所の現地調査等<原子力安全対策課>

【概要】 廃炉安全監視協議会による原子力発電所の現地調査を実施する。

【実績】 汚染水対策を始めとする廃炉に向けた取組やトラブルへの対応状況等について、県、市町村、様々な分野の専門家で構成する廃炉安全監視協議会を開催し、現地確認を行っている。

○環境指標7 原子力発電所現地確認調査回数【担当:原子力安全対策課】

【単位:回】



<コメント等>

汚染水対策や福島第一原子力発電所4号機の使用済燃料プールからの燃料取出し作業などの廃炉に向けた取組、汚染水漏えいなどのトラブルへの対応状況等について、その都度、廃炉安全監視協議会の現地調査等を実施してきた。

※1年間に実施した、安全確保に関する協定に基づく現地調査の回数です。

<今後の方向性>

○ 原子力発電所の監視強化と県民の安全確保

引き続き、廃炉安全監視協議会の現地調査等を継続して実施し、国及び東京電力の廃炉に向けた取組を厳しく監視していくとともに、これらの取組を、ホームページや報道等を通じて、迅速かつ分かりやすく県民に情報提供していきます。

また、国の原子力災害対策指針の改定を踏まえ、「福島県地域防災計画（原子力災害対策編）」を見直し、防災体制の充実・強化を図るとともに、新たに策定した「福島県原子力災害広域避難計画」について、関係市町村と連携しながら具体化を進めるなど、県民の安全を確保していきます。

第2節 美しい自然環境に包まれた持続可能な社会の実現

1 低炭素社会への転換

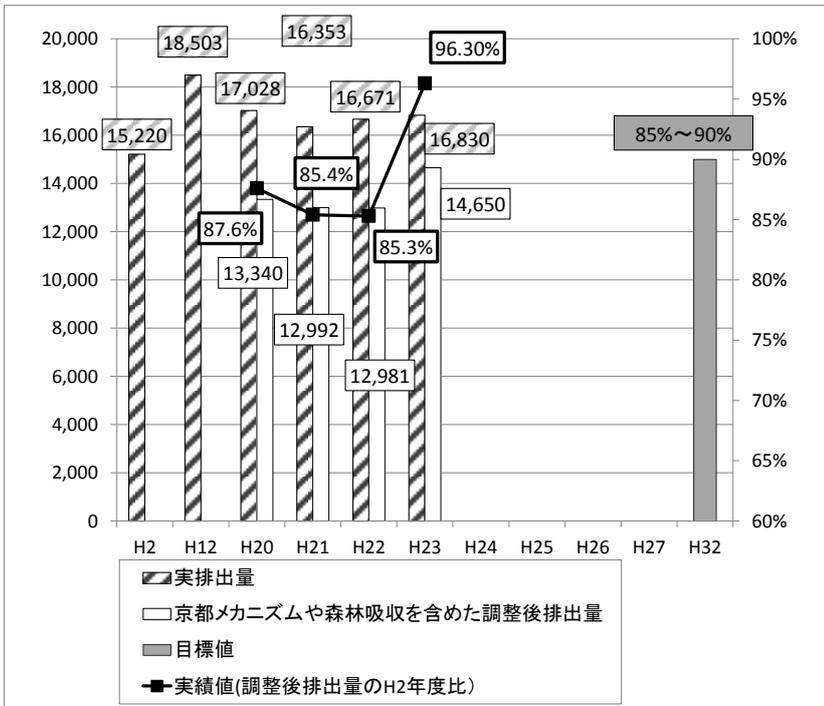
(1) 温室効果ガス排出抑制の取組の推進

<主な取組>

- ①福島議定書事業【関連資料：統計資料編 資料10 (p.14)】<環境共生課>
 【概要】学校・事業所等の団体が、自ら二酸化炭素排出削減目標を定めた「福島議定書」を知事と取り交わし、自主的に地球温暖化対策に取り組む。優秀な取組をした団体に対しては表彰を行う。
 【実績】平成25年度参加団体数：(事業所) 1,535団体 (学校) 495校
 平成25年度表彰：最優秀賞10団体ほか、合計42団体(平成24年度上級編を含む)
- ②復興ふくしまエコ大作戦！みんなでエコチャレンジ事業<環境共生課>
 【概要】節電、節水等の省エネ活動を行った家庭、学校、団体に対し、取組成果に応じて景品等を提供することを通して、広く県民の啓発を図り、環境負荷低減活動を促進する。
 【実績】平成25年度参加者数 家庭版1,278世帯、学校版357校、団体版5団体
- ③一般造林事業<森林整備課>
 【概要】森林の有する多面的機能の高度発揮を図るため、植栽から下刈、除間伐等の一連の森林施業を支援する。
 【実績】1,712ha

○環境指標8 温室効果ガス排出量(H2年度比)
 ○関連資料 温室効果ガスの総排出量と伸び率 【統計資料編 資料9 (p.13)】
 【担当：環境共生課】

目標区分：－(数値がより低いことが望ましい)

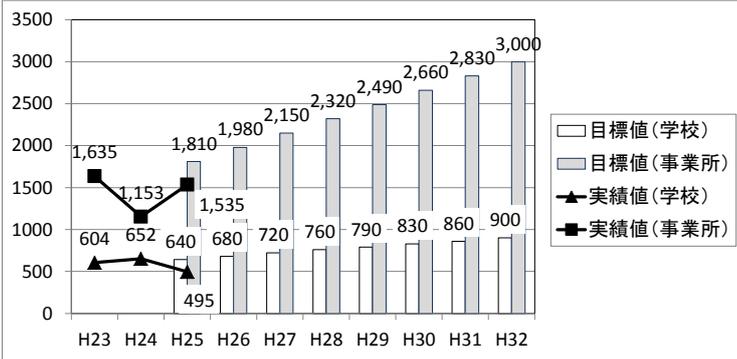


目標値の達成状況 ー

<コメント等>
 東日本大震災の影響により、火力発電用の化石燃料消費量が増加したため、総排出量が増加した。
 平成24年度も同様に総排出量が増加すると見込まれる。

○環境指標9 「福島議定書」事業参加団体数 【関連資料：統計資料編 資料10 (p.14)】
【担当：環境共生課】

目標区分：↗



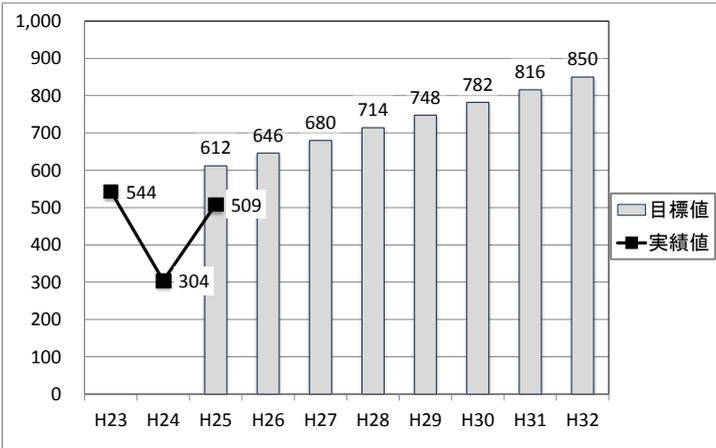
※達成状況については、学校と事業所の平均達成状況で評価しています。

目標値の達成状況	○
<コメント等> 震災直後は、参加団体数が減少したが、平成25年度は総数では増加となった。参加促進のための広報活動や地球にやさしい“ふくしま”県民会議のほか各種団体を通じた啓発活動等により、特に、学校の参加数の増を目指す。	

○環境指標10 うつくしま地球温暖化防止活動推進員の活動回数【担当：環境共生課】

目標区分：↗

【単位：回】

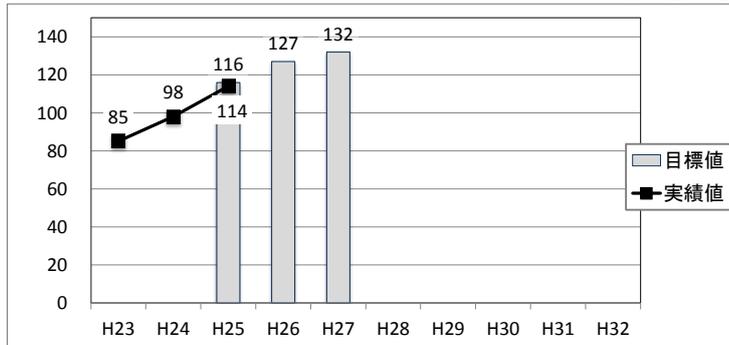


目標値の達成状況	○
<コメント等> 震災以降、地球温暖化への関心が低くなったこと、推進員の高齢化による登録人数が減少したことから、活動回数が減少したが、平成25年度は増加に転じた。 引き続き、市町村や地球温暖化防止活動センターと連携し活動の活性化を図る。	

○環境指標11 県有建築物の環境性能診断件数【担当：営繕課】

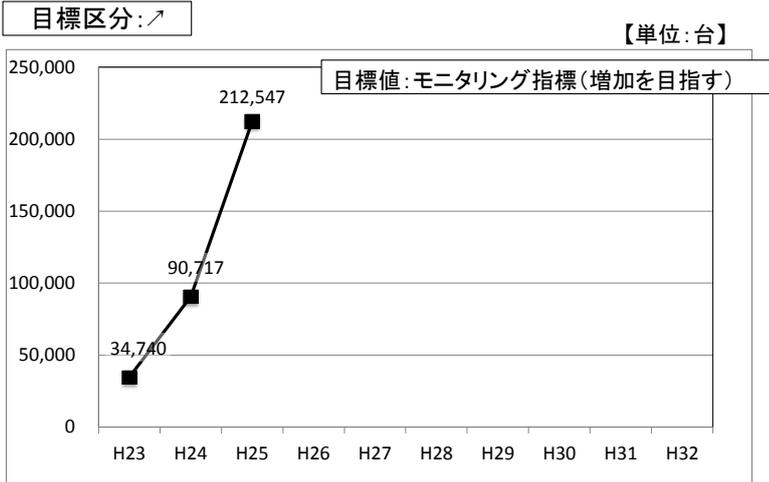
目標区分：↗

【単位：件】



目標値の達成状況	○
<コメント等> 震災の影響で実施できなかった分は平成25年度と26年度に行うこととしており、平成26年度末で計画どおりの進捗となる見込みである。	

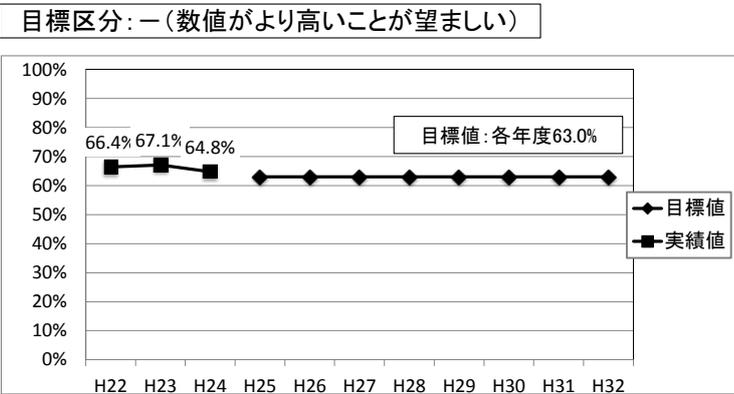
○環境指標12 クリーンエネルギー自動車の普及台数 【関連資料：統計資料編 資料11 (p.16)】
【担当：環境共生課】



＜コメント等＞
クリーンエネルギー自動車（低公害車）の普及については、国の補助による支援及び燃料価格の高騰等により促進が図られている。

※H24実績値については、H24から統計の集計区分が大幅に変更されたため、低公害車の合計台数を計上しています。

○環境指標13 営業用貨物自動車輸送トン数比率【担当：企画調整課】



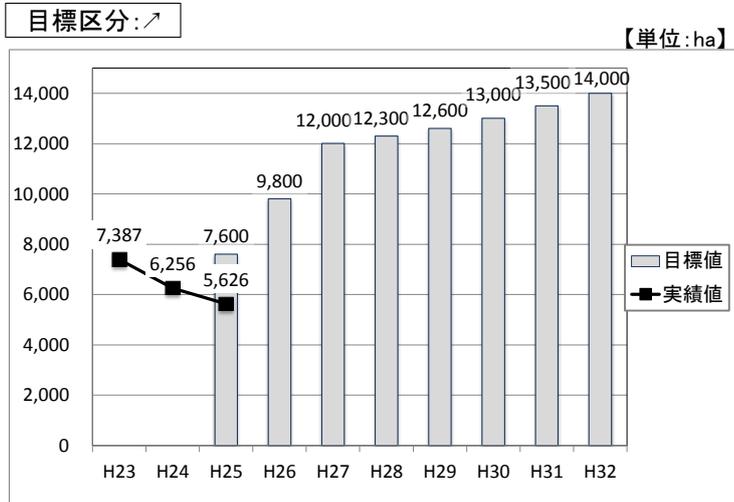
目標値の達成状況

－

＜コメント等＞
国が平成22年度より調査方法及び集計方法を変更したため、当初（平成18年度）設置した目標値を上回っているが、他県の状況から勘案し、63%の目標設定は妥当であり、東日本大震災の影響を鑑みて、現在の数値を維持していくことが重要である。

※年間の全貨物輸送量（営業用貨物自動車輸送トン数＋自家用貨物自動車輸送トン数）のうち、営業用貨物自動車による輸送量の割合です。

○環境指標14 森林整備面積【担当：森林計画課、森林整備課】



目標値の達成状況

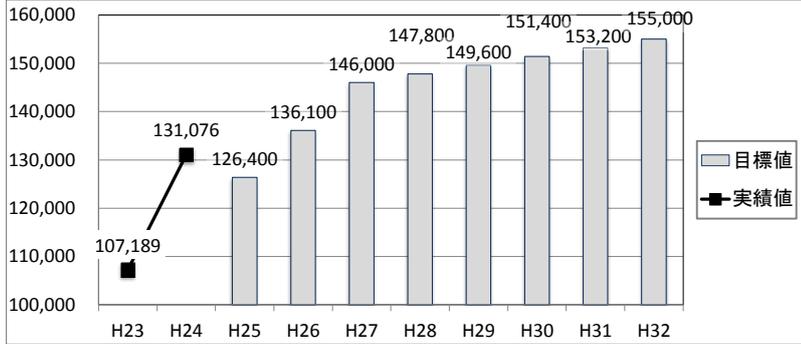
△

＜コメント等＞
原発事故による放射性物質の影響から森林所有者等による森林整備が停滞している。

○環境指標15 森林づくり意識醸成活動の参加者数【担当：森林保全課】

目標区分：↗

【単位：人】



目標値の達成状況

—

<コメント等>

震災・原発事故により、平成23年度の参加者は減少したものの、平成24年度は増加に転じた。公の施設での森林除染を進めるとともに、森林づくりの情報や正しい空間線量等のデータをホームページ等で公表していく。

<今後の方向性>

○ 省エネルギーの取組の推進

地球にやさしい“ふくしま”県民会議を核とした県民運動として、本県独自の福島議定書事業による学校や事業所における省エネルギーの取組の推進、家庭と学校を対象としたエコチャレンジ事業による節電、節水や省エネ家電・機器の購入の促進を行うなど、県民総参加による省エネルギーの取組を推進します。

○ 森林整備の推進

市町村等の公的主体が間伐などの森林整備と表土流出防止対策等の放射性物質対策を一体的に行う「ふくしま森林再生事業」を実施し、森林の再生を進めていきます。

また、公の施設での森林除染を進めるとともに、森林づくりの情報や常に新しい空間線量等のデータをホームページ等で公表することで、森林づくり活動への参加意識の啓発を図ります。

(2) 再生可能エネルギーの普及拡大とエネルギーの有効利用

<主な取組>

①再生可能エネルギー普及拡大事業<エネルギー課>

【概要】本県を再生可能エネルギー先駆けの地とするため、住宅用太陽光発電設備設置費用や再生可能エネルギーの事業化にかかる調査費用等の支援を実施する。

【実績】

- ・住宅用太陽光発電設備設置補助事業を行った。
- ・再生可能エネルギー事業可能性調査補助事業として6件を採択。
- ・再生可能エネルギーマッチング事業を行った（事業化5件、候補地23件）。

②再生可能エネルギー導入等による防災拠点支援事業<環境共生課>

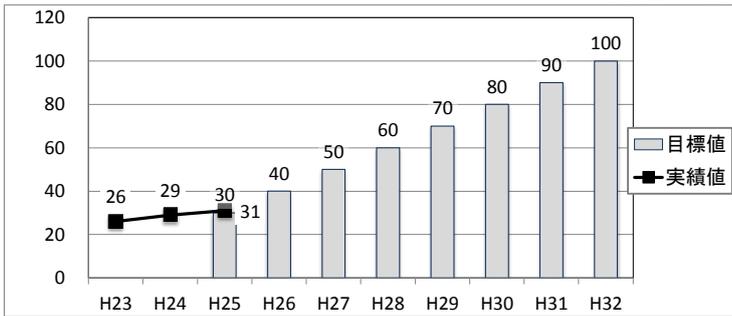
【概要】市町村等及び民間事業者が所有する、災害時に防災拠点となる公共施設、民間施設への再生可能エネルギー等の導入支援を行う。

【実績】平成25年度補助施設数：公共施設130、民間施設4

○環境指標16 県有施設への再生可能エネルギー率先導入数(累計)【担当:エネルギー課】

目標区分:↗

【単位:か所】



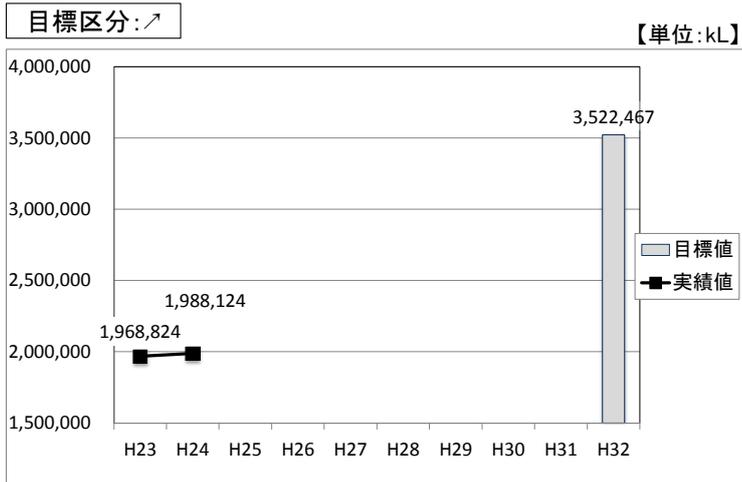
目標値の達成状況



<コメント等>

平成25年度も積極的な導入を行い、目標値を達成することが出来た。
平成26年度は、屋根貸し事業が本格的に進むため、より一層の成果が期待できる。

○環境指標17 再生可能エネルギーの導入量(原油換算)【担当:エネルギー課】



目標値の達成状況	—
<p><コメント等> 平成32年度目標値は、県内で必要な一次エネルギー量の約6割としており、目的達成には更なる大規模設備の導入（特に太陽光、風力発電）が必要である。大規模設備の導入には長時間を要するため、目標を達成できるよう早い段階での導入推進が必要である。</p>	

<今後の方向性>

○ 再生可能エネルギーの普及拡大

平成24年3月に策定した「福島県再生可能エネルギー推進ビジョン」で謳われている「2040年頃までに、県内で必要な一次エネルギー量の全てを再生可能エネルギーで賄う」という意欲的な導入目標のもとに、県有施設における率先導入を進めるなど、再生可能エネルギー先駆けの地を目指し全力で取り組んでいきます。

(3) 再生可能エネルギー関連産業の活性化

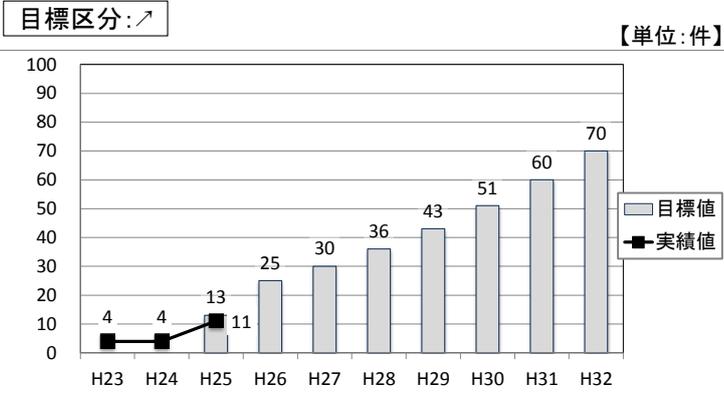
<主な取組>

①再生可能エネルギー関連産業創出プロジェクト事業<産業創出課>

【概要】再生可能エネルギー関連産業の育成のため、企業などによる再生可能エネルギー研究開発への助成等を行う。

【実績】再生可能エネルギー等研究開発補助事業において4件採択するとともに、浅部地中熱を利用したヒートポンプシステムによる住宅用冷暖房の開発に係るモデル事業を実施。

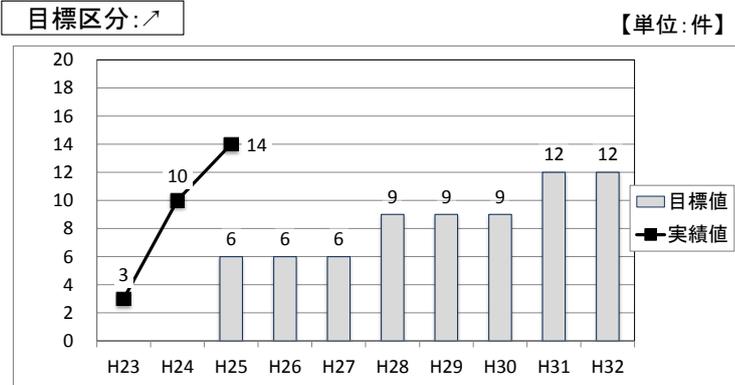
○環境指標18 再生可能エネルギー関連産業の工場立地件数【担当:企業立地課】



※目標値は、平成25年度からの累計です。

目標値の達成状況	○
<コメント等>	
再生可能エネルギー関連産業の育成・集積に向けて、県による研究開発への支援、企業立地の促進等のほか、固定価格買取制度の実施などもあり、関連産業の工場立地件数は順調に推移している。	

○環境指標19 再生可能エネルギー関連の産学官共同研究実施件数(累計)【担当:産業創出課】



目標値の達成状況	◎
<コメント等>	
再生可能エネルギー関連産業の育成・集積に向けて、県による研究開発への支援等のほか、固定価格買取制度の実施などもあり、産学官の共同研究実施件数は順調に推移している。	

<今後の方向性>

○再生可能エネルギー関連産業の集積・育成

産業技術総合研究所の福島再生可能エネルギー研究所との連携を密にし、引き続き、再生可能エネルギー関連産業の育成・集積を進めるため、関連産業に係る人材育成、ネットワーク形成、研究開発、取引拡大、情報発信等の施策を一体的に推進していきます。

2 循環型社会の形成

(1) 環境に負荷をかけないライフスタイルへの転換の促進

<主な取組>

①地球にやさしいふくしまライフスタイル普及促進事業<環境共生課>

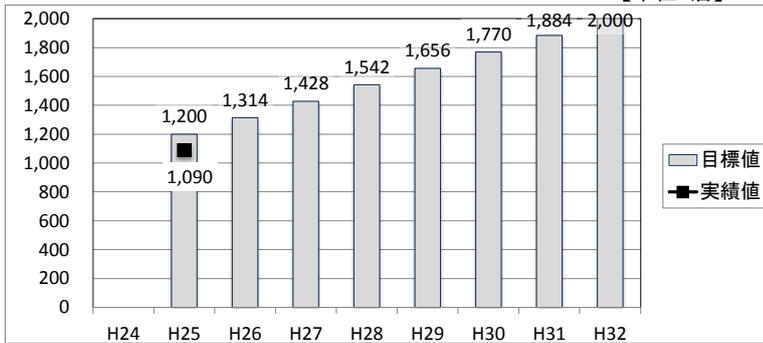
【概要】コンテスト等を通して県民に広く環境意識の啓発を図り、環境の保全や廃棄物の減量化など地球にやさしいライフスタイルの普及を進める。

【実績】ふくしまエコライフポストカード、ふくしまエコライフ川柳・エコとわざコンテスト開催。マイバッグ推進デーキャンペーンの実施。

○環境指標20 マイバッグ推進デー協力店【担当:環境共生課】

目標区分:ア

【単位:店】



目標値の達成状況

○

<コメント等>

概ね順調だが、今後も広報等による周知が必要。

※県では毎年8日、9日をマイバッグ推進デーとしており、この取組に協力するとして登録された店舗を「マイバッグ推進デー協力店」といいます。

<今後の方向性>

○ 環境に負荷をかけないライフスタイルへの転換

循環型社会形成推進計画に掲げる「心の豊かさを重視した賢い生活様式及び行動様式への転換」の実現に向けて、県民に広く環境意識の普及啓発を図っていきます。

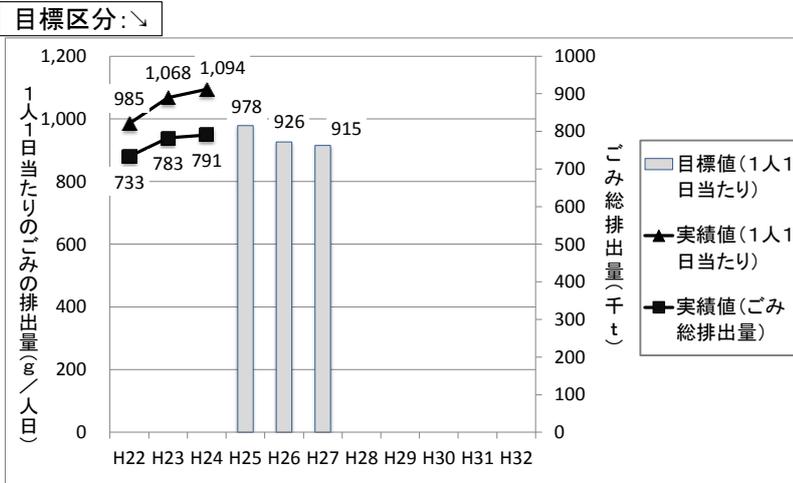
(2) 廃棄物等の発生抑制、再使用、再生利用の促進

<主な取組>

- ①リサイクル関連推進事業【関連資料：統計資料編 資料13 (p.18)】<一般廃棄物課・産業廃棄物課>
【概要】自動車、容器包装、家電及び建設リサイクル法に基づき、県民・関連事業者への普及啓発、許可・登録事業者に対する監視指導を実施し、法の円滑な施行及び運用を図る。
【実績】各種リサイクルの取組の促進を図り、特に新たな制度である小型家電リサイクルの分野においては、認定事業者を交えて情報交換会・個別相談会を開催した。また、法に基づき関連事業者等に対し立入検査を実施した。
- ②産業廃棄物抑制及び再利用施設整備支援事業【関連資料：統計資料編 資料15 (p.20)】<産業廃棄物課>
【概要】産業廃棄物の排出抑制・減量化・リサイクルを促進し、産業廃棄物の排出抑制等を目的とした事業者の取組みに対して支援を行う。
【実績】産業廃棄物の排出抑制を目的とした施設導入に対し支援を行った。
 4事業者に対して支援を行い、汚泥、動物の糞尿について削減効果が見込まれる。

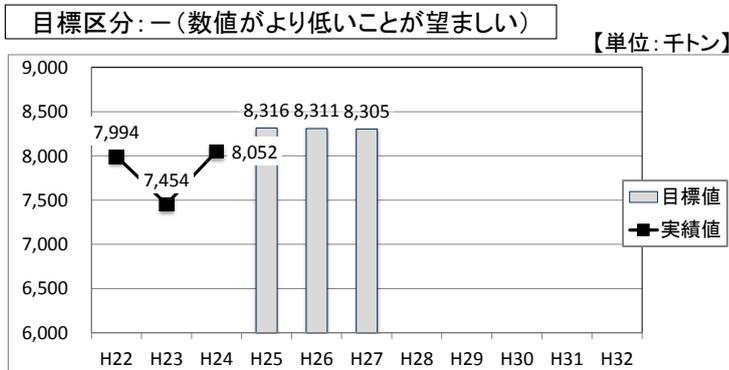
○環境指標21 一般廃棄物の排出量(1人1日当たり)

○関連資料 ぐみ総排出量及び県民一人一日当たりのごみ総排出量の推移 【統計資料編 資料12 (p.17)】【担当：一般廃棄物課】



目標値の達成状況	—
<コメント等>	<p>平成22年度までは減少傾向にあったが、23年度に大きく増加し、24年度も増加傾向が継続している。</p> <p>福島県廃棄物実態調査の結果から、震災の復旧・復興に伴う事業系ごみが増加の主な要因であることが示唆されたが、今後も除染の影響など、不確定要素が多いため、引き続き調査の結果を検証する必要がある。</p>

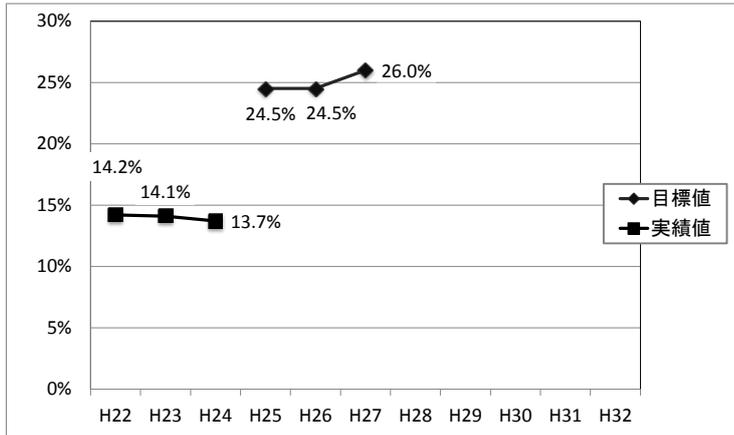
○環境指標22 産業廃棄物の排出量【担当：産業廃棄物課】



目標値の達成状況	—
<コメント等>	<p>平成24年度は東日本大震災の影響により停止していた火力発電所の運転が再開したため、それに伴い産業廃棄物の排出量が増加した。</p>

○環境指標23 一般廃棄物のリサイクル率【担当：一般廃棄物課】

目標区分：↗



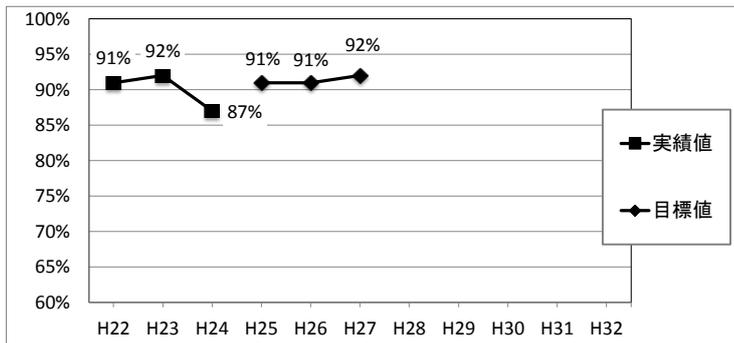
目標値の達成状況

—

＜コメント等＞
減少傾向が続いており、平成24年度においては平成25年度目標値と比較して6割程度にとどまっている。福島県廃棄物実態調査の結果から、町内会等による資源物の集団回収が減少していることが示唆されたが、今後も除染の影響など、不確定要素が多いため、引き続き調査の結果を検証する必要がある。

○環境指標24 産業廃棄物減量化・再生利用率【担当：産業廃棄物課】

目標区分：↗



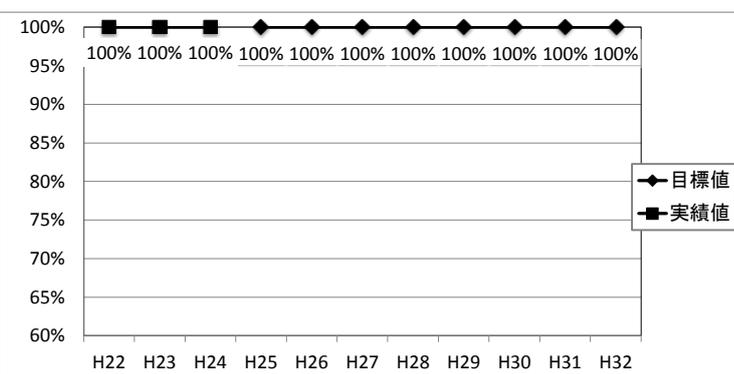
目標値の達成状況

—

＜コメント等＞
平成24年度は東日本大震災の影響により停止していた火力発電所の運転が再開したため、減量化・再生利用率の低いばいじん等の排出量が増加した。それに伴い全体の減量化・再生利用率も低下した。

○環境指標25 建設副産物リサイクル率(アスファルト塊・コンクリート塊)【担当：技術管理課】

目標区分：→ (100%を維持)



目標値の達成状況

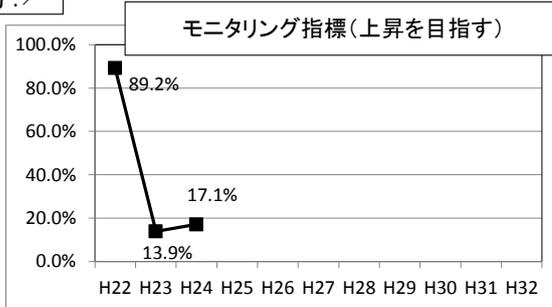
—

＜コメント等＞
アスファルト塊・コンクリート塊については、再資源化施設（中間処理施設）へ搬出することを原則としているため、リサイクル率の目標値を毎年達成出来ている。
今後も引き続き建設副産物のリサイクルの促進に取り組む。

※県及び市町村の建設工事等から発生する建設副産物（アスファルト塊・コンクリート塊）のリサイクル率です。

○環境指標26 下水汚泥リサイクル率【担当:下水道課】

目標区分:↗



<コメント等>

下水汚泥に放射性物質を含むため、リサイクルが困難な状況である。

<今後の方向性>

○ 廃棄物等の発生抑制、再使用、再生利用の促進

ごみの減量化を促進するため、一般廃棄物における県の立場を踏まえつつ、県民に対するごみの減量化等に係る啓発・情報提供や市町村・国・事業者等との連携に努めていきます。

また、東日本大震災によりとりまく環境が大きく変化したことから、廃棄物処理計画を新たに策定し、その処理計画に基づいた適切な執行管理を行っていきます。

事業者が実施する排出抑制等を目的とした、先進性のある施設整備や高度な処理技術の導入のための調査研究に対し支援を行うことで、産業廃棄物の排出量の抑制や、再生利用率の向上を推進します。

(3) 廃棄物の適正な処理の推進

<主な取組>

①一般廃棄物処理施設指導監督事業<一般廃棄物課>

【概要】市町村等における一般廃棄物処理の適正化を図るため、法に基づき、一般廃棄物処理施設の立入検査を行い、処理施設の維持管理の徹底を図る。

【実績】法に基づき一般廃棄物処理施設の立入検査等を行った。

②不法投棄防止総合対策事業<産業廃棄物課>

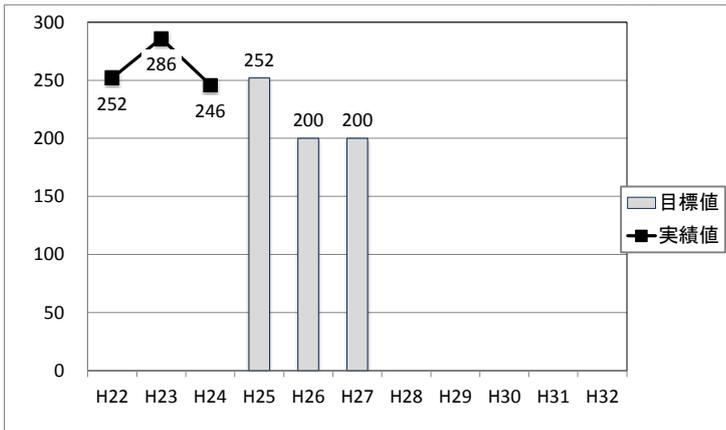
【概要】不法投棄未然防止対策の強化や拡大防止のための総合的な防止対策を実施する。

【実績】不法投棄監視員やカメラを活用した監視活動、不法投棄の調査等を行った。

○環境指標27 一般廃棄物最終処分場埋立量(1日当たり)【担当:一般廃棄物課】

目標区分: \

【単位:トン】



目標値の達成状況

—

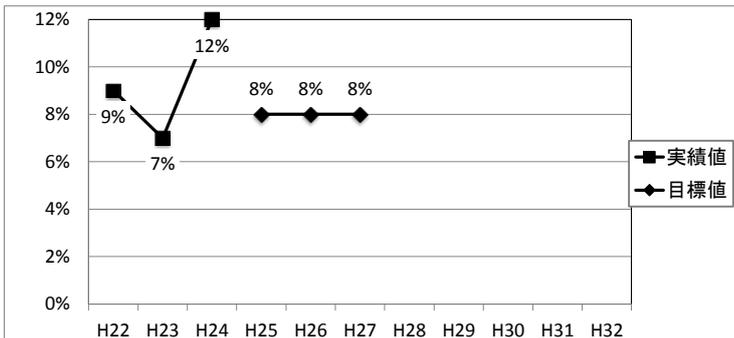
<コメント等>

平成22年度までは減少傾向だったが、23年度には震災の影響で大きく増加し、24年度には再び減少した。

経年的には減少の傾向が見られるものの、現状では目標年度までの目標値達成は難しいと思われるため、今後も廃棄物の発生抑制やリサイクルの促進に努めることが必要と考えられる。

○環境指標28 産業廃棄物最終処分率【担当:産業廃棄物課】

目標区分: \



目標値の達成状況

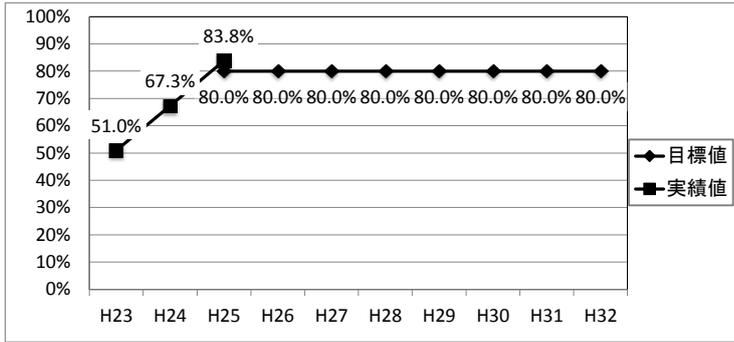
—

<コメント等>

平成24年度は東日本大震災の影響により停止していた火力発電所の運転が再開したため、最終処分率の高いばいじん等の排出量が増加した。

○環境指標29 農業用使用済プラスチック組織的回収率【担当：環境保全農業課】

目標区分：↗



目標値の達成状況



<コメント等>

原発事故以後、放射性物質による汚染への懸念から回収が滞っていたが、平成25年度は、前年度までの滞留分を含めて回収が進み、目標を達成した。引き続き、回収実態の把握に努め、組織的回収を推進していく。

○環境指標30 産業廃棄物の不法投棄発見件数及び投棄量 【関連資料：統計資料編 資料19 (p.24)】
【担当：産業廃棄物課】

目標区分：↘



<コメント等>

平成24年度における産業廃棄物の不法投棄発見件数は0件であった。引き続き不法投棄対策として、不法投棄監視員等による監視活動や、啓発活動を実施していく。

※産業廃棄物は投棄量が10トン以上、特別管理産業廃棄物(爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずる恐れがあるもの)は全てについての発見件数及び量を集計したものです。

<今後の方向性>

○ 県民への正しい知識の普及啓発

一般廃棄物の最終処分場埋立量を減らすためには、ごみを減量化することが必要であるため、一般廃棄物における県の立場を踏まえつつ、県民に対するごみの減量化等に係る啓発・情報提供や市町村・国・事業者等との連携に努めていきます。

○ 不法投棄防止対策の強化

産業廃棄物の不法投棄は悪質化・巧妙化しており、不法投棄の未然防止及び早期発見が重要であり、不法投棄監視員やカメラによる監視活動や啓発活動等を今後も引き続き実施していきます。

(4) 環境と調和した事業活動の展開

<主な取組>

①環境と共生する農業再生事業<環境保全農業課>

【概要】エコファーマーが支える産地の維持を図りつつ、特別栽培農産物や有機農業の担い手育成支援、活動支援を図る。

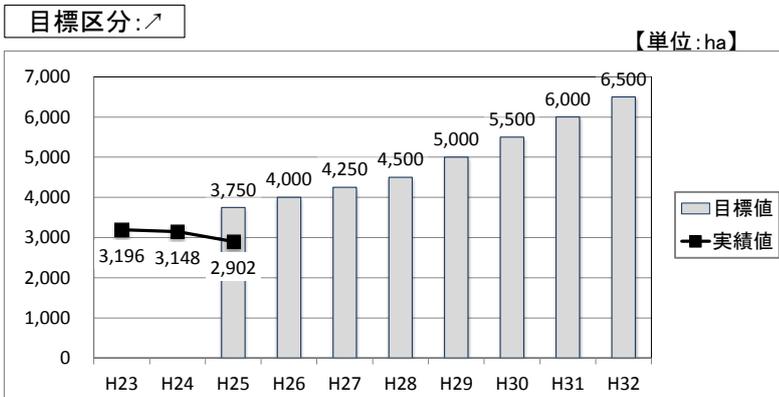
【実績】エコファーマー認定件数：20,528件

②ふくしまエコオフィス実践事業<環境共生課>

【概要】「ふくしまエコオフィス実践計画」に基づき、一事業者として地球温暖化対策等の環境負荷低減活動に取り組む。

【実績】県庁版福島議定書の実施等。 県機関のグリーン購入割合97.4%。

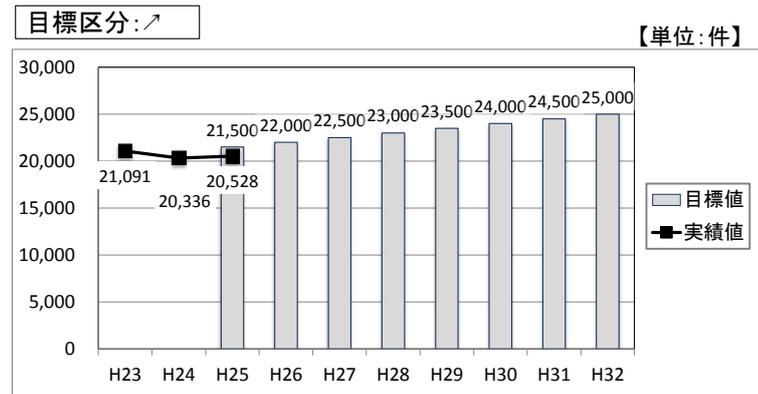
○環境指標31 認証を受けた特別栽培農産物の作付面積【担当：環境保全農業課】



目標値の達成状況 △

<コメント等>
 東日本大震災及び原発事故の影響により、減少傾向が続いている。
 今後は、環境保全型農業直接支援対策等を活用しながら組織的取組を推進する。

○環境指標32 エコファーマー認定件数【担当：環境保全農業課】



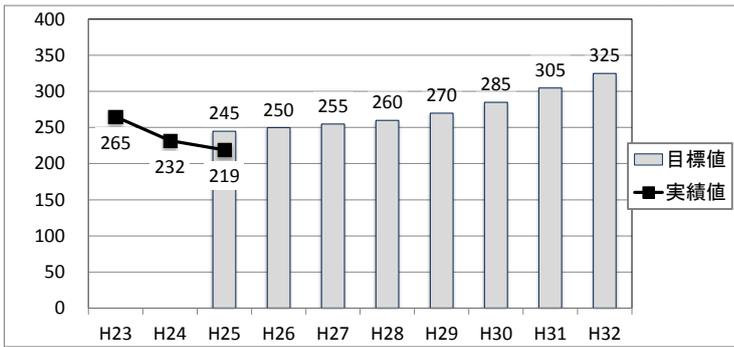
目標値の達成状況 ○

<コメント等>
 普及組織、市町村、JA等が連携して組織ぐるみでの認定誘導を図っている。一方、担い手の高齢化に伴う経営規模縮小の他、原発事故の影響による生産・販売環境の悪化から、認定手続きを見送る事例があり、認定件数は横ばい傾向にある。

○環境指標33 有機農産物の作付面積【担当:環境保全農業課】

目標区分:↗

【単位:ha】



目標値の達成状況

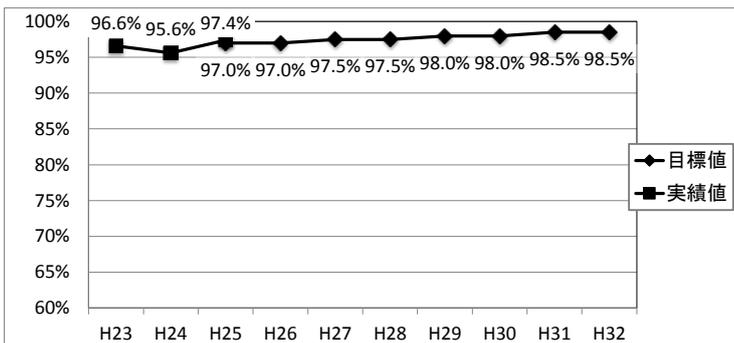
○

<コメント等>

東日本大震災及び原発事故の影響により、減少傾向が続いている。
 今後は、風評を払拭するためのPRや販路の確保、実需者の需要に応じることのできる組織的な活動、生産、販売体制の構築を促進する必要がある。

○環境指標34 県機関におけるグリーン購入割合【担当:環境共生課】

目標区分:↗



目標値の達成状況

◎

<コメント等>

順調であるが、適合品について周知を図るなど適切な購入を推進する。

<今後の方向性>

○ 環境負荷軽減に資する取組の創出、推進

産業廃棄物抑制及び再利用施設整備支援事業（うつくしまリサイクル施設等整備費補助金）や環境創造資金融資事業を実施するなど、廃棄物の排出抑制等を目的とした事業者の取組に対して、引き続き支援を行っていきます。

○ 環境に配慮した物品等の購入促進

県はグリーン購入に率先して取り組むほか、県民が環境負荷の少ない物品等を優先的に購入するよう普及啓発に取り組んでいきます。

○ 環境と共生する農業の促進

本県農業の持続的発展と循環型社会の形成を推進するため、消費者を対象とした現地交流会や生産者を対象とした技術研修会の開催等により、有機農業をはじめとする環境と共生する農業の再生と拡大に取り組んでいきます。

3 自然共生社会の形成

(1) 自然環境の保全と自然とのふれあいの推進

<主な取組>

①自然公園等事業<自然保護課>

【概要】環境省直轄事業の施行委任を受けて、国立公園内の施設整備を行い、自然環境の保全と利用促進を図る。

【実績】尾瀬沼燧ヶ岳線歩道整備工事 木道工L=19.8m、会津駒ヶ岳登山線整備工事 木道工 L=114.8m、赤法華鳩町峠線歩道整備工事 木道工L=582m、東北自然歩道線歩道整備工事 木道工L=346.3m

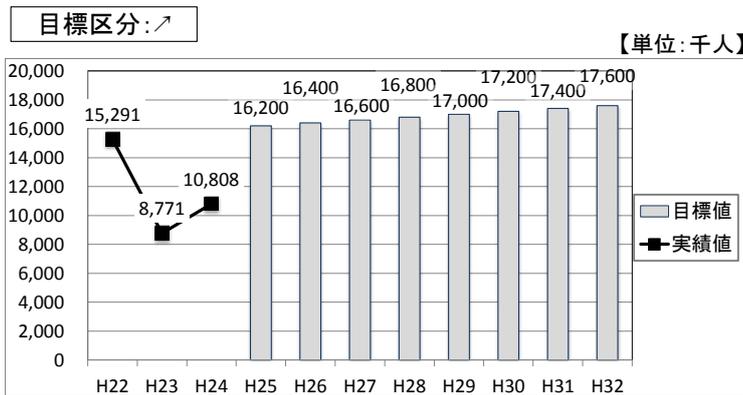
②中山間地域等直接支払事業<農村振興課>

【概要】交付金の対象となる農用地において、協定に基づき5年間以上継続して行われる農業生産活動等を行う農業者等に対し、交付金を交付する。

【実績】交付面積：15,880ha 交付金額：1,913,612千円

○環境指標35 自然公園の利用者数 【関連資料：統計資料編 資料22 (p.27)】

【担当：自然保護課】



目標値の達成状況

—

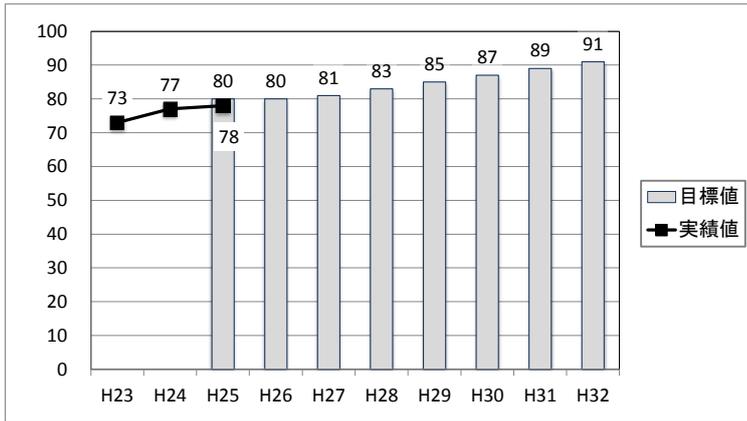
<コメント等>

平成24年度は震災直後の平成23年度に比して増加したものの震災以前の水準には達していないが、近況から推察すると、徐々に震災以前の状況に戻ってきていると考えられる。

○環境指標36 水と親しめるふくしまの川づくり箇所数(累計)【担当:河川整備課】

目標区分:↗

【単位:か所】



目標値の達成状況

○

<コメント等>

河川における環境保全について広く一般に浸透しており、当該施設も増加傾向にあるが、入札不調による増加の鈍化がみられる。

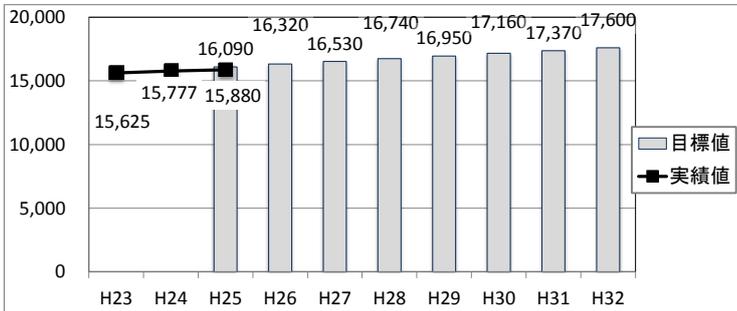
また、近年、多発するゲリラ豪雨等によって、河川水難事故が広く周知されたことから「川離れ」が顕著になっている。

離れてしまった利用者呼び戻すため、今後は川遊びの楽しさとともに、大雨時の正しい知識について、さらに啓発を推進する必要がある。

○環境指標37 中山間地域等における地域維持活動を行う面積【担当:農村整備課】

目標区分:↗

【単位:ha】



目標値の達成状況

○

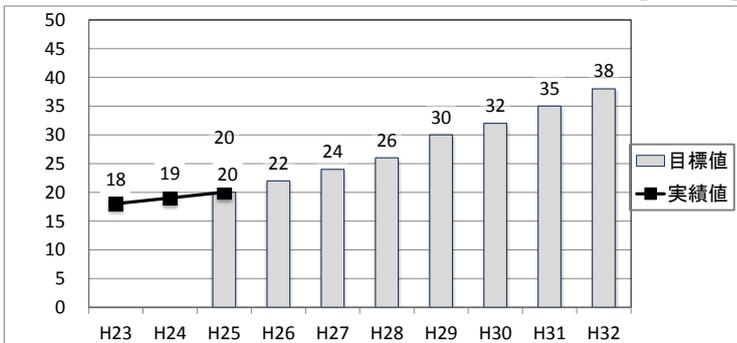
<コメント等>

原発事故の影響により農業生産活動等が実施できない農用地において、除染や農用地保全のための新規の協定締結、対象農用地の追加等が図られ、地域維持活動を行う面積は増加傾向にある。

○環境指標38 上下流連携による源流域保全活動事例数【担当:土地・水調整課】

目標区分:↗

【単位:件】



目標値の達成状況

◎

<コメント等>

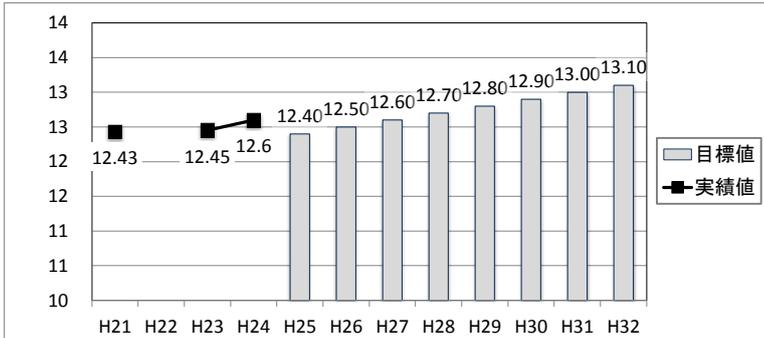
震災の影響により半数以下に減少した活動事例数は、わずかであるが増加に転じた。

休止中の上下流活動団体の活動再開により、今後も上昇傾向で推移すると考えられる。

○環境指標39 一人当たりの都市公園面積 【関連資料：統計資料編 資料32 (p. 35)】 【担当：まちづくり推進課】

目標区分：[↗](#)

【単位：㎡/人】



目標値の達成状況	—
<コメント等>	<p>平成23年度末と比較して、福島市さわまた東公園や郡山市御前南公園等の設置により、一人当たりの都市公園面積は約0.15㎡増加した。</p> <p>都市公園は、地球温暖化の防止、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の確保等に資する、都市における緑とオープンスペースとして、引き続き整備に努めていく。</p>

※都市公園の合計面積を都市計画区域内人口で除した数値です。
 ※都市公園の合計面積は、避難指示区域等の面積も含まれます。

<今後の方向性>

○ 自然環境の保全と適正な利用の推進

自然公園等の保護と適正な利用を総合的に推進するため、引き続き、保護管理、巡視指導、自然保護思想の普及啓発等を実施し、自然環境を保護しながら、公園施設等を整備し、快適で安全な利用の促進を図っていきます。

○ 森林や農地等のもつ多面的な機能の確保

特に中山間地域等において、農業生産活動等を通じて耕作放棄地の発生を防止するとともに、土壌浸食・土砂崩壊の防止や水源かん養機能の維持に努めるなど多面的な機能を確保していきます。

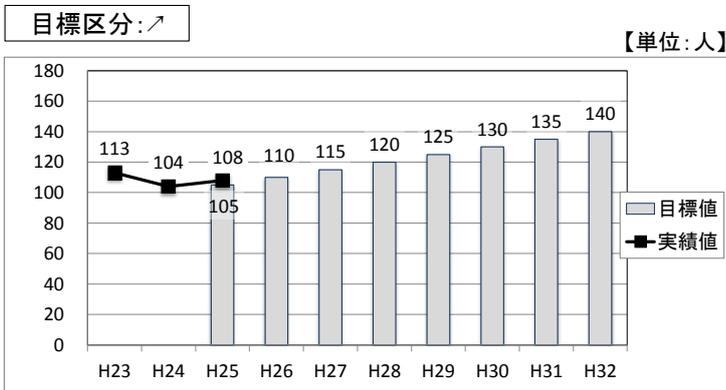
また、森林について、適正な管理を通じて、木材の安定供給はもとより、県土の保全や水源のかん養、自然環境の保全など多面的機能を確保します。

(2) 生物多様性の保全と生物多様性の恵みの持続可能な利用

<主な取組>

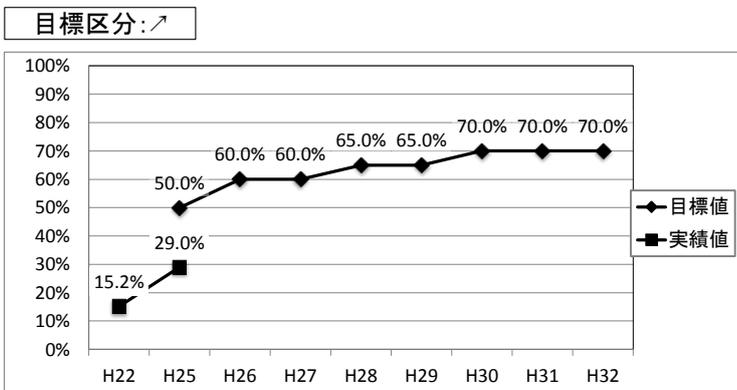
- ①野生生物管理事業【関連資料：統計資料編 資料24 (p.28)】<自然保護課>
 【概要】鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき、鳥獣保護区の維持管理、狩猟指導取締り、鳥獣生息状況の把握等を行う鳥獣保護員の設置等を行う。
 【実績】鳥獣保護員数定員90名（一部旧警戒区域等を除き84名設置）
- ②傷病鳥獣保護事業<自然保護課>
 【概要】傷病野生鳥獣を保護・治療し野生復帰を行うため、鳥獣保護センターを委託により管理運営する。
 【実績】福島県鳥獣保護センター管理委託（（財）ふくしまフォレスト・エコ・ライフ財団）
 傷病救護件数166件（鳥獣117、獣類49）
- ③生物多様性保全支援事業<自然保護課>
 【概要】生物多様性推進協議会の開催、野生動植物保護サポーター研修会の開催及び生物多様性の適切な保全を図るための指標となる「ふくしまレッドリスト」を見直すための調査の実施
 【実績】協議会全3回開催、サポーター研修会全1回開催（サポーター登録人数112名）、生物多様性指標見直し調査（植物分野・昆虫分野）

○環境指標40 野生動植物保護サポーター登録数【担当：自然保護課】



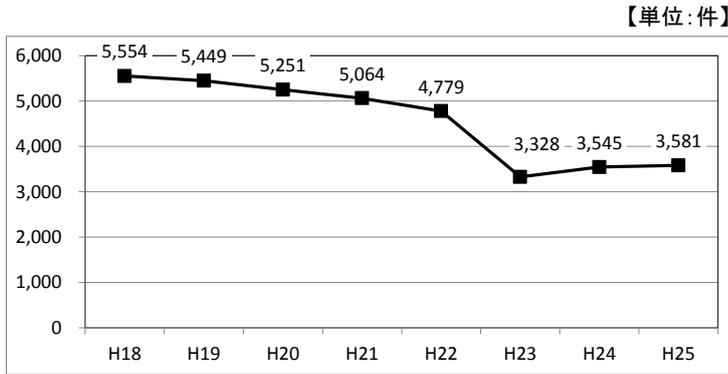
目標値の達成状況	◎
<コメント等> 東日本大震災の影響で平成24年度は減少したものの、目標値を上回っている状況にある。ただし、サポーターの高齢化を踏まえ、今後は、特に必要とされる若年者の確保に向けて、募集時の広報にさらなる工夫を行っていく。	

○環境指標41 生物多様性について理解している人の割合【担当：自然保護課】



目標値の達成状況	×
<コメント等> 設定目標に届いてはいないが、理解している人の割合は確実に上昇している。 公共事業においても、生物多様性に配慮した取組は増加しており、それを積極的に発信することで、更なる県民意識向上を図っていく必要がある。	

○関連資料 狩猟者登録件数の推移 【統計資料編 資料35 (p. 39)】 【担当:自然保護課】

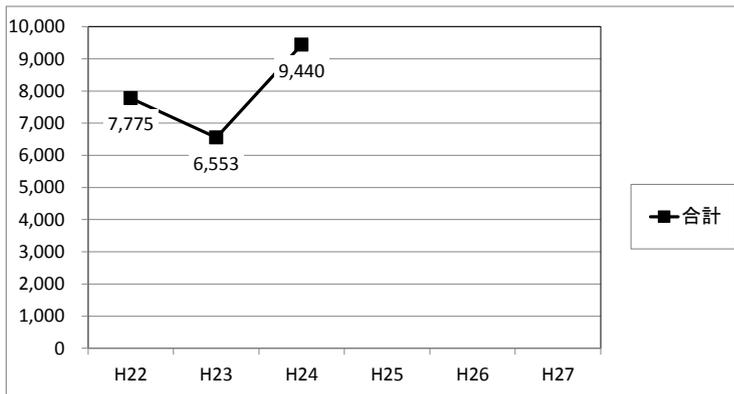


＜コメント等＞

狩猟者登録件数は平成23年度から25年度まで横ばいであるが、平成18年度の6割程度に止まっている。

野生鳥獣の出荷制限、手数料等の負担、猟銃やわなを使う狩猟に対する一般県民の理解が少ないことなどが減少している主な理由と考えられる。

○関連資料 主な鳥獣の有害・個体数調整捕獲数 【統計資料編 資料36 (p. 39)】 【担当:自然保護課】



＜コメント等＞

福島第一原子力発電所の事故による放射線の影響により狩猟による捕獲が大きく減少したため、有害・個体数調整捕獲数が大幅に増加している。今後さらに増加することが見込まれるため、市町村などからの情報収集に努める。

	スズメ類	カラス類	カモ類	ヒヨドリ	ムクドリ	カワウ	イノシシ (イブタ含む)	ツキノワグマ	ニホンザル	ハクビシン	合計
平成22年度	1,151	3,586	1,038	76	287	10	931	302	100	294	7,775
平成23年度	926	2,291	720	231	311	268	1,027	55	564	160	6,553
平成24年度	539	2,939	971	230	298	234	2,876	300	620	433	9,440

＜今後の方向性＞

○ 生物多様性の保全

生物多様性の推進については、「ふくしま生物多様性推進計画（第2次）」に掲げる基本目標「自然と人が育む、生物多様性豊かな“新生ふくしま”」を実現するため、個々の課題を確認しながら取り組みを推進していきます。

○ 野生鳥獣の保護管理の取組の推進

引き続き、傷病野生鳥獣の救護や鳥獣保護区の設定、保護員の配置などにより、鳥獣の保護繁殖に取り組んでいきます。

また、野生鳥獣の生息数管理のための捕獲事業については、免許取得に要する経費の支援や鳥獣捕獲に対する助成などにより、取組の強化を図っていきます。

(3) 地震・津波により影響を受けた自然環境及び生物多様性の回復に向けた適切な保全**<主な取組>**

(再掲)

①生物多様性保全支援事業<自然保護課>

【概要】生物多様性推進協議会の開催及び生物多様性の適切な保全を図るための指標となる「ふくしまレッドリスト」を見直すための調査の実施

【実績】協議会全3回開催、生物多様性指標見直し調査（植物分野・昆虫分野）

<今後の方向性>

○ 地震・津波により影響を受けた自然環境及び生物多様性の回復に向けた適切な保全

生物多様性に配慮した対応の重要性について啓発していくとともに、復興に向けての各復旧工事において生物多様性に配慮した対策を検討する際には、事業者が福島県野生動植物保護アドバイザー等からの適切な助言を受けられるための取り組みを継続していきます。

(4) 尾瀬地区及び裏磐梯地区の自然環境保全

<主な取組>

①尾瀬地域保護適正化事業<自然保護課>

【概要】本州最大の高層湿原を有する尾瀬国立公園の自然環境を保全し、適正な利用の増進を図るため、各種施策を実施する。

【実績】尾瀬保護指導委員会の開催、植生復元作業の実施、環境等調査の実施。

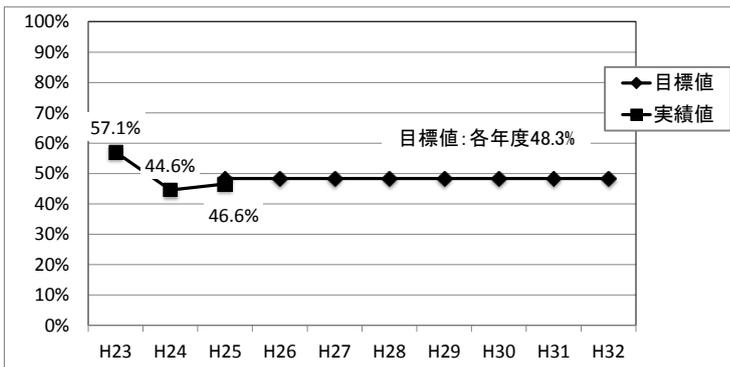
②自然公園保護管理適正化事業（裏磐梯自然体験活動推進事業）<自然保護課>

【概要】自然公園等の適正な保護管理と利用増進を図ることを目的として設立された関係団体の管理運営に参画するとともに、子どもたちが体験しながら自然とふれあい環境保全の大切さを学ぶための活動を支援する。

【実績】裏磐梯ビジターセンターを管理運営する「裏磐梯ビジターセンター自然体験活動運営協議会」に負担金を支出。

○環境指標42 尾瀬の入山者数に対する土・日曜日入山割合【担当：自然保護課】

目標区分：\

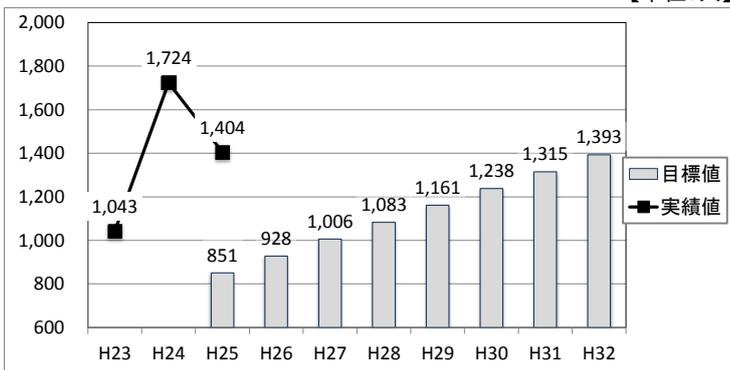


目標値の達成状況	○
<コメント等>	
東日本大震災の影響等により、入山者自体が大幅に減少している状況にある。今後の数値の推移を見ながら、引き続き、尾瀬の貴重な自然環境の保全に努めていく。	

○環境指標43 裏磐梯における自然ふれあい・インタープリテーション活動参加数【担当：自然保護課】

目標区分：/

【単位：人】



目標値の達成状況	◎
<コメント等>	
平成25年度の参加数減少については、夏と冬の週末の天気の悪い日が多く、屋外活動が実施できない日が多かったこと、また、プログラムを実施する人員不足等が主な要因と考えられる。	
今後は、室内プログラムの充実、人員体制の強化が必要。	

※裏磐梯ビジターセンター自然体験活動運営協議会（国、県、地元市町村等により平成15年4月に設立）で実施しているインタープリテーション活動への参加数です。

<今後の方向性>

○ 尾瀬地区の自然環境保全の促進

尾瀬国立公園入山者数の回復に繋げるため、尾瀬の安全性について広報を努めるとともに、植生復元や公園施設整備、国・群馬県等と連携しながらのニホンジカの食害への対策の推進などの取組を進め、美しい環境の保全に努めていきます。

○ 裏磐梯地区の自然環境保全の促進

各種行為に対する規制や指導をしながら、自然環境保護と利用が両立できるような取組を進めていきます。

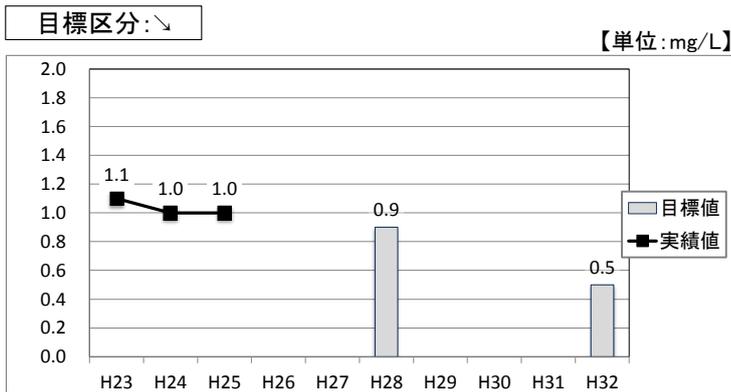
(5) 猪苗代湖等の水環境保全

<主な取組>

①猪苗代湖水質モニタリング事業【関連資料：統計資料編 資料46～49 (p.54～73)】<水・大気環境課>
 【概要】猪苗代湖におけるpH上昇等の水質変動メカニズムを把握するため、猪苗代湖及び流入・流出河川等のイオンバランス等を調査するとともに、酸性河川の源流域における水質変化を調査する。
 【実績】猪苗代湖及び主要流入河川のイオンバランスの季節変動と経年変化調査を実施

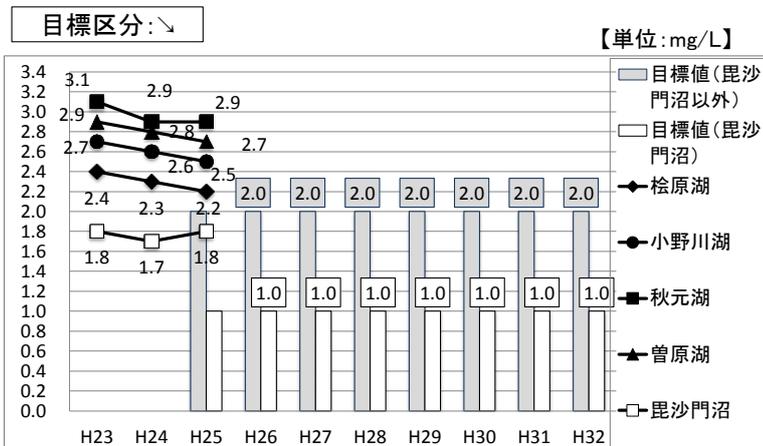
②紺碧の猪苗代湖復活プロジェクト事業【関連資料：統計資料編 資料46～49 (p.54～73)】<水・大気環境課>
 【概要】紺碧の猪苗代湖を復活させ未来に継承していくため、県民や事業者、行政などの猪苗代湖に関わるあらゆる主体が一丸となり、猪苗代湖の環境保全活動の推進を図る。
 【実績】プロジェクト会議の開催（平成24年5月31日）、各種水辺環境保全事業、農地・山林からの排出負荷実態調査を実施

○環境指標44 猪苗代湖のCOD値 【関連資料：統計資料編 資料49 (p.62)】
【担当：水・大気環境課】



目標値の達成状況	—
<コメント等>	近年の結果から平成28年度の中間目標値 (0.9mg/L) を達成する可能性は高いと考えられる。

○環境指標45 裏磐梯湖沼群のCOD値 【関連資料：統計資料編 資料49 (p.62)】
【担当：水・大気環境課】



※達成状況については、湖沼全体の平均達成状況で評価しています。

目標値の達成状況	△
<コメント等>	水環境保全活動が浸透しつつあり水質汚濁の指標であるCODの値は全体的に減少傾向にある。

<今後の方向性>

○ 猪苗代湖をはじめとする水環境の保全

平成25年3月に見直しを行った猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全計画において、水環境保全のための基本目標を「次代に残そう紺碧の猪苗代湖、清らかな青い湖 裏磐梯」としており、大学等の研究機関や環境保全団体との連携をさらに強化し、水環境保全に関する実践活動、啓発活動を推進するとともに、高度処理浄化槽の整備や水質改善に関する調査研究等に取り組むなどし、猪苗代湖については計画の目標年度における「水質日本一」の復活を目指していきます。

4 良好な生活環境の確保

(1) 大気、水、土壌等の環境保全対策の推進

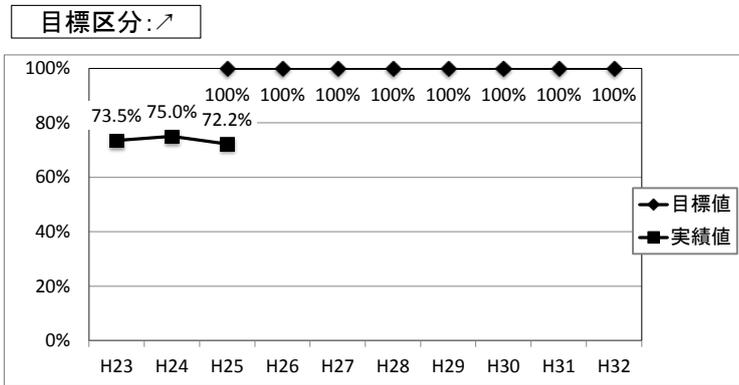
<主な取組>

①大気汚染常時監視事業【関連資料：統計資料編 資料37～40 (p.40～44)】<水・大気環境課>
 【概要】大気汚染常時監視システム等により大気汚染の状況を把握する。
 【実績】大気汚染常時監視を実施。

②浄化槽設置整備事業、浄化槽市町村整備推進支援事業【関連資料：統計資料編 資料51 (p.78)】<一般廃棄物課>
 【概要】合併処理浄化槽の設置を促進するため、市町村に対し、浄化槽設置整備事業及び浄化槽市町村整備推進支援事業による県費補助を行うとともに、指導監督を行う。
 【実績】浄化槽設置整備事業において41市町村へ142,878千円、浄化槽市町村整備推進支援事業において7市町へ17,044千円の補助を行った。

○環境指標46 大気環境基準達成率【関連資料：統計資料編 資料37 (p.40)】
 ○関連資料 主な大気汚染物質年平均濃度の推移【統計資料編 資料38 (p.42)】
 【担当：水・大気環境課】

<大気環境基準達成率>

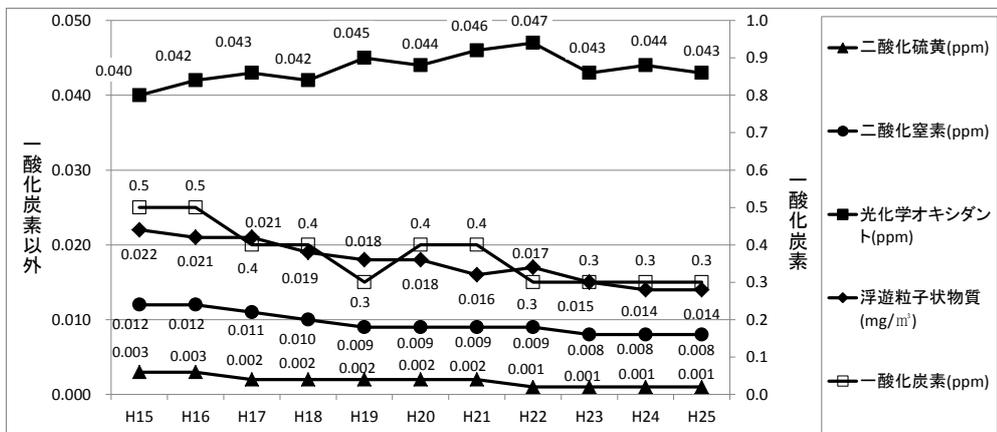


目標値の達成状況 △

<コメント等>
 達成率が70%台で推移しているのは、光化学オキシダントの環境基準未達成によるものであり、これは全国的な傾向である。国において光化学オキシダント調査検討会報告書に基づき、現象解明を進めている。
 現象解明状況を継続注視し、注意報発令時の適切な対応を図っていくことが不可欠である。

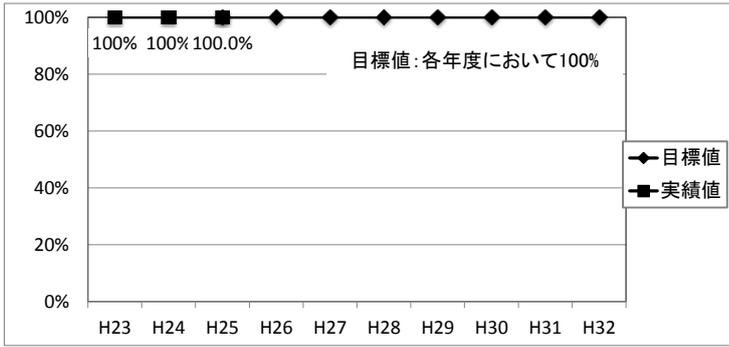
※大気保全に関する環境基準が設定されている二酸化硫黄、二酸化窒素、光化学オキシダント、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質濃度を測定している常時監視測定局において、環境基準を達成した割合です。

<主な大気汚染物質年平均濃度の推移>



○環境指標47 大気・環境基準達成率(有害大気汚染物質) 【関連資料：統計資料編 資料39 (p. 43)、資料40 (p. 44)】 【担当：水・大気環境課】

目標区分：→ (100%を維持)



目標値の達成状況

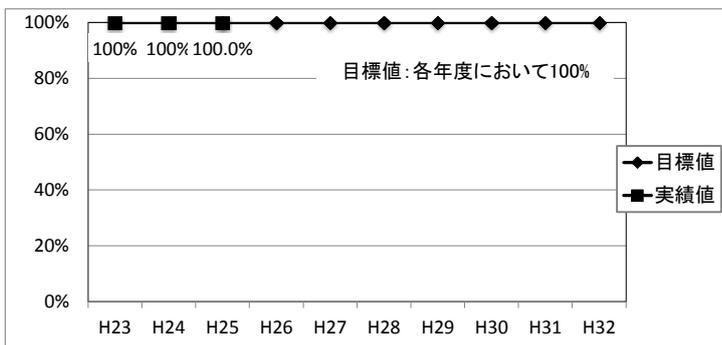
◎

<コメント等>

県内の有害大気汚染物質の環境基準達成率は100%を維持している。

○環境指標48 水質環境基準達成率(健康項目) 【関連資料：統計資料編 資料44 (p. 50)】 【担当：水・大気環境課】

目標区分：→ (100%を維持)



目標値の達成状況

◎

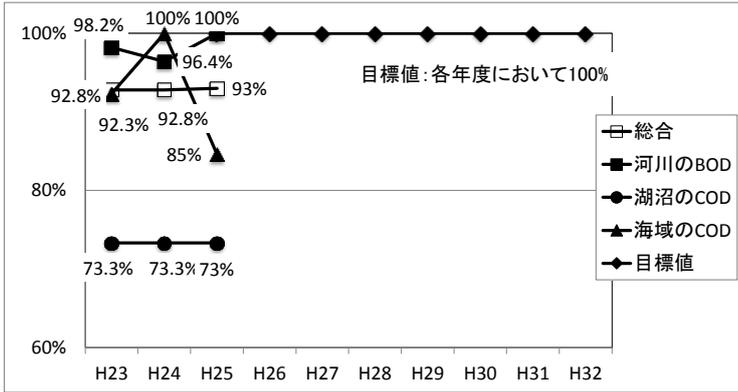
<コメント等>

カドミウム等27項目の健康項目に関して、河川、湖沼及び海域の79地点で測定した結果、すべての地点で環境基準を達成し、100%を維持している。
過去5年間に於いて、環境基準の超過はなかった。

○環境指標49 水質環境基準達成率(河川のBOD及び湖沼、海域のCODの総合) 【関連資料：統計資料編資料44 (p. 50)、資料45 (p. 53)、資料46 (p. 54)、資料48 (p. 57)、資料49 (p. 62)】

【担当：水・大気環境課】

目標区分：↗



目標値の達成状況

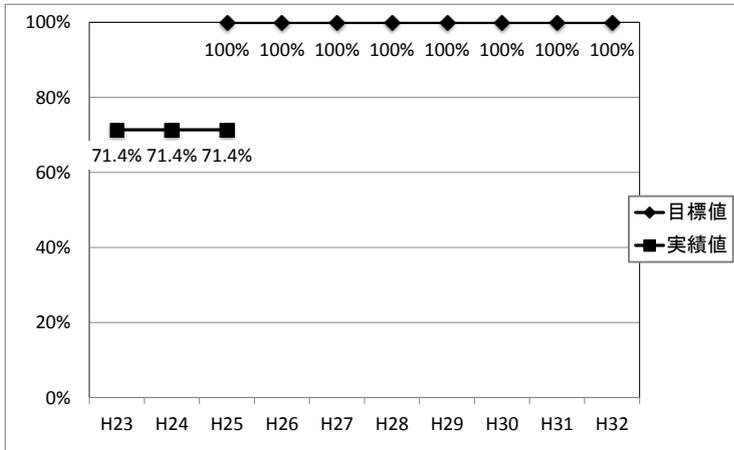
○

<コメント等>

水質汚濁の代表的な指標であるBOD(河川)又はCOD(湖沼及び海域)の環境基準達成率は、すべての水域で70%を越え、全水域では93%であった。環境基準未達成の水域は6水域あり、引き続き水質の監視に努めていきたい。

○環境指標50 水質環境基準達成率(湖沼の全窒素、全りん) 【関連資料：統計資料編 資料44 (p. 50)、資料46 (p. 54)、資料47 (p. 55)、資料49 (p. 62)】 【担当：水・大気環境課】

目標区分：↗



目標値の達成状況

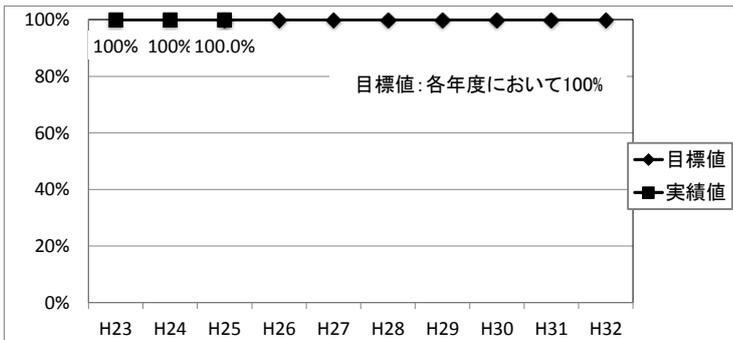
△

<コメント等>

富栄養化の代表的な指標である全窒素・全りんの水質環境基準達成率は71.4%であり、東山ダム貯水池及び千五沢ダム貯水池で環境基準未達成であった。千五沢ダムについては、流入する河川を「生活排水対策重点地域」に指定し、流域自治体と連携し排水処理施設や浄化槽の整備の対策を行っている。

○環境指標51 水質環境基準達成率(海域の全窒素、全りん) 【関連資料：統計資料編 資料44 (p. 50)、資料46 (p. 54)、資料47 (p. 55)、資料49 (p. 62)】 【担当：水・大気環境課】

目標区分：→ (100%を維持)



目標値の達成状況

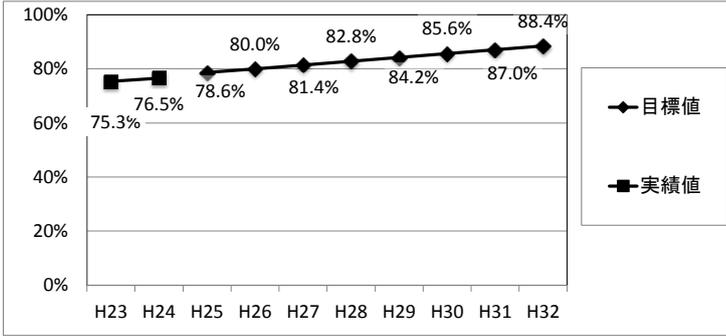
◎

<コメント等>

海域の全窒素・全りんはすべての地点で環境基準を満たしており、環境基準達成率は100%を維持している。

○環境指標52 汚水処理人口普及率【担当:下水道課】

目標区分: /



目標値の達成状況

—

<コメント等>

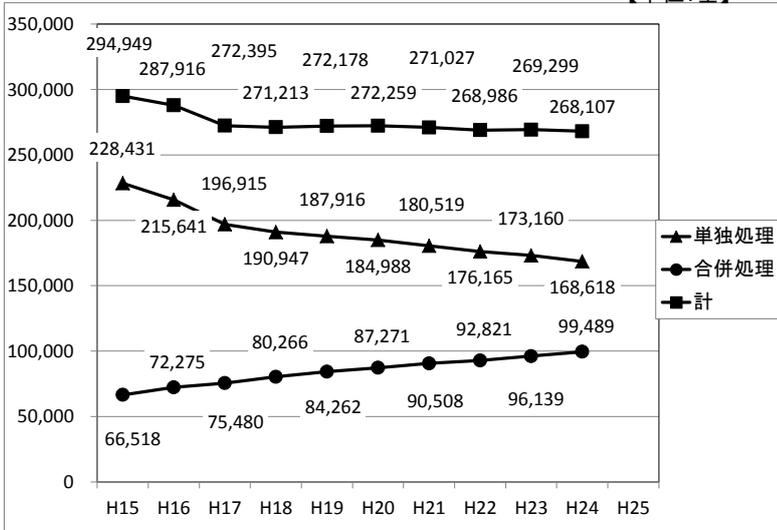
目標値に対し、実績値は概ね順調に推移している。

※下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽の汚水処理施設を利用できる人口の割合です。

また、避難地域等により把握困難な市町村を除きます。

○関連資料 浄化槽の設置状況の推移 【統計資料編 資料51(1) (p.78)】 【担当:一般廃棄物課】

【単位:基】



<コメント等>

合併処理浄化槽への転換は着実に進んでおり、単独処理浄化槽は減少傾向にある。

しかし、単独処理浄化槽は未だに多く残っており、引き続き、市町村への支援が必要である。

<今後の方向性>

○ 大気環境保全対策の推進

環境基準未達成となっている光化学オキシダントについては、全国で環境基準未達成の状況であり、引き続き国の対応を注視しながら、常時監視し、健康被害の生じるおそれがある場合には、注意報発令時の適切な対応を図っていきます。

○ 水質環境保全対策の推進

水質環境基準未達成の水域について、引き続き水質の監視に努めていきます。

(2) 化学物質の適正管理等の推進

<主な取組>

①ダイオキシン類発生源総合調査事業【関連資料：統計資料編 資料55, 56 (p. 85～87)】<水・大気環境課>

【概要】ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、一般環境中及び特定施設が排出する排ガス等のダイオキシン類濃度を把握。

【実績】発生源施設の煙道排ガス、排出水、発生源周辺大気及び土壌、一般環境大気及び土壌、公共用水域水質・底質、地下水質のダイオキシン類濃度調査を実施。

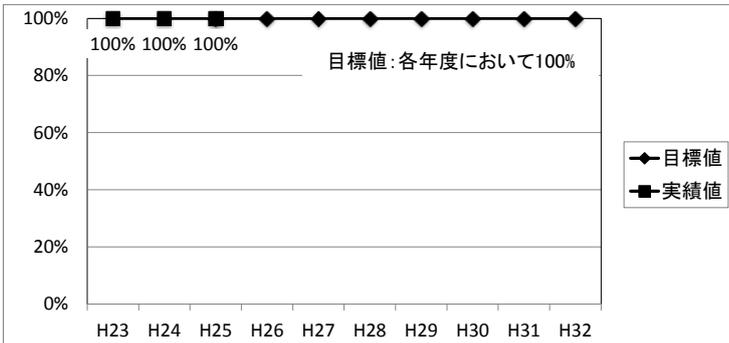
②産業廃棄物排出事業者等化学物質管理促進事業【関連資料：統計資料編 資料54 (p. 83)】<水・大気環境課>

【概要】福島県化学物質適正管理指針に基づき県内の工場等における化学物質の適正な取り扱いを指導し、化学物質リスクコミュニケーションの推進。

【実績】事例発表交流会、企業訪問、リスクコミュニケーションに係るセミナーの開催を実施。

○環境指標53 ダイオキシン類環境基準達成率 【関連資料：統計資料編 資料55 (p. 85)、資料56 (p. 87)】【担当：水・大気環境課】

目標区分：→ (100%を維持)



目標値の達成状況



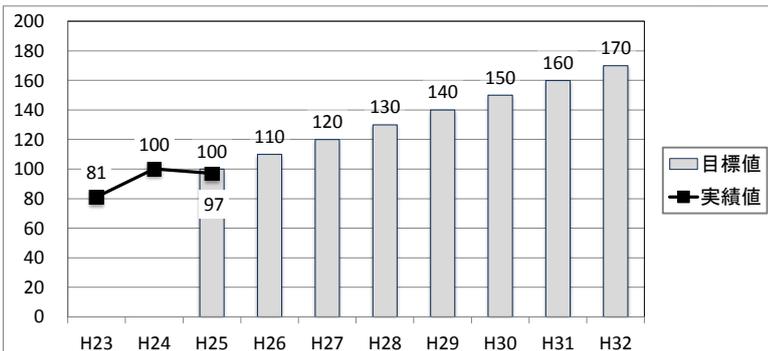
<コメント等>

一般環境中及び特定施設が排出する排ガス等のダイオキシン類濃度は、すべての地点で環境基準等を満たしており、環境基準等達成率は100%を維持している。

○環境指標54 工場・事業場等におけるリスクコミュニケーションの実施件数【担当：水・大気環境課】

目標区分：↗

【単位：件】



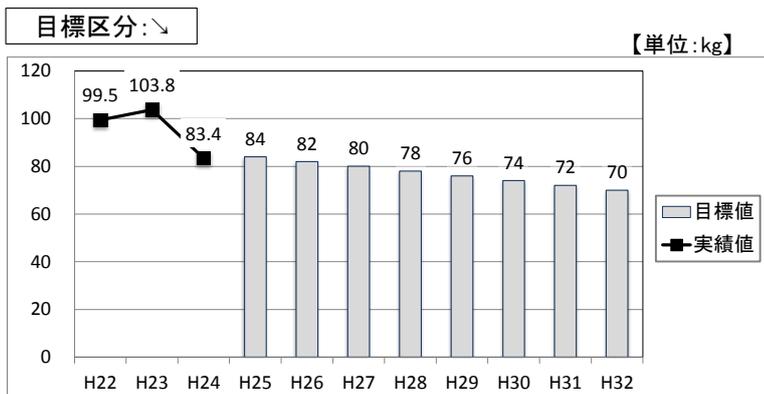
目標値の達成状況



<コメント等>

リスクコミュニケーションは中小企業では未実施である傾向があるため、中小企業に対するリスクコミュニケーションの普及が課題である。

○環境指標55 県内工業製品出荷額1億円あたりの化学物質排出量【担当：水・大気環境課】



目標値の達成状況	—
<p><コメント等></p> <p>化学物質排出量はPRTR法の届出による環境中への排出量から算定している。各事業者の排出削減努力により減少傾向になったと思われる。</p>	

<今後の方向性>

○ 化学物質による環境汚染の未然防止

ダイオキシン類に係る常時監視に引き続き努め、工場等の特定事業場における排出基準の遵守を指導していきます。

また、工場等における化学物質の適正管理を引き続き推進していきます。

○ 化学物質リスクコミュニケーションの推進

専門家派遣などにより、特に中小企業に対する事業者のリスクコミュニケーションの取組普及をすすめ、環境中への排出削減意識の高揚を図ります。

(3) 公害紛争等の対応

<主な取組>

①公害審査会の運営事業<水・大気環境課>

【概要】公害審査会等を開催し、公害紛争のあっせん、調停及び仲裁を行う。

【実績】公害紛争処理に関する関係者へのアドバイス等を行った。

②公害苦情調査事業 【関連資料：統計資料編 資料58 (p.91)】<水・大気環境課>

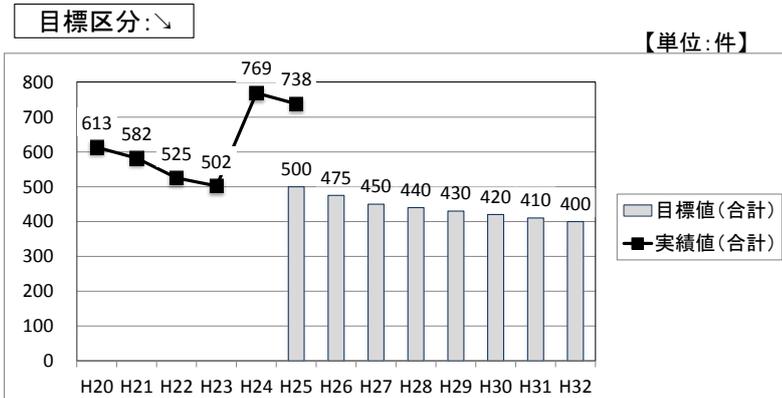
【概要】公害苦情について、適切な処理を図るために、調査指導を行う。

【実績】適切な公害苦情処理に関する、各市町村へのアドバイス等を継続的に行った。

○環境指標56 公害苦情件数 【関連資料：統計資料編 資料58 (p.91)】

○関連資料 公害の種類別苦情件数の推移及び構成比 【統計資料編 資料58(3) (p.92)】

【担当：水・大気環境課】



目標値の達成状況	×
<p><コメント等></p> <p>公害苦情件数はゆるやかな減少傾向を示しており、目標値の達成に向けて公害苦情の速やかな処理、解決に努める。</p>	

	典型7公害							典型7公害以外	合計
	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭		
平成20年度	109	76	3	127	3	0	155	140	613
平成21年度	87	69	3	112	7	0	163	141	582
平成22年度	73	61	3	120	7	0	127	134	525
平成23年度	65	59	1	75	9	0	95	198	502
平成24年度	90	50	1	125	15	0	105	383	769
平成25年度	91	61	2	117	6	1	92	368	738

<今後の方向性>

○ 公害苦情等への適切な対応

公害苦情等については、より良い生活環境の保全、及び将来の公害紛争の未然防止のためにも極めて重要な問題であることから、各市町村への適切なアドバイスを継続して行っていくなど、迅速かつ適正な解決に努めていきます。

(4) 環境影響評価の推進**<主な取組>**

①環境影響評価推進事業<環境共生課> 【関連資料：統計資料編 資料62 (p.97)】
【概要】環境に著しい影響を及ぼすおそれがある一定の大規模な事業について、環境影響評価法及び福島県環境影響評価条例の適切な運用を行い、環境の悪化を未然に防止し、良好な環境の確保を図る。
【実績】適切な評価を実施（環境影響評価審査会 3回）

<今後の方向性>

○ 環境影響評価制度の運用等による環境保全
環境の保全に配慮した事業の実施がなされるよう、引き続き法令、条例等に則り、適切に対処してまいります。
なお、東日本大震災に係る復旧事業・復興事業については、当該事業の円滑な実施に配慮しつつ、特定環境影響評価の実施等を含め、適正な環境影響評価の実施を指導するなど、震災からの迅速な復興と環境保全の両立を図ってまいります。

5 環境ネットワーク社会の構築と環境に配慮したゆとりある生活空間の形成

(1) 環境教育・学習の推進、参加と連携・協働に基づく環境ネットワーク社会の構築

<主な取組>

①環境アドバイザー等派遣事業<生活環境総務課>

【概要】市町村、各種団体等が開催する環境保全を目的とした講演会や学習会に環境アドバイザー等を派遣する。

【実績】6回派遣、受講者は262名。

②せせらぎスクール推進事業<生活環境総務課>

【概要】水環境保全活動の活性化を図るため、水生生物調査の指導者の養成を行うとともに、調査を実施する団体への支援を行う。

【実績】8団体、参加者は398名。

③ふくしま子ども自然環境学習推進事業<自然保護課>

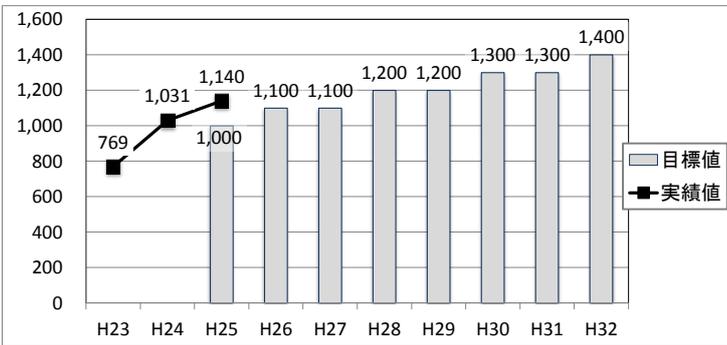
【概要】尾瀬において環境学習を実施する県内の小・中学校等にガイド料等を支援。

【実績】「尾瀬環境学習推進協議会」に参加校分の負担金を支出。

○環境指標57 尾瀬で自然環境学習を行った県内児童・生徒数【担当：自然保護課】

目標区分：↗

【単位：人】



目標値の達成状況

◎

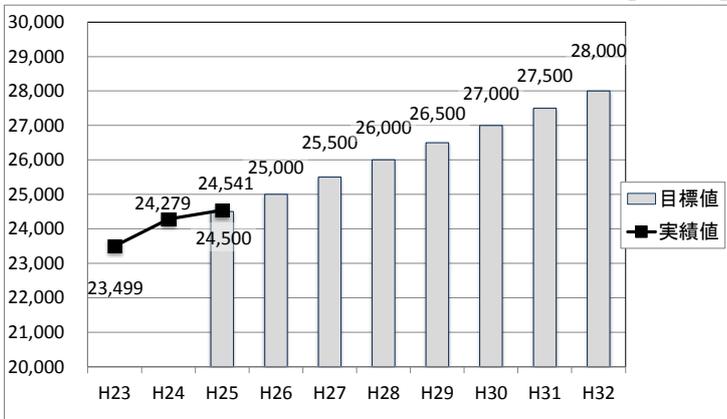
<コメント等>

県内各地からの参加があり、順調に参加者数は増加している。

○環境指標58 環境アドバイザー等派遣事業受講者数(累計)【担当：生活環境総務課】

目標区分：↗

【単位：人】



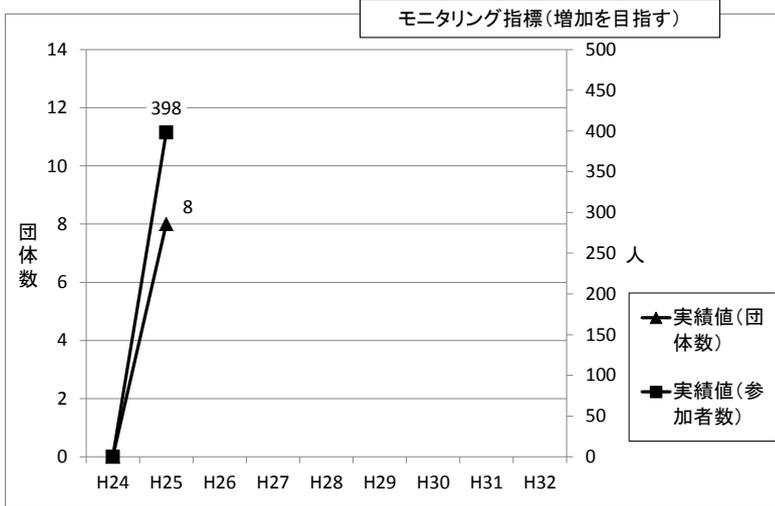
目標値の達成状況

○

<コメント等>

目標値を上回っているものの、単年度の実施件数及び受講者数共に前年度の値を下回っていることから、ホームページ等での周知を継続して実施するとともに、県民の関心が高い分野に関する環境アドバイザーの委嘱を検討するなど、今後も県民のニーズにあった環境教育・学習機会を提供できるよう努める。

○環境指標59 せせらぎスクール参加団体数、延べ参加者数【担当：生活環境総務課】



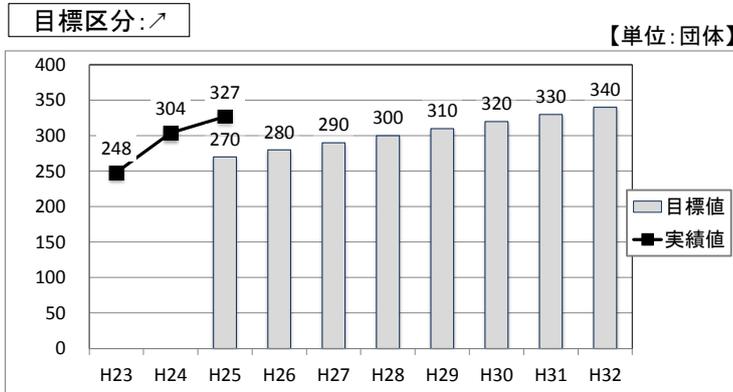
<コメント等>

東日本大震災等の影響を受け、平成23年度からは県による参加団体募集を見合わせていたが、平成25年度は自主的に調査を実施した団体に教材の提供を行い、年2回の指導者養成講座とともに、実践モデル講座を実施した。
平成26年度は募集を再開するなど、東日本大震災からの復旧・復興に歩調を合わせながら事業を展開していく。

○環境指標60 「福島議定書」事業参加団体数(再掲) 【関連資料：統計資料編 資料10 (p.14)】

※p.32参照

○環境指標61 NPO法人の認証を受けた環境保全に関する市民活動団体数(累計)【担当：生活環境総務課】



目標値の達成状況



<コメント等>

毎年度、順調に目標値を上回っているが、引き続き県民、民間団体、事業者、行政などの自発的かつ連携した環境保全活動の推進を図っていく。

○環境指標62 県機関におけるグリーン購入割合(再掲)

※p.45参照

<今後の方向性>

○環境教育・学習の推進

本県の優れた自然環境の中で行う質の高い環境学習を推進するため、今後も、小・中学校等を対象とした尾瀬で行う環境学習活動を支援していきます。また、様々な主体の参加と連携・協働による取組を推進しながら、各種ネットワーク体制のさらなる充実を図り、環境保全・回復活動をより一層促進するため、平成26年度に作成する環境教育副読本を活用するなど、環境教育・学習機会を提供していきます。

さらに、平成28年度に開所予定の環境創造センターの交流棟を活用するなど、県内の子どもたちの未来の創造に繋がる環境教育を展開していきます。

(2) 環境に配慮したゆとりある生活空間の形成

<主な取組>

①景観形成総合対策事業【関連資料：統計資料編 資料63 (p.98)】<自然保護課>

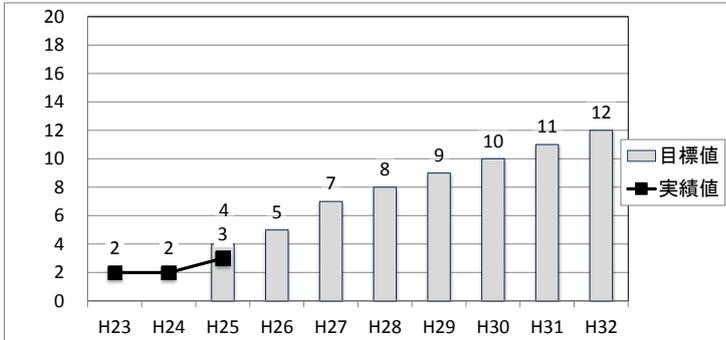
【概要】本県における景観形成を推進するため、景観形成に関する知識の普及及び意識啓発に努めるとともに、技術的な支援を行う。

【実績】景観アドバイザーの派遣 5回

○環境指標63 市町村景観計画策定団体数【担当：自然保護課】

目標区分：↗

【単位：団体】



目標値の達成状況

△

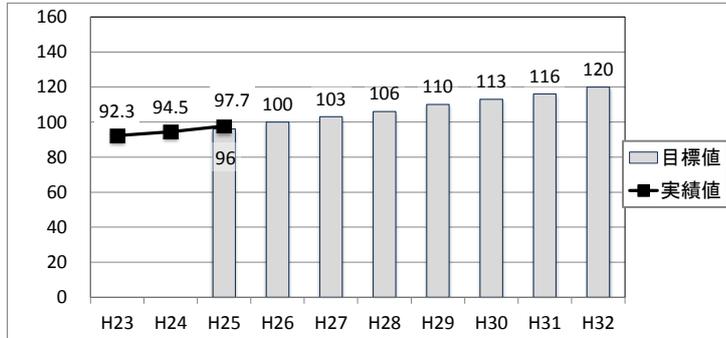
<コメント等>

平成25年度において1町が策定したが、策定に向けて検討している市町村が1市だけであり、今後策定検討に向けて積極的にPRする必要がある。

○環境指標64 無電柱化された道路の延長【担当：道路整備課】

目標区分：↗

【単位：km】



目標値の達成状況

◎

<コメント等>

周辺のまちづくりと一体となった無電柱化が浸透しつつあり、増加傾向にある。

<今後の方向性>

○ 景観形成活動の促進

市町村が景観行政団体への移行や景観計画策定を予定している市町村に対し、今後も、移行について働きかけを行うとともに、技術的支援を進めていきます。

(3) 情報の収集・提供と発信**<主な取組>**

①環境白書の作成<生活環境総務課>

【概要】環境の状況及び環境の保全・回復に関して講じた施策の状況等を明らかにするため、毎年度、作成する。

【実績】平成25年8月作成、福島県環境審議会にて報告（9月）、ホームページ等により広く公表。

※環境創造センター整備事業<環境創造センター整備推進室>

【概要】放射性物質により汚染された環境を回復し、県民が将来にわたり安心して暮らせる環境を創造するため、モニタリング、調査・研究、情報収集・発信及び教育・研修・交流機能を有する中核拠点を整備する。（平成27～28年度に供用開始予定）

<今後の方向性>

○ 分かりやすい情報の提供

本県における環境の状況や環境の保全・回復に関する施策について、より多くの県民に理解していただくため、環境白書の構成や見せ方等を適宜見直すなど、引き続き分かりやすい情報の提供に努めます。

○ 環境回復・環境創造の取組の発信

平成28年度に開所予定の環境創造センターの交流棟での展示等により、福島県の環境回復・環境創造の取組について、国内外へ発信していきます。

指標の評価の考え方

平成25年の実績値について、以下の考え方により評価を行う。

○ 評価の仕方

- 1 平成25年の実績値が出ていれば、目標値との比較により評価。
- 2 平成25年の実績値が出ていないもの、比較する数値が無いものは「－」（評価なし）とし、指標に関する現状の分析をする。

○ 評価の仕方

評価については、平成25年目標値との比較における達成率¹により、「◎」、「○」、「△」、「×」、「－」（評価なし）のいずれかでを行うのを原則とする。ただし、実績値の推移等が著しく評価と乖離する場合には、これによらない。

◎	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年の実績値が、平成25年目標値に達しているもの。 （達成率：100%以上）
○	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年の実績値が、平成25年目標値に達していないが、今後、達成見込みがあるもの。 （達成率：80%以上～100%未満）
△	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年の実績値が、平成25年目標値に達しておらず、今後も達成が困難な可能性が高いもの。 （達成率：70%以上～80%未満）
×	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年の実績値が、平成25年目標値に達しておらず、今後も特に達成が困難なもの。 （達成率：70%未満）
－	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年の実績値が出ていないもの。 比較する数値が無いもの。

¹ ここでは、上昇又は維持を目指すものについては、「（実績値／目標値）×100%」、減少を目指すものについては、「（目標値／実績値）×100%」で算出した値とする。

第3章 福島県の環境行政組織

第1節 本庁機関

本県の環境行政組織のうち、本庁機関については、昭和37年に厚生部公衆衛生課が人体に関する公害を、企画開発部企画課がその他の公害を所掌したことに始まりました。その後、昭和47年6月には生活環境部環境保全課及び公害規制課の2課制になりましたが、昭和53年4月には保健環境部に再編され、原子力安全対策室の附置（同年同月）、原子力安全対策課の設置（平成元年4月）、廃棄物対策室の附置（平成5年4月）、また、平成6年4月の行政機構改革により、生活環境部に再編され（公害規制課は環境指導課に名称変更）、平成7年4月には廃棄物対策課が設置され、平成12年4月には環境保全課が環境政策課に再編されました。

平成14年4月に先行導入したF・F（フラット&フレキシブル）型行政組織は、平成15年4月から本庁機関に正式導入され、環境行政を所掌する体制は、県民環境室、県民安全室、環境政策室、環境対策室の4室10グループから新たに県民環境総務領域、県民安全領域、環境共生領域、環境保全領域の4領域10グループに再編されました。

平成20年4月には、わかりやすく親しみやすい県政の実現を目指すとともに、F・F型行政組織の導入目的に沿った運営のさらなる定着化を図るため、組織の改編を行い、生活環境総室、県民安全総室、環境共生総室、環境保全総室の4総室7課2室となりました。

平成23年10月には、環境保全総室に新たに除染対策課が設置され、平成24年4月には、環境評価景観室及び不法投棄対策室が廃止されました。

平成25年4月からは、県民安全総室に放射線監視室、環境共生総室に環境創造センター整備推進室が新たに設置され、環境行政を所掌する体制は、生活環境総室（生活環境総務課）、県民安全総室（原子力安全対策課、放射線監視室）、環境共生総室（環境共生課、自然保護課、水・大気環境課、環境創造センター整備推進室）、環境保全総室（一般廃棄物課、産業廃棄物課、除染対策課）の4総室8課2室となっています。

第2節 出先機関

本県の環境行政組織のうち、出先機関については、昭和37年に保健所及び県事務所が担当したことに始まりました。その後、いわき市に県・市公害対策センターの設置（昭和47年1月）、郡山市に県・市公害対策センターの設置（昭和51年10月）などの変遷を経て、順次、整備・強化されてきました。

平成9年4月の行政組織の改正により、公害対策センターは環境センターに改められ、環境汚染の防止のために必要な試験検査及び調査研究を行うことになり、また、環境保全・廃棄物対策、環境汚染の防止に関する事務は、各地方振興局が所管区域ごとに担当することになり、さらに、平成10年4月からは野生生物の保護及び狩猟に関する事務も担当することになりました。

また、原子力発電所周辺地域住民の安全対策に関する事務を行う機関としては、昭和49年4月に原子力センターが大熊町に設置され、平成8年4月には、環境放射性物質の調査研究を行う機関として、原子力センター福島支所が福島市に設置されました。原子力センターは、平成23年3月15日からは、原子力災害による周辺放射線量の上昇に伴い、福島市に移転して業務を継続しています。

第3節 附属機関等

1 環境審議会

福島県環境審議会は、平成5年11月19日の環境基本法の施行に伴い、環境基本法第43条の規定に基づき、平成6年8月1日に設置された機関です。これに伴い、(旧)公害対策基本法に基づき設置されていた福島県公害対策審議会は同日廃止されました。

環境審議会は、(旧)公害対策審議会の所掌事務を引き継いだだけでなく、本県の環境保全に関して基本的な事項を調査審議します。

現在、委員21名で構成され、任期は2年となっています(名簿-1)。

部会は、第1部会(環境政策及び循環型社会推進等に関する事)、第2部会(廃棄物対策及び環境汚染防止等に関する事)の2つが設置されています。

なお、平成25年度は、福島県環境教育等行動計画策定のための審議に当たり、教育関係の専門家2名を専門調査員として任命しています(名簿-2)。

2 公害審査会

福島県公害審査会は、昭和46年4月に、公害紛争処理法第13条及び福島県公害紛争処理条例第2条の規定に基づき、公害に係る紛争について、あっせん、調停または仲裁を行うために設置された機関です。

この審査会は、県議会の同意を得て知事が任命した、弁護士、学識経験者等の委員10人で構成され、任期は3年となっています(名簿-3)。

3 環境影響評価審査会

福島県環境影響評価審査会は、福島県環境影響評価条例第36条の規定に基づき、環境影響評価その他の手続きに関する技術的な事項を調査審議するために設置された機関です。

現在、委員10名で構成され、任期は3年となっています(名簿-4)。

さらに、専門の事項を調査するため、現在、専門委員2名を置いており、任期は3年となっています(名簿-5)。

4 景観審議会

福島県景観審議会は、福島県景観条例第28条の規定に基づき、福島県景観条例で規定された事項及び知事の諮問に応じて県土の景観形成に関する事項を調査審議するために設置された機関です。

現在、委員12名で構成され、その任期は2年となっています(名簿-6)。

5 自然環境保全審議会

福島県自然環境保全審議会は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律や温泉法で規定された事項及び知事の諮問に応じて自然環境の保全に関する重要事項を調査審議する機関で、自然環境保全法第51条の規定に基づいて、昭和48年6月に設置されました。

現在、委員23名で構成され、任期は2年となっています(名簿-7)。

部会は、自然保護部会、鳥獣保護部会、温泉部会、希少野生生物保護部会の4部会が設置されています。

(1) 自然保護部会

自然保護部会は、県立自然公園の指定、指定の解除、区域の変更並びに公園事業の決定、廃止、変更や自然環境保全地域及び緑地環境保全地域の指定、指定の解除、区域の変更並びに保全計画の決定、廃止、変更その他自然環境の保全に関する重要事項について調査審議するために設置されています。

(2) 鳥獣保護部会

鳥獣保護部会は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護事業計画（5か年）の策定、鳥獣保護区若しくは特別保護地区の指定、その他狩猟鳥獣の捕獲の制限等に関する事項について調査審議するために設置されています。

(3) 温泉部会

温泉部会は、温泉法に基づく掘削等の許可処分、取消、措置命令、採取制限等について調査・審議するために設置されています。

(4) 希少野生生物保護部会

希少野生生物保護部会は、福島県野生動植物の保護に関する条例に基づく希少野生動植物保護基本方針の策定、特定希少野生動植物の指定、生息地等保護区の指定等について調査審議するために設置されています。

6 その他会議等

上記1から5の法令に基づく附属機関のほか、外部有識者や県民の皆さまの意見を伺うため、以下の会議等を設置しています。

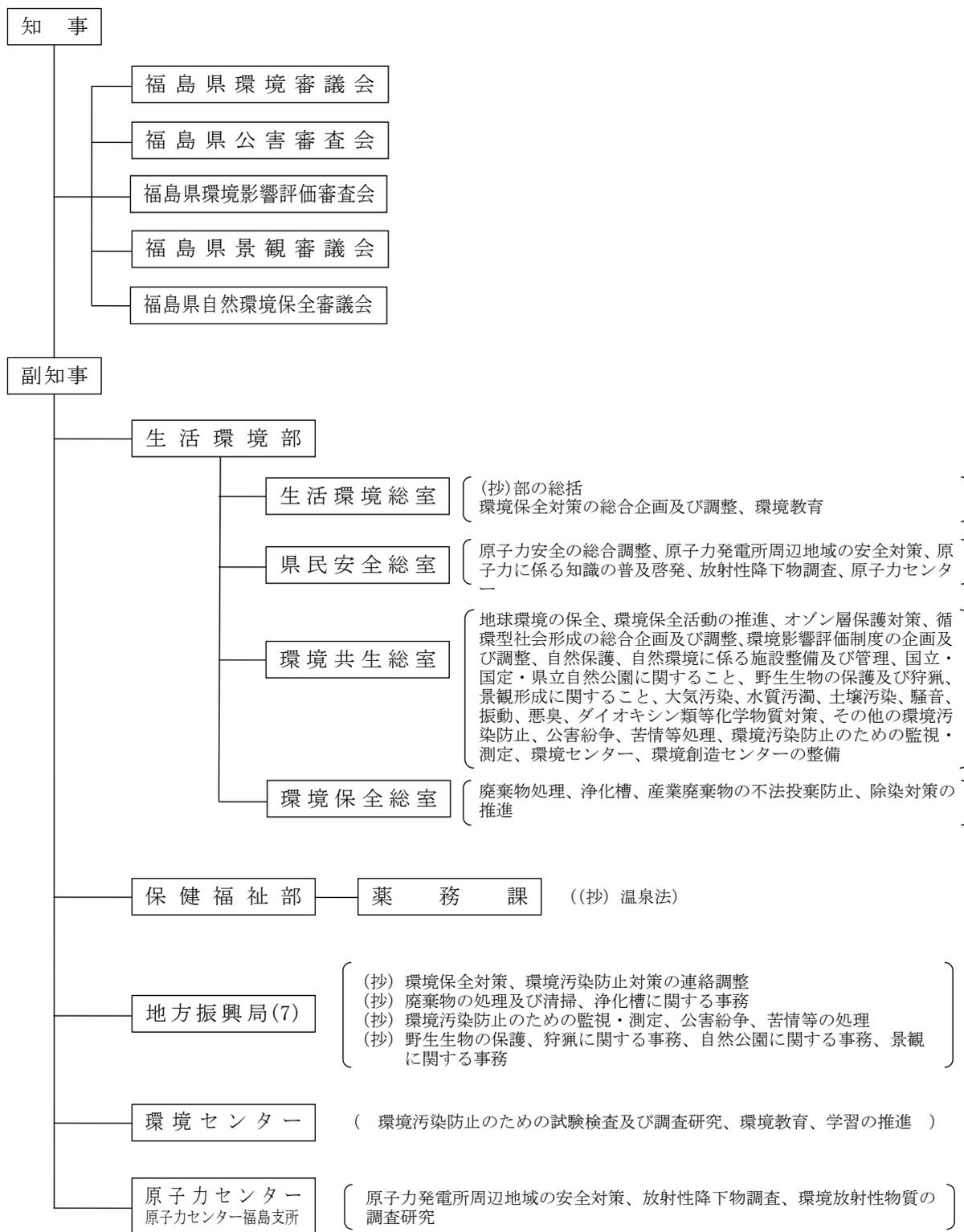
平成26年3月31日現在

No.	名称	事項
1	福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・福島第一原発廃炉等中長期ロードマップ、特定原子力施設実施計画、福島第二原発冷温停止維持に関する取組について協議（現地調査含む）。 ・環境放射能測定基本計画の策定及び測定結果の評価・解析（環境モニタリング評価部会） ・廃止措置等作業従事者の要員確保、安全確保、作業環境の安全確保、雇用適正化について協議（労働者安全衛生対策部会）
2	福島県原子力発電所の廃炉に関する安全確保県民会議	本県の原子力発電所の廃止措置等に向けた取組に関する安全かつ着実な進展のための県民目線による確認・協議
3	地球にやさしい“ふくしま”県民会議 (地球温暖化対策地域協議会)	県民、民間団体、事業者及び行政等、あらゆる主体が共通認識の下、地球温暖化防止に向けた取組などの環境保全活動を県民運動として積極的に推進
4	地球にやさしい温室効果ガス排出在り方検討会	低炭素社会への転換を図るため、本県における温室効果ガスの実態を踏まえた排出の在り方について検討
5	うつくしま、エコ・リサイクル製品認定審査会	エコ・リサイクル製品の認定要件、及びエコ・リサイクル製品の認定等に関する審査
6	福島県尾瀬保護指導委員会	尾瀬における湿原植物の保護、増殖等に関する指導・検討

No.	名 称	事 項
7	福島県鳥獣保護センター運営推進委員会	鳥獣保護センターが県民の期待に応えられる施設として、その機能を十分に発揮できるよう運営に関して検討・評価
8	福島県野生鳥獣保護管理検討会	野生鳥獣と人とのあつれきを解消し、地域個体群の安定的存続を図るための保護管理施策の検討
9	福島県生物多様性推進協議会	生物多様性に関する課題や保全に係る取組等の検討
10	福島県カワウ保護管理協議会	カワウ個体群の適切な保護管理及び水産被害の防止対策の検討
11	福島県自動車排出ガス対策推進会議	自動車の低公害化を図り、自動車排出ガス対策推進の取組について協議
12	猪苗代湖水質保全対策検討委員会	専門家による猪苗代湖の効果的な水質保全対策について検討
13	福島県環境創造センター（仮称）設置準備検討委員会	福島県環境創造センター（仮称）の設置準備に必要な検討
14	福島県一般廃棄物技術審査会	一般廃棄物最終処分場及び焼却施設の設置許可の申請についての協議・調整
15	福島県産業廃棄物技術検討会	産業廃棄物最終処分場焼却施設等の設置・変更許可申請についての協議・調整
16	福島県産業廃棄物経理的基礎審査検討会	産業廃棄物処理業者等が経理的基礎を有するかどうかの審査
17	中間貯蔵施設に関する専門家会議	国が行う中間貯蔵施設の現地調査等に関する確認

福島県環境行政組織図

(平成26年3月31日現在)



名簿－1 福島県環境審議会委員

(平成26年3月31日現在)

No.	氏名	所属等	所属部会	
			1	2
1	石田 順一郎	独立行政法人日本原子力研究開発機構 福島技術本部福島環境安全センター長	○	○
2	○稲 森 悠 平	国立大学法人福島大学 共生システム理工学類特任教授	■	○
3	遠 藤 ヤ エ	福島県消費者団体連絡協議会（理事）	○	
4	大 迫 政 浩	独立行政法人国立環境研究所 資源循環・廃棄物研究センター長	○	○
5	河 津 賢 澄	国立大学法人福島大学 共生システム理工学研究科特任教授	○	■
6	菅 野 篤	福島民友新聞株式会社（編集局長）		○
7	後 藤 忍	国立大学法人福島大学共生システム理工学類准教授	○	□
8	崎 田 裕 子	ジャーナリスト・環境カウンセラー	○	○
9	佐 藤 俊 彦	一般社団法人福島県産業廃棄物協会（会長）		○
10	佐 藤 光 俊	株式会社福島民報社（編集局長兼地域交流室長）	○	
11	志 賀 令 和	公募委員	○	
12	清 水 晶 紀	国立大学法人福島大学行政政策学類准教授	○	○
13	菅 井 ハ ル ヨ	財団法人福島県婦人団体連合会（評議員）	○	
14	高 荒 智 子	独立行政法人国立高等専門学校機構 福島工業高等専門学校建設環境工学科准教授	○	○
15	富 樫 恵 久 子	福島県農業会議（福島県女性農業委員協議会監事）		○
16	◎長 林 久 夫	日本大学工学部土木工学科教授	○	○
17	福 島 哲 仁	公立大学法人福島県立医科大学 衛生学・予防医学講座教授	□	○
18	古 川 道 郎	福島県町村会（副会長・川俣町長）		○
19	山 口 信 也	福島県市長会（喜多方市長）	○	
20	和 合 ア ヤ 子	福島県商工会議所連合会 （福島県商工会議所女性会連合会会長）	○	
21	和 田 佳 代 子	環境にやさしいくらしかたをすすめる会会長		○

◎印：会長 ○印：会長職務代理者 ■印：部会長 □印：部会長職務代理者
委 員：21人（五十音順）

任 期：平成24年9月1日～平成26年8月31日（2年間）

（部会担当分野）

第1部会：環境政策及び循環型社会推進等に関すること

第2部会：廃棄物対策及び環境汚染防止等に関すること

名簿－2 福島県環境審議会専門調査員

(平成26年3月31日現在)

No.	氏名	所属等
1	瓜生 康弘	教育庁高校教育課主幹
2	佐藤 秀美	教育庁義務教育課主幹

専門調査員：2名（五十音順）

任期：平成25年9月3日～平成26年8月31日（1年間）

名簿－3 福島県公害審査会委員

(平成26年3月31日現在)

No.	氏名	所属等
1	浅井 則子	一般社団法人福島県薬剤師会常務理事
2	○五十嵐まりい	元会津若松市教育委員会委員長
3	西崎 伸子	国立大学法人福島大学行政政策学類准教授
4	黒沢 高秀	国立大学法人福島大学共生システム理工学類准教授
5	酒井美代子	一級建築士
6	菅波 香織	弁護士
7	中野 和典	日本大学工学部准教授
8	中村 良一	弁護士
9	◎武藤 正隆	弁護士
10	後藤 あや	公立大学法人福島県立医科大学准教授

◎印：会長 ○印：会長代理

委員：10人（五十音順）

任期：平成25年4月1日～平成28年3月31日（3年間）

名簿－4 福島県環境影響評価審査会委員

(平成26年3月31日現在)

No.	氏名	所属等
1	伊藤 絹子	国立大学法人東北大学大学院農学研究科助教
2	◎稲 森 悠平	国立大学法人福島大学共生システム理工学類特任教授
3	岩田 惠理	いわき明星大学科学技術学部准教授
4	川越 清樹	国立大学法人福島大学共生システム理工学類准教授
5	木村 勝彦	国立大学法人福島大学共生システム理工学類教授
6	齊藤 貢	国立大学法人岩手大学工学部准教授
7	高荒 智子	独立行政法人国立高等専門学校機構 福島工業高等専門学校建設環境工学科准教授
8	濱田 幸雄	日本大学工学部教授
9	山本 和恵	東北文化学園大学教授
10	○由 井 正敏	社団法人東北地域環境計画研究会会長

◎印：会長 ○印：会長職務代理者

委員：10人（五十音順）

任期：平成26年3月17日～平成29年3月16日（3年間）

名簿－5 福島県環境影響評価審査会専門委員

(平成26年3月31日現在)

No.	氏名	所属等
1	井上 正	一般財団法人電力中央研究所 研究アドバイザー
2	須藤 隆一	生態工学研究所代表

専門委員：2人（五十音順）

任期：平成26年3月17日～平成29年3月16日（3年間）

名簿－6 福島県景観審議会委員

(平成26年3月31日現在)

No.	氏名	所属等
1	五十嵐保雄	公募委員
2	○小林敬一	東北芸術工科大学教養教育センター兼デザイン工学部教授
3	酒井美代子	S.A. 建築デザイン一級建築士事務所
4	佐藤信博	福島県建築士事務所協会理事
5	清水晶紀	国立大学法人福島大学行政政策学類准教授
6	高橋克巳	小名浜まちづくり市民会議事務局長
7	知野泰明	日本大学工学部土木工学科准教授
8	服部淳子	福島県商工会女性部連合会長
9	◎土方吉雄	日本大学工学部建築学科准教授
10	古市徹雄	千葉工業大学工学部教授
11	辺見美津男	「有限会社辺見美津男設計室」経営
12	水野谷梯子	東京都市大学都市生活学部専任講師

◎印：会長 ○印：会長職務代理者

委員：12名（五十音順）

任期：平成24年12月11日～平成26年12月10日（2年間）

名簿－7 福島県自然環境保全審議会委員

(平成26年3月31日現在)

No.	氏名	所属等	所属部会			
			自然	鳥獣	希少	温泉
1	阿部多一	一般社団法人福島県猟友会長		□		
2	有賀圭子	公益財団法人福島県観光物産交流協会	○			
3	伊賀和子	福島県植物研究会員	○		○	
4	石井敦子	一般社団法人日本温泉気候物理医学会 温泉療法専門医				○
5	伊藤伸彦	北里大学副学長	○	○	□	
6	伊原禎雄	奥羽大学歯学部講師	□	○		
7	岩田恵理	いわき明星大学科学技術学部准教授		■	○	
8	梅村順	日本大学工学部専任講師				○
9	◎尾形一幸	福島県山岳連盟会長	■		○	
10	小沼光子	福島県クリーンふくしま運動推進協議会	○			
11	○木村勝彦	国立大学法人福島大学 共生システム理工学類教授	○	○	■	
12	阪口圭一	独立行政法人産業技術総合研究所 福島再生可能エネルギー研究所 福島連携調整室イノベーションコーディネータ	○			○
13	佐藤好億	福島県温泉協会会長				□
14	宍戸裕幸	福島県森林組合連合会代表理事専務	○		○	
15	○柴崎直明	国立大学法人福島大学 共生システム理工学類教授				■
16	曾根久子	福島県自然保護協会	○	○	○	
17	高林きくみ	J A福島女性部協議会副会長 (福島県農業協同組合中央会)		○		
18	棚邊美根子	日本野鳥の会白河事務局長		○	○	
19	長橋良隆	国立大学法人福島大学 共生システム理工学類教授				○
20	古川裕司	公募委員		○	○	
21	益子保	公益財団法人中央温泉研究所長				○
22	宗形明子	一般社団法人福島県薬剤師会常務理事				○
23	渡邊涼子	弁護士(福島県弁護士会)				○

◎印：会長 ○印：副会長 ■印：部会長 □印：部会長職務代理者

委員：23名(五十音順)

任期：平成25年3月11日～平成27年3月10日(2年間)

(部会名) 自然：自然保護部会 鳥獣：鳥獣保護部会

希少：希少野生生物保護部会 温泉：温泉部会

第4章 平成25年度 環境の保全・回復に関する事業一覧

平成25年度において実施した環境の保全・回復に関する事業について、第4次環境基本計画（平成25年3月改定）の施策体系に沿って示します。

環境基本計画 施策体系	事業名	事業の概要	25年度実績	決算見込額 (単位：千円)
I 環境回復の推進				
1 放射性物質による環境汚染からの回復				
(1) 環境放射線モニタリングの実施				
環境放射能等測定事業		東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故により環境中に放出された放射性物質の分布状況を把握し、原子力発電所からの新たな放射性物質の放出の有無を監視するため、県内全域を対象に、県民のニーズを踏まえたきめ細やかな環境放射線モニタリングを実施する。	空間線量率の測定 約3,600地点で定点測定、延べ10,000地点で随時測定を実施した。 放射性核種分析 約23,000検体の分析を実施した。	530,204
環境放射能水準調査事業		我が国の原子力発電施設等の周辺においては、現在、原子力施設立地県等において放射線監視事業が実施されているが、この監視事業成果の精度を高めるためには、測定されたデータが当該施設からの影響によるものか否かを把握し、測定結果の正確な評価を行う必要がある。 このため、当該施設周辺のより広範囲な地域において、環境放射能水準調査を実施し、その結果と放射線監視データとの比較検討を行うことにより放射能の影響の正確な評価に資する。	空間線量率の測定 モニタリングポストによる通年測定(13地点)、サーベイメータによる測定を実施した。 放射性核種分析 環境試料11種、計27試料の分析を実施した。	5,073
環境放射能測定機器等整備事業		東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故により環境中に放出された放射性物質の分布状況を把握し、原子力発電所からの新たな放射性物質の放出の有無を監視するため、分析・測定機器の計画的な更新・整備を行う。	低バックグラウンド液体シンチレーションシステムや低バックグラウンドベータ線自動測定装置等を整備した。	85,844
野生鳥獣放射線モニタリング調査事業		県内で捕獲された野生鳥獣の肉について、放射性物質検査を実施し、検査結果を公表する。	検査検体数 303検体(うち基準値超過数219件) 内訳 イノシシ228(196)、ツキノワグマ41(17)、キジ14(1)、ヤマドリ4(3)、カルガモ7(1)、マガモ・コガモ2(1)、ニホンジカ7(0)	2,052
福島県放射能測定マップによる測定結果の公表		県内全域で実施している放射線モニタリングの結果を、マップ上に分かりやすく公表する。	空間線量率及び放射能濃度の測定結果を公表している。 閲覧者数：約40万人	23,733
(新)GPS歩行サーベイによる環境マッピング技術の活用事業		IAEAとの協力プロジェクトとして、歩行サーベイ(地上)と無人航空機(上空)による測定結果を地図上で組み合わせ、視覚的に把握しやすい線量分布マップを作成する。	モニタリングデータを取り込み、地図上で視覚的に把握できる線量分布マップを作成するシステムを構築した。	3,135

環境基本 計画 施策体系	事業名	事業の概要	25年度実績	決算見込額 (単位：千 円)
	(2) 除染の推進			
	市町村除染 対策支援事 業	県土の除染を迅速に進めていくため、市町村の除染実施計画に基づく除染の実施を総合的に支援するとともに、町内会等の自主的な除染の取組を支援する。	市町村除染地域における除染実施状況 (H25年度末) 住宅 計画数：246,644戸 発注数：177,938戸 発注率：72.1% 進捗数：114,636戸 進捗率：46.5% ※H25年度末までの計画数に対する進捗 町内会等の支援状況：14市町村、175 団体	64,887,694
	除染対策推 進事業	県土の除染を迅速に進めていくため、市町村の除染実施計画に基づき、県管理施設等の除染を実施する。	県有施設除染実施状況 (H25年度末) 施設：239施設 (実施率：36.2%)	4,391,559
	除染推進体 制整備事業	県土の除染を迅速に進めていくため、除染事業者等の育成・技術的支援の強化・住民理解の促進に取り組む。	①除染事業者等の育成状況： 業務従事者コース 1,662名 現場監督者コース 1,019名 業務監理者コース 587名 ②除染技術実証事業：5件 ③市町村の除染技術強化事業：3件 ④仮置場現地視察会：2回	268,548
	(新) 河 川・湖沼等 の除染技術 開発事業	福島県内の河川、湖沼等における放射性物質の環境動態に関する知見の整理及び国内外の現地調査・文献調査等を通じた除染技術に関する情報を収集整理したうえで、河川、湖沼等に関する効果的な除染手法を検討する。	①国内外の河川・湖沼等における環境動態調査結果の体系的整理 ・国内外の文献を選択し、内容を整理 ②国内外の除染技術情報の整理 ・国内外の文献を選択し、内容を整理 ③専門家会合による検討 ・除染技術等検討ワーキンググループ 5回開催	40,556
	(新) 河 川・湖沼に おける放射 性核種の動 態実態調査 事業	県内の代表的な河川・湖沼において、放射性核種の移動・挙動を明らかにする。	県内の代表的な河川・湖沼において放射性核種の動態調査を実施した。 河川 12地点 湖沼 5地点	15,420
	除染情報プ ラザ	除染情報の発信拠点を福島県と環境省が共同で設置・運営する。 当該施設の機能については以下のとおり。 ○人材派遣機能：除染講習会、除染現場等への専門家派遣 ○情報提供・発信機能：除染の実施状況、除染技術等の情報収集、提供及び発信	除染情報プラザ活動状況 (H25年度) 専門家派遣 243件 (受講者数 9,732人) 移動展示 106会場 (県内：99会場 県外：7会場 来場者数：10,656人)	0
	(3) 汚染廃棄物及び災害廃棄物の適正な処理の推進			
	災害廃棄物 処理基金事 業	市町村等が実施する災害廃棄物処理事業の事業費について、国の補助金に上乘せして、東日本大震災災害廃棄物処理基金から交付する。	福島県災害廃棄物処理基金事業補助金を16市町村(特定被災地方公共団体)に対し補助し、災害廃棄物処理の促進を図った。	1,114,233

環境基本 計画 施策体系	事業名	事業の概要	25年度実績	決算見込額 (単位：千 円)
	災害廃棄物の適正な処理と関係補助金申請事務等の支援	国・市町村・事業者と連携し、災害廃棄物の適正な保管及び処理の促進を図るとともに、災害廃棄物処理事業及び廃棄物処理施設の災害復旧事業に関する補助金の申請事務等を支援する。	災害廃棄物処理事業及び廃棄物処理施設の災害復旧事業に関する補助金の申請事務等を支援した。	0
	廃棄物処理施設課題検討会事業	廃棄物が放射性物質に汚染されていることにより、災害廃棄物や焼却灰の処理が進まないことについて、関係者で情報を共有するとともに、抱えている課題について検討し、処理の促進を図る。	開催回数：4回 施設の抱える問題について情報を共有し、問題の明確化を図った。 焼却灰保管に係る手引書を作成、配布した。	41
	(新) 一般廃棄物焼却施設における適正な処理の検討事業	IAEAとの協力プロジェクトとして、廃棄物処理の分野で特に緊急性の高い課題である放射性物質を含む廃棄物のより安全な焼却処理について調査研究を行う。	焼却処理における放射性セシウムの飛灰/主灰分配率のデータ収集や文献調査により分配率に關する要因を抽出し、その結果を基に実証試験の条件設定を行った。また、県内の焼却施設における使用済みバグフィルターの処分方法について、実態調査を行った。	5,927
(4) 環境創造センターの整備				
	環境創造センター整備事業	放射性物質により汚染された環境の早急な回復と県民が将来にわたり安心して暮らせる環境を創造するため、環境創造センターを整備する。	環境創造センター三春町施設本館、南相馬市施設の建設工事に着手した。	3,180,149
2 原子力発電所及び周辺地域の安全確保				
	原子力発電所の安全確認	○原子力発電所の廃炉に向けた取組が安全かつ着実に進められるよう、県、専門家及び関係市町村で構成する県独自の監視組織を設置し、国及び東京電力の取組を監視していく。 ○現地調査等による確認状況は、県のホームページ等に掲載するなど県民への分かりやすい情報提供を行う。	「福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会」の現地調査等により、国及び東京電力の取組を確認した。 (協議会の開催状況) 16回開催(会議3回、現地調査13回【1F, 11回、2F, 2回】) また、現地調査等の結果については、随時、県のホームページに掲載している。	41,949
	地域防災計画(原子力災害対策編)の見直し	○事故の教訓を踏まえ、地域防災計画(原子力災害対策編)に見直しを行い、防災体制を強化する。 ○見直し内容に合わせ、緊急時連絡網の整備や防災資機材の配備を行う。	国の原子力災害対策指針の改定を踏まえ、県地域防災計画(原子力災害対策編)について、緊急時モニタリング体制等に係る見直しをH26年3月に行った。(原子力防災部会 2回開催、県防災会議 1回開催) 新たに重点区域になった市町村等に、防災資機材や緊急時連絡網のための専用回線の整備等を行うなど、防災体制の充実・強化を図った。	212,538
	原子力災害対策センターの整備	福島県原子力災害対策センター(大熊町)は使用が困難な状況にあるため、放射線防護、通信回線の強化、機能スペースの確保対策等を講じた、新たな拠点施設の整備を行う。	福島第一、福島第二原発それぞれに係る原子力災害対策センターを整備するため、建設用地の選定を行うとともに、工事着工に向け、地質測量、測量設計、基本・実施設計を行った。	112,191

環境基本 計画 施策体系	事業名	事業の概要	25年度実績	決算見込額 (単位：千 円)
	(再掲) 環境放射能 等測定事業	東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故により環境中に放出された放射性物質の分布状況を把握し、原子力発電所からの新たな放射性物質の放出の有無を監視するため、県内全域を対象に、県民のニーズを踏まえたきめ細やかな環境放射線モニタリングを実施する。	空間線量率の測定 約3,600地点で定点測定、延べ 10,000地点で随時測定を実施した。 放射性核種分析 約23,000検体の分析を実施した。	530,204
	(再掲) 環境放射能 水準調査事業	我が国の原子力発電施設等の周辺においては、現在、原子力施設立地県等において放射線監視事業が実施されているが、この監視事業成果の精度を高めるためには、測定されたデータが当該施設からの影響によるものか否かを把握し、測定結果の正確な評価を行う必要がある。 このため、当該施設周辺のより広範囲な地域において、環境放射能水準調査を実施し、その結果と放射線監視データとの比較検討を行うことにより放射能の影響の正確な評価に資する。	空間線量率の測定 モニタリングポストによる通年測定(13地点)、サーベイメータによる測定を実施した。 放射性核種分析 環境試料11種、計27試料の分析を実施した。	5,073
	(再掲) 環境放射能 測定機器等 整備事業	東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故により環境中に放出された放射性物質の分布状況を把握し、原子力発電所からの新たな放射性物質の放出の有無を監視するため、分析・測定機器の計画的な更新・整備を行う。	低バックグラウンド液体シンチレーションシステムや低バックグラウンドベータ線自動測定装置等を整備した。	85,844
	(再掲) 福島県放射 能測定マップ による測定 結果の公表	県内全域で実施している放射線モニタリングの結果を、マップ上に分かりやすく公表する。	空間線量率及び放射能濃度の測定結果を公表している。 ・閲覧者数 約40万人	23,733

II 美しい自然環境に包まれた持続可能な社会の実現

1 低炭素社会への転換

(1) 温室効果ガス排出抑制の取組の推進

地球にやさしい“ふくしま”県民会議事業	事業者団体、民間団体、行政等で構成する「地球にやさしい“ふくしま”県民会議」を運営し、「地球にやさしいふくしま宣言」に基づく各種の取組みを県民運動として展開する。	クールビズ：県民会議構成員に周知。 クールアースデー：構成員へ可能な範囲での参加を要請。県庁でも可能な範囲で消灯を実施。 クールアースデーキャンペーンの実施(6月29日二本松市) 節電：構成員が積極的に取り組むことを申し合わせ	260
地球にやさしい“ふくしま”県民会議啓発活動事業	地球温暖化問題の専門家による講演会等の啓発事業を各地方会議を中心に開催し、意識の啓発を図る。	県北：地球温暖化についての勉強会 県中：講演会「郡山女子大学の環境活動と環境再生」 県南：地球にやさしい講演会 in 白河 会津：地球にやさしい“あいづ”再生可能エネルギー施設見学会 南会津：エコドライブ講習会 相双：エコドライブ講習会、他団体主催イベントにおける啓発活動 いわき：地球温暖化防止対策に関する講演	351

環境基本 計画 施策体系	事業名	事業の概要	25年度実績	決算見込額 (単位：千 円)
	うつくしま 地球温暖化 防止活動推 進員養成事 業	地球温暖化防止活動を推進するため、地域 で活動する「うつくしま地球温暖化防止活 動推進員」を養成し、地球温暖化防止に向 けた、地域での草の根運動を推進する。	推進員養成研修 2回 推進員委嘱人数 94名 (平成25年度 更新46人、新規6人) 推進員活動回数 509回	412
	地球温暖化 防止のため の「福島議 定書」事業	学校や事業所等での省資源・省エネルギー の実践を促進するため、二酸化炭素排出量 の削減目標を定めた「福島議定書」を知事 と締結し、学校や事業所等の職員等全員が 一丸となった廃棄物減量化等の取組みを促 進する。	福島議定書参加団体 学校版495校 事業所版1,535団体 表彰42団体(学校27 事業所15) 基準年と比較して約5,100トンの二酸 化炭素が削減された。	4,826
	復興ふくし まエコ大作 戦!みんな でエコチャ レンジ事業	県民の環境負荷低減活動に対しポイント を付与し、相応のサービスを提供すること により、取組意欲を向上させ、省資源・省エ ネルギーを推進する。	学校版 参加校数 357校 団体版 参加団体数 5団体 家庭版 参加世帯数 1,278世帯	3,699
	環境創造資 金融資事業	環境保全対策に取り組む中小企業者等を支 援するため、環境保全等に必要な資金の融 資をあっせんする。	融資件数(継続) 6件	37,985
	ふくしまエ コオフィス 推進事業	地球温暖化対策推進法に基づく取組とし て、「県庁版福島議定書」などを取り入れ た本県独自の環境マネジメントシステム 「ふくしまエコオフィス実践計画」(平成 25年度～平成32年度)を運用し、県が一 事業者・一消費者として温暖化対策や廃棄物 量化等の環境負荷低減に取り組む。	県機関の平成25年度CO ₂ 排出量 平成24年度比96% グリーン購入割合 97.4%	1,403
	再生可能エ ネルギー導 入等による 防災拠点支 援事業	「福島県地球温暖化対策等推進基金」を活 用し、公共施設、民間施設で災害時に防災 拠点となる施設等への再生可能エネルギー 等の導入を支援する。	市町村公共施設 130施設 民間施設 4施設	2,780,371
	地球温暖化 防止活動推 進センター	地球温暖化対策の推進に関する法律第24 条に位置付けられた地球温暖化の防止に寄 与する活動の促進を図る団体として指定し ている。	各種事業の委託を行ったほか、温暖 化対策事業を協力して実施した。	0
	県有建築物 の環境性能 診断	県有建築物の新築、改修にあたっては、ラ イフサイクルを通じた二酸化炭素排出量 の削減など環境負荷の低減を図るため、福 島県環境共生建築計画・設計指針に基づき 整備を行う。既存建築物については、環 境性能診断を実施し、環境に配慮した施 設整備を促進していく。	16施設で環境性能診断を実施 (全体計画132施設中114施設が完了)	0
	運輸部門に おける温暖 化対策事業	エコドライブ講習を希望する福島議定書 参加事業所等に講師を派遣する。 福島議定書参加事業所の職員を対象に エコドライブアドバイザー養成講習会を 開催する。	エコドライブ講習会への講師派遣 11回 エコドライブアドバイザー養成講習 会 (11月9日 郡山免許センター)	110
	地球と森林 を守る指導 者養成事業	地球温暖化防止活動推進員等を対象とし た森林環境における幅広い分野の知識習 得を目的とした研修会を開催する。	平成25年11月7日開催 フォレストパークあだたら	111

環境基本 計画 施策体系			事業名	事業の概要	25年度実績	決算見込額 (単位：千 円)
大	中	小				
			一般造林事業	県土の保全、水資源のかん養、自然環境の保全形成等の森林の公益的な機能の発揮や山村経済の振興等を図るため森林整備を行う。	植栽、下刈、間伐等1,712haの森林整備を実施。	393,993
			森林環境基金森林整備事業	手入れが行われず荒廃が懸念される水源区域や公益的機能が高い森林について、間伐等の森林整備を実施する。	間伐等2,292haを実施。	867,213
			県営林の保育管理事業	県土の保全、水資源のかん養、森林資源の充実を図ることを目的として、県営林(県有林、県行造林、県行部分林、水源林)を整備し管理する。	保育間伐等47haの整備を実施。	31,316
			福島県林業公社事業資金	森林の有する公益的機能の維持・増進を図るため、造林・育林等の森林整備を推進する。	保育間伐等延べ715haの整備を実施。	798,406
			緑化活動県民参加推進事業	県民参加による森林整備活動を推進するため、地方植樹祭等の開催に対して補助を行う。	植樹祭等開催実績2件 地方植樹祭1件(下郷町) うつくしま育樹祭(うつくしま育樹祭実行委員会)	700
			カーボン・オフセット森森(もりもり)元気事業	環境貢献企業の森林整備活動参加を推進するため、フィールドの斡旋・設定及び「企業の森林づくり協定」締結等に対する支援を行う。	協定締結件数1件 (株)みずほフィナンシャルグループ/下大越 共有山林組合/いわき市/福島県	304
(2) 再生可能エネルギーの普及拡大とエネルギーの有効利用						
			(再掲) 再生可能エネルギー導入等による防災拠点支援事業	「福島県地球温暖化対策等推進基金」を活用し、公共施設、民間施設で災害時に防災拠点となる施設等への再生可能エネルギー等の導入を支援する。	市町村公共施設 130施設 民間施設 4施設	2,780,371

環境基本計画 施策体系			事業名	事業の概要	25年度実績	決算見込額 (単位：千円)
大	中	小				
			再生可能エネルギー普及 及拡大事業	本県を再生可能エネルギー先駆けの地とするため、住宅用太陽光発電設備設置費用や再生可能エネルギーの事業化にかかる調査費用等の支援を実施する。	1 再生可能エネルギー導入推進検討事業として、福島県再生可能エネルギー導入推進連絡会及び専門部会、地熱発電に関する情報連絡会、福島実証モデル事業運営委員会を開催した。 2 再生可能エネルギー事業可能性調査補助事業を行った。 3 住宅用太陽光発電設備設置補助事業を行い、県内に住宅を有する個人等に対し補助を行った。 4 再生可能エネルギーマッチング事業として新規候補地の掘りと事業者への情報提供の強化を図った。 5 本県復興のシンボルとして、再生可能エネルギーの体験学習機能を備えた太陽光発電施設「福島空港メガソーラー」を整備した。 6 エネルギーパーク事業として、理解促進を図る展示施設、電気自動車用急速充電器の整備を行った。 7 地域主導型小水力発電導入支援事業を行った。 8 県有施設等活用再生可能エネルギー導入推進事業として、復興公営住宅等を有効活用し、屋根貸しを行った。	679,789
			もっともっと木づかい 推進事業	公共的施設の木質化等によって、県民の木材利用に対する意識を醸成し、一般住宅等民間建築物における県産材の利用拡大やバイオマスエネルギー利用機器の普及を図る。	間伐材等製品（ベンチ等）導入8施設 ペレットストーブおよび薪ストーブ導入補助47台	12,754
			森林環境交付金事業 (地域提案重点枠)	県民一人一人が参画する新たな森林づくりを効果的に進めるため、市町村が独自性を発揮し、創意工夫を凝らした、県産材や木質バイオマスの利活用の取組を行う。	県内20市町村に対して51件の交付金を交付し、県産材等の利活用を推進した。 県産材利活用の施設整備：41件 ペレットストーブ、薪ストーブの導入：13台	85,339
(3) 再生可能エネルギー関連産業の活性化						
			再生可能エネルギー関連産業創出プロジェクト事業	再生可能エネルギー関連産業の育成のため、企業などによる再生可能エネルギー研究開発等に助成するとともに、地中熱を利用した住宅用冷暖房システム等の製品化のためのモデル事業を実施する。	1 再生可能エネルギー等研究開発補助事業 4件採択 2 再生可能エネルギーモデル事業 浅部地中熱を利用したヒートポンプシステムによる住宅用冷暖房等の開発を実施。	28,167

環境基本 計画 施策体系			事業名	事業の概要	25年度実績	決算見込額 (単位：千 円)
大	中	小				
			再生可能エネルギー関連産業基盤強化事業	再生可能エネルギー関連産業の基盤を強化するため、関連産業に関する情報の共有・発信を行うとともに、関連企業と本県企業とのマッチングなどを行う。	1 再生可能エネルギー関連産業集積推進協議会 構成員29団体 ワブサーバ-6団体 2 再生可能エネルギー関連産業推進研究会 入会団体499団体 太陽光、風力等の4分科会を各3回程度実施。 3 コーディネーターによるマッチング 再生可能エネルギー産業フェア、ENEX2014などにおけるマッチングを実施 4 再生可能エネルギー関連産業推進研究会による展示会出展 展示会「ENEX2014」 (26年1月29日～31日)	11,373
			(新) 再生可能エネルギー関連産業集積促進事業	再生可能エネルギー関連産業の集積に向けて、県内企業の技術の高度化を図るための次世代技術の実証研究を実施するとともに、本格化する各プロジェクトについて関係機関と連携しながら推進する。	1 再生可能エネルギー次世代技術開発事業 4件採択 2 ふくしま復興・再生可能エネルギー産業フェア(リーフふくしま)2013 開催日 25年11月6～7日 出展者 153団体262小間 3 浮体式洋上風力発電実証研究事業 25年 7月13日 事業開始式 25年11月11日 運転開始式(2MW風車及び洋上変電所)等 4 産総研福島拠点利活用検討事業連携推進委員会 3回開催 5 ふくしま地域再生可能エネルギーイノベーション推進協議会事務局運営 研究成果発表会及び推進協議会各1回開催等 6 プロジェクトマネージャーによる次世代技術開発事業等運営 キックオフ会議、継続審査会等	283,367
			(新) ふくしま成長分野産業グローバル展開事業	「医療機器」や「再生可能エネルギー」といった成長産業について、県内企業等の技術や製品を海外に情報発信し、販路拡大を支援するとともに、海外の先進事例を活用しながら、関連産業の振興を図る。	1 専門家派遣(デンマーク) 福島県再生可能エネルギー関連産業推進研究会長 服部 靖弘氏 日程 25年10月14日～20日 2 海外連携型再生可能エネルギー関連研究開発支援事業 2件採択	8,660

環境基本 計画 施策体系	事業名	事業の概要	25年度実績	決算見込額 (単位：千 円)
2 循環型社会の形成				
(1) 環境に負荷をかけないライフスタイルへの転換の促進				
	地球にやさしいふくしまライフスタイル普及啓発事業	県民、事業者等に広く温暖化防止などへの取組についての普及啓発を図るとともに、循環型社会を目指す取組に対して支援等を行い、廃棄物の減量化を始めとする地球にやさしいライフスタイルの普及促進を図る。	1 福島環境共生スタイル推進事業 (1)ふくしまエコライフポストカード作品コンテスト(小学生対象) 応募数935点、表彰数52点 (2)ふくしまエコライフ川柳・エコとわぎ作品コンテスト(中・高生対象) 応募数930点、表彰数61点 2 地球にやさしい買い物(レジ袋削減等)普及事業 毎月8日・9日をマイバッグの日としてマイバッグ持参を推進する。マイバッグ推進デーキャンペーンとして9/21～9/22に白河市において啓発を実施した。	4,029
	(再掲) 地球にやさしい“ふくしま”県民会議事業	事業者団体、民間団体、行政等で構成する「地球にやさしい“ふくしま”県民会議」を運営し、「地球にやさしいふくしま宣言」に基づく各種の取組を県民運動として展開する。	クールビズ：県民会議構成員に周知。 クールアースデー：構成員へ可能な範囲での参加を要請。県庁でも可能な範囲で消灯を実施。 クールアースデーキャンペーンの実施(6月29日二本松市) 節電：構成員が積極的に取り組むことを申し合わせ	260
	(再掲) 地球にやさしい“ふくしま”県民会議啓発活動事業	地球温暖化問題の専門家による講演会等の啓発事業を各地方会議を中心に開催し、意識の啓発を図る。	県北：地球温暖化についての勉強会 県中：講演会「郡山女子大学の環境活動と環境再生」 県南：地球にやさしい講演会 in 白河 会津：地球にやさしい“あいづ”再生可能エネルギー施設見学会 南会津：エコドライブ講習会 相双：エコドライブ講習会、他団体主催イベントにおける啓発活動 いわき：地球温暖化防止対策に関する講演	351
	(再掲) 復興ふくしまエコ大作戦！みんなでエコチャレンジ事業	県民の環境負荷低減活動に対しポイントを付与し、相応のサービスを提供することにより、取組意欲を向上させ、省資源・省エネルギーを推進する。	学校版 参加校数 357校 団体版 参加団体数 5団体 家庭版 参加世帯数 1,278世帯	3,699
	(再掲) ふくしまエコオフィス推進事業	地球温暖化対策推進法に基づく取組として、「県庁版福島議定書」などを取り入れた本県独自の環境マネジメントシステム「ふくしまエコオフィス実践計画」(平成25年度～平成32年度)を運用し、県が一事業者・一消費者として温暖化対策や廃棄物量化等の環境負荷低減に取り組む。	県機関の平成25年度CO ₂ 排出量 平成24年度比96% グリーン購入割合 97.4%	1,403

環境基本 計画 施策体系	事業名	事業の概要	25年度実績	決算見込額 (単位：千 円)
	(再掲) 環境創造資 金融資事業	環境保全対策に取り組む中小企業者等を支援するため、環境保全等に必要な資金の融資をあっせんする。	融資件数(継続) 6件	37,985
(2) 廃棄物等の発生抑制、再利用、再生利用の促進				
	産業廃棄物 抑制及び再 利用施設整 備支援事業	産業廃棄物排出事業者が実施する排出抑制等を目的とした先進性等のある施設設備の整備に対して支援する。また、産業廃棄物処理業者が実施する高度な処理技術の導入等を目的とした調査・研究に対して支援する。	4事業者に支援を行い、汚泥350t/年、動物のふん尿525t/年の産業廃棄物の削減効果が見込まれる。	58,131
	産業廃棄物 抑制及び再 利用技術開 発支援事業	産業廃棄物の抑制・再利用を促進し、循環型社会の形成に資するため、産学連携による産業廃棄物再資源化技術の開発及びその事業化を支援する。	日本大学を中心とした産学官連携グループによる、食品廃棄物等からメタンガスを生成し燃料とする、クリーンかつ小型で効率的なバイオマス発電装置の開発に対し助成。	21,988
	リサイクル 関連推進事 業	自動車、容器包装、家電及び建設リサイクル法に基づき、県民・関連事業者への普及啓発、許可・登録事業者に対する監視指導を実施し、法の円滑な施行及び運用を図る。	RVびんを含む容器包装リサイクルを促進する上での課題について調査を行い対応策を検討するとともに、小型家電リサイクルの取組を促進するため、認定事業者を交えて市町村等との情報交換会及び個別相談会を開催した。 また、自動車リサイクル法、建設リサイクル法に基づく関連事業者等に対し、立入検査を実施した。	322
	エコ・リサ イクル製品 普及拡大事 業	産業廃棄物等ごみの減量化や廃棄物の有効利用を図るため、リサイクル製品の認定・普及啓発等の業務を総合的に行う。	H25認定件数 23件(新規3件, 更新20件) 製品展示会 4会場 認定製品パンフレットによる広報を実施した。	1,377
	(再掲) 環境創造資 金融資事業	環境保全対策に取り組む中小企業者等を支援するため、環境保全等に必要な資金の融資をあっせんする。	融資件数(継続) 6件	37,985
	(再掲) 地球にやさ しいふくし まライフス タイル普及 啓発事業	県民、事業者等に広く温暖化防止などへの取組についての普及啓発を図るとともに、循環型社会を目指す取組に対して支援等を行い、廃棄物の減量化を始めとする地球にやさしいライフスタイルの普及促進を図る。	1 福島環境共生スタイル推進事業 (1)ふくしまエコライフポストカード作品コンテスト(小学生対象) 応募数935点、表彰数52点 (2)ふくしまエコライフ川柳・エコとわぎ作品コンテスト(中・高生対象) 応募数930点、表彰数61点 2 地球にやさしい買い物(レジ袋削減等)普及事業 毎月8日・9日をマイバッグの日としてマイバッグ持参を推進する。マイバッグ推進デーキャンペーンとして9/21~9/22に白河市において啓発を実施した。	4,029
(3) 廃棄物の適正な処理の推進				
	一般廃棄物 処理施設指 導監督事業	市町村等における一般廃棄物処理の適正化を図るため、法に基づき、一般廃棄物処理施設の立入検査を行い、処理施設の維持管理の徹底を図る。	法に基づき一般廃棄物処理施設の立入検査等を行った。	329

環境基本 計画 施策体系	事業名	事業の概要	25年度実績	決算見込額 (単位：千 円)
	一般廃棄物 適正処理指 導事業	市町村等における一般廃棄物処理の状況を調査し、一般廃棄物の適正処理に係る普及啓発等を行い、今後の一般廃棄物の適正処理に資する。	一般廃棄物処理の状況を調査した。	77
	産業廃棄物 業者情報提 供環境整備 事業	産業廃棄物処理業者の許可情報をデータベース化し、排出事業者等がインターネットを利用して検索できる環境を整備する。	産業廃棄物処理業者の許可情報の更新と保守管理を行った。	2,664
	廃棄物処理 施設整備指 導監督事業	市町村・一部事務組合が行う廃棄物処理施設整備費国庫交付金事業に関する指導、監督を行う。	廃棄物処理施設整備費国庫交付金事業に関する指導、監督を行った。	196
	産業廃棄物 適正処理指 導等経費	廃棄物処理法に基づき、産業廃棄物の適正処理を推進する。	産業廃棄物処理施設の立入検査等を行った。	10,768
	処理業許可 申請調査指 導事業	産業廃棄物処理業許可申請、施設設置許可申請等に関する欠格要件照会等を実施し、適正処理の推進を図る。また、法的な問題について、弁護士に相談し指導を受ける。	許可申請に伴う欠格要件照会954件 弁護士相談件数14件	1,763
	PCB廃棄物適 正処理事業	PCB特措法に基づき県PCB廃棄物処理実施計画を策定する。また、北海道PCB廃棄物処理事業に係る広域協議会に参画し、PCB廃棄物の安全かつ適正な広域処理を図る。また、PCB廃棄物の早期処理を促進するため、国及び地方公共団体等の拠出により創設された基金に対して拠出する。	PCB廃棄物広域処理協議会への出席：3回 PCB廃棄物処理基金への拠出：25,500千円	27,552
	産業廃棄物 排出処理状 況確認調査 事業	産業廃棄物税の導入による効果を検証するため、県内の産業廃棄物の発生から最終処分までの流れを把握するとともに、県内で処理できずに県外に搬出される産業廃棄物について、搬出目的等を把握し、産業廃棄物の適正処理等を推進していく。	処理業者、多量排出事業者からの報告に基づき産業廃棄物の処理の流れを把握した。	9,796
	産業廃棄物 処理業務研 修会開催事 業	排出事業者や処理業者を対象に、廃棄物の適正処理や最新のリサイクル技術等についての知見を広めるための研修会を開催する。	研修会を3回開催 参加者合計607名	3,259
	産業廃棄物 管理票報告 書受付管理 事業	産業廃棄物排出事業者へ管理票報告義務の周知を行うとともに、排出事業者から提出された報告書の受付、整理及び内容確認等を行う。	4452件の報告受付を実施した。	10,213
	原状回復支 援事業	いわき市が実施するいわき市沼部町の不法投棄事案及び四倉町の不適正保管廃棄物事案に係る原状回復事業に対し補助を行うことにより原状回復の促進を図る。	原状回復事業を実施するいわき市に対して補助を行った。	16,359
	代執行費用 求償事業	いわき市沼部町の不法投棄事案、四倉町の不適正保管廃棄物及び広野町の不適正保管廃棄物に係る代執行の費用について、滞納処分により徴収するため、財産調査、訪問督促、搜索、差押え等を行う。	定期的な納付を履行させるとともに生活状態等の調査を行った。	255
	不適正保管 事案調査事 業	不法投棄された現場からの浸出水等による下流への影響を把握するため、採水し、有害物質等の有無について調査を行い、不法投棄物が流出するおそれがある場合には流出防止対策を図る。	不法投棄現場の浸出水等の採水調査を行い、下流への影響調査を実施した。	0

環境基本 計画 施策体系	事業名	事業の概要	25年度実績	決算見込額 (単位：千 円)
	産業廃棄物 支障除去等 事業	旧産業廃棄物最終処分場の埋立法面が崩壊し、生活環境保全上の支障が生ずるおそれがあったことから、県が代執行を行い埋立法面の安定化対策を施工する。	県の代執行による埋立法面崩壊防止工事を行った。	31,901
	不法投棄防 止総合対策 事業	不法投棄の未然防止対策の強化、早期発見体制の充実及び拡大防止のための総合的な防止対策を実施する。	不法投棄監視員やカメラを活用した監視活動や、不法投棄の調査、指導、啓発活動を行った。	61,794
(4) 環境と調和した事業活動の展開				
	(再掲) 地球にやさ しいふくし まライフス タイル普及 啓発事業	県民、事業者等に広く温暖化防止などへの取組についての普及啓発を図るとともに、循環型社会を目指す取組に対して支援等を行い、廃棄物の減量化を始めとする地球にやさしいライフスタイルの普及促進を図る。	1 福島環境共生スタイル推進事業 (1)ふくしまエコライフポストカード 作品コンテスト(小学生対象) 応募 数935点、表彰数52点 (2)ふくしまエコライフ川柳・エコと わぎ作品コンテスト(中・高生対 象) 応募数930点、表彰数61点 2 地球にやさしい買い物(レジ袋削減 等)普及事業 毎月8日・9日をマイバッグの日と してマイバッグ持参を推進する。マ イバッグ推進デーキャンペーンとし て9/21～9/22に白河市において啓発 を実施した。	4,029
	(再掲) ふくしまエ コオフィス 推進事業	地球温暖化対策推進法に基づく取組として、「県庁版福島議定書」などを取り入れた本県独自の環境マネジメントシステム「ふくしまエコオフィス実践計画」(平成25年度～平成32年度)を運用し、県が一事業者・一消費者として温暖化対策や廃棄物量等々の環境負荷低減に取り組む。	県機関の平成25年度CO ₂ 排出量 平成24年度比96% グリーン購入割合 97.4%	1,403
	(再掲) エコ・リサ イクル製品 普及拡大事 業	産業廃棄物等ごみの減量化や廃棄物の有効利用を図るため、リサイクル製品の認定・普及啓発等の業務を総合的に行う。	H25認定件数 23件(新規3件, 更新 20件) 製品展示会 4会場 認定製品パンフレットによる広報を 実施した。	1,377
	(再掲) 産業廃棄物 抑制及び再 利用施設整 備支援事業	産業廃棄物排出事業者が実施する排出抑制等を目的とした先進性等のある施設設備の整備に対して支援する。また、産業廃棄物処理業者が実施する高度な処理技術の導入等を目的とした調査・研究に対して支援する。	4事業者に支援を行い、汚泥3,50t/ 年、動物の糞尿525t/年の産業廃棄物 の削減効果が見込まれる。	58,131
	(再掲) 産業廃棄物 抑制及び再 利用技術開 発支援事業	産業廃棄物の抑制・再利用を促進し、循環型社会の形成に資するため、産学連携による産業廃棄物再資源化技術の開発及びその事業化を支援する。	日本大学を中心とした産学官連携グ ループによる、食品廃棄物等からメ タンガスを生成し燃料とする、ク リーンかつ小型で効率的なバイオマ ス発電装置の開発に対し助成。	21,988
	(新) 環境 と共生する 農業再生事 業	エコファーマが支える産地の維持を図りつつ、特別栽培農産物や有機農業の担い手育成活動支援を図り、“環境と共生する農業の先進地・ふくしま”の再生を目指す。	認定委員会の開催、PRマークの活用 推進等	686

環境基本 計画 施策体系	事業名	事業の概要	25年度実績	決算見込額 (単位：千 円)
	環境保全型 農業直接支 援対策	エコファーマー等が、慣行基準に対して化学肥料、化学合成農薬の5割削減を行った上で、カバークロープ等地球温暖化防止に効果の高い取組若しくは冬期湛水管理等生物多様性保全に効果の高い取組、又は有機農業等に取り組む場合に、国・県・市町村が一体的に交付金を交付する。	環境保全型農業直接支払交付金 取組市町村数：27市町村 取組面積：1,587ha	31,440
	有機農業活 用！6次産 業化サポー ト事業	県産有機農産物の産地を育成するため、生産と流通をコーディネートする機能を強化し、有機農産物の需要に対応できる生産・加工・販売体制の構築を図る。	商談会及びPR活動 1回 6次産業化推進活動 1回 情報誌「ふくしまオーガニック通 信」の発行 5回 各種研修会開催、有機農業者組織支 援 24回以上 他	2,489
	農業新技 術・新品種 の普及定着 支援事業 (有機農業 ステップ アップ普及 定着事業)	有機農業に取り組む農業者の協力を得て実証ほ等を設置し、各地域の条件に適した有機農業技術の早期確立を図る。	現地実証ほにおける技術体系の検証 と普及（実証ほ設置 県内全10カ 所）	783
	(新) 広がる有機農 業！農山村 元気アップ 事業	有機農業生産地域における消費者等との交流会事業を実施することにより、本県及び有機農業の理解促進を図るとともに、有機農業をはじめとする環境と共生する農業の振興及び地域活性化を図る。	「ふくしまの有機交流バスツアー」 開催 1か所	711
	資源の循環 利用、環境 負荷軽減と 多面的機能 を發揮させ るための技 術確立	資源循環型農業技術、環境負荷低減と多面的機能を發揮させるための技術を開発する。	有機資源の循環に関する技術、鳥獣 害対策、天敵等利用による環境負荷 低減技術開発等に取り組んだ。	10,960
	(再掲) 環境創造資 金融資事業	環境保全対策に取り組む中小企業者等を支援するため、環境保全等に必要な資金融資をあっせんする。	融資件数（継続） 6件	37,985

3 自然共生社会の形成

(1) 自然環境の保全と自然とのふれあいの推進

自然公園施 設管理事業	自然公園内の公園施設を適正に維持管理し、自然環境を保護しつつ快適で安全な利用の促進を図る。	自然公園内にある県有施設の維持、 管理	11,288
国立公園等 施設整備事 業	国立公園等の自然環境の保全及び適正な利用を促進するため、公園計画に基づき、公園施設の整備を図る。	中津川園地歩道整備	1,029
自然公園等 事業費	環境省直轄事業の施行委任を受けて、国立公園内の施設整備を行い、自然環境の保全と利用促進を図る。	浄土平園地・東北自然歩道線道路 (歩道)、裏磐梯集団施設地区・裏 磐梯園地、雄国沼園地、赤法華鳩待 峠線道路(歩道)、尾瀬沼燧ヶ岳線 道路(歩道)、会津駒ヶ岳登山線道 路(歩道)	224,173
自然公園美 化清掃事業	県内の自然公園の清潔保持を図るため、美化清掃実施団体に応分の負担をする。	延べ2,247人が自然公園内の美化清掃 を実施し、165.886トンのごみを排出	2,250

環境基本 計画 施策体系	事業名	事業の概要	25年度実績	決算見込額 (単位：千 円)
	自然保護対策事業	自然環境の適正な保全を総合的に推進するため、福島県自然環境保全条例に基づき指定された保全地域等の保護管理、巡視指導、自然とのふれあいを通じた自然保護思想の普及啓発を行う。	県内の自然公園、自然環境保全地域等に自然保護指導員109名配置	8,013
	尾瀬歩道整備事業	尾瀬国立公園において歩道を整備し、自然環境の保全と利用者の安全性の向上を図る。	尾瀬ヶ原三条の滝線歩道整備	45,287
	都市公園整備事業	レクリエーションや自然とのふれあいの場の創出、うるおいある都市景観の形成、都市防災機能の向上など、公園緑地の多様な機能を活かし、安全で個性と魅力ある地域づくりを進めるため県営都市公園の整備・老朽化施設の更新を行う。	老朽化した運動施設や遊具等の更新等（あづま総合運動公園、いわき公園、東ヶ丘公園、福島空港公園）	574,969
	中山間地域等直接支払事業	中山間地域においては、他の地域に比べ過疎化・高齢化が急速に進行する中で、農業生産条件が不利な地域が多いことから、国土保全上重要な役割を果たしている農地等への管理が行き届かず、耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が懸念されている。このため、生産条件の不利性を直接的に補償し、耕作放棄地の発生防止、多面的機能の維持・保全等を行うため、中山間地域等において適切な農業生産活動等を行う集落等に対して交付金を支払う。	実施市町村：44市町村 協定数：1,266協定 交付対象面積：15,880ha 交付金交付額：1,913,612千円	1,913,612
	農地・水・農村環境保全向上活動支援事業	農業の持続的発展と多面的機能の健全な発揮を図るため、地域の農業者だけでなく、地域住民や都市住民を含めた多様な主体の参画を得て、地域の共同活動を基本とした資源及び農村環境のきめ細やかな保全管理並びに施設の長寿命化対策に対し支援を行う。 また、東日本大震災により被災した水路等の小規模な復旧活動に対し、支援を行う。	【共同活動支援】 実施市町村：40市町村 活動組織数：594組織 交付対象面積：33,910ha 共同活動支援交付金：1,105,284千円 【向上活動支援】 実施市町村：14市町村 活動組織数：53組織 交付対象面積：2,297ha 向上活動支援交付金：90,957千円 【復旧活動支援】 実施市町村：10市町村 活動組織数：37組織 交付対象面積：2,176ha 復旧活動支援交付金：75,446千円	1,271,687
	森林環境適正管理事業	森林の適正管理のための森林情報の高度化・共有化を図るため構築した森林GISを活用し、広く県民に向けて森林関係情報を発信する。	森林GISの運用を行い、業務の効率化や地図上で森林情報を確認できるウェブサイト「ふくしま森まっぷ」を活用した県民への情報発信を発信した。	22,935
	森林環境交付金事業	県民一人一人が参画する新たな森林づくりを効果的に進めるため、市町村が独自性を発揮して創意工夫を凝らした事業を展開できるように、森林環境基金の一部を交付する。	県内54市町村に対し、森林環境基本枠として交付金を交付し、森林環境学習の推進などに取り組んだ。 また、地域提案重点枠として20市町村に対して51件の交付金を交付し、県産材等の利活用を推進した。	248,771
	森林ボランティア活動推進事業	県民参加による森林づくり運動のより一層の推進を図るため、県内各地域において積極的な森林整備活動を行うボランティア団体を支援する。	支援実績 10団体	1,612

環境基本 計画 施策体系	事業名	事業の概要	25年度実績	決算見込額 (単位：千 円)
	森林ボランティアサ ポート事業	森林づくり活動の広報、森林ボランティアに関する情報の収集と提供、森林整備機材の貸出などを行う「森林ボランティアサポートセンター」を設置し、県民のボランティア活動への参加を支援する。	委託先：(公財) 福島フォレスト・エコ・ライフ財団 相談件数：68件 ホームページアクセス件数：61,282件	5,593
	「緑の輪」 推進事業	次世代を担う子供たちに、森林とのふれあいを通して、森林・林業への関心を深めてもらうことを目的に、県内各地で結成されている「緑の少年団」の活動を支援する。	補助先：(公社) 福島県森林・林業・緑化協会 緑の少年団活動実績発表審査会(5月22日) 第39回福島県緑の少年団大会(7月24日)	1,580
	グリーン・ アドバイス・セン ター開設事 業	県民の緑化意識や緑化技術の向上を図るため、県民の緑に関する質問や相談などに対応するグリーン・アドバイス・センターを開設する。	委託先：(公財) 福島県都市公園・緑化協会 相談件数：3,820件	5,353
	森林とのふれ あい施設 管理事業	自然とのふれあいの場を県民へ提供するため、県条例により設置されている「ふくしま県民の森」、「昭和の森」、「緑化センター」の管理運営を行う。	指定管理者 「ふくしま県民の森」：(公財) 福島フォレスト・エコ・ライフ財団 「昭和の森」：(一財) 猪苗代町振興公社 「緑化センター」：(公財) 福島県都市公園・緑化協会	95,588
	緑の文化財 保全対策事 業	地域の巨木・名木として受け継いできた「緑の文化財」について、樹勢回復と保全措置のための外科的治療や環境整備等の対策を支援する。	事業実施箇所数 4か所	1,155
	森林病虫害 等防除事業	森林資源の保護と森林の有する機能の確保を図るため、被害木の伐倒駆除や薬剤による予防措置等の防除対策を推進する。	松くい虫被害対策 薬剤散布 543ha 伐倒駆除 1,973m ³ 樹幹注入 50本 カシノナガキクイムシ被害対策 伐倒駆除 159m ³	61,343
	治山事業	保安林の機能を多面的に発揮させるため、荒廃地等の復旧整備、水土保全施設の整備及び森林整備を実施する。	治山事業 68地区	8,267,065
	森林保全部 管理事業	公益的機能の発揮が特に必要な森林について保安林に指定し適正な管理を行うとともに、それ以外の森林については土地の適正な利用を確保するため、林地開発許可及び連絡調整を行う。	保安林面積 11,337ha (H26.3.31現在) 林地開発許可 38件(新規：11件、変更27件) 連絡調整 8件(新規：7件、変更：1件)	8,148
	ふくしまっ 子体験活動 応援事業	子どもたちが伸び伸びと活動できる環境が少なくなっているため、心身ともにリラックスできる環境の中で学校・団体等が実施する体験活動等について補助をする。	市町村や社会教育団体等を対象とした「体験活動応援補助事業」で4,337件(94,764名)、学校(幼稚園・保育所を含む)を対象とした「移動教室体験活動応援補助事業」で886件(67,670名)の補助を行い、「自然の家体験活動応援事業」も含めた参加者は、延べ163,313名であった。	830,387

環境基本 計画 施策体系	事業名	事業の概要	25年度実績	決算見込額 (単位：千 円)
	せせらぎス クール推進 事業	水環境保全活動の活性化を図るため、水生生物調査の指導者の養成を行うとともに、調査を実施する団体への支援を行う。	郡山市(7月6日)と喜多方市(7月20日)の2会場で「水環境教育指導者総合講座」を開催し、水生生物調査に関する講義や研修を行い、58名が参加した。棚倉町(9月10日)で開催した「せせらぎスクール実践モデル講座」には14名が参加した。また、水生生物調査を行う8団体(398名)へ教材を提供した。	603
	温泉源の保 護適正利用 対策	福島県自然環境保全審議会温泉部会の開催、温泉掘削等許可申請に基づく現地調査指導等を通じ、温泉源の保護と利用の適正化を推進する。	2回開催 掘削7件、動力装置5件について許可 適当	845
	ふなっこふ るさと川づ くり事業	それぞれの河川が持つ、あるいは持っていた特性の保全や再生、川を舞台とした地域の活動を支援するため、環境や生態系に配慮したワンドの保全や復元、一連区間の魚道の設置等の河川整備を行う。	環境や生態系に配慮し、魚が遡上するための魚道を、1箇所設置した。	20,000
(2) 生物多様性の保全と生物多様性の恵みの持続可能な利用				
	鳥獣保護区 等整備事業	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき、鳥獣保護区の設定、休猟区、特定猟具使用禁止区域等の設定、管理を行う。	鳥獣保護区の標識整備2箇所	94
	野生生物管 理事業	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき、鳥獣保護区の維持管理、狩猟指導取締り、鳥獣生息状況の把握等を行う鳥獣保護員の設置等を行う。	鳥獣保護員数 定員90名(一部旧警戒区域等を除き 84名設置)	18,296
	野生動物保 護管理事業	農業被害等をもたらしている野生動物について、モニタリング調査や生息状況調査を実施し、保護管理のための検討を行なうことにより、人と野生動物の共生を図る。	第11次鳥獣保護事業計画調査 ニホンザル生息状況等調査 ツキノワグマ生息状況等調査 カワウ生息状況調査	2,674
	(再掲) 野生鳥獣放 射線モニタ リング調査 事業	県内で捕獲された野生鳥獣の肉について、放射性物質検査を実施し、検査結果を公表する。	検査検体数：303検体(うち基準値超 過数219件) 内訳 イノシシ228(196)、ツキノワ グマ41(17)、キジ14(1)、ヤマドリ 4(3)、カルガモ7(1)、マガモ・コガ モ2(1)、ニホンジカ7(0)	2,052
	(新)野生 動物におけ る放射性核 種の動態調 査事業	県内各地において、イノシシを捕獲し、放射性物質の動態調査を行い、放射性物質による野生動物への影響を把握するための基礎データを収集し、今後の保護管理や地域住民の生活の改善に活用する。	野生動物における放射性核種の動態 調査	28,867
	傷病鳥獣保 護事業	傷病野生鳥獣を保護・治療し野生復帰を行うため、鳥獣保護センターを委託により管理運営する。	福島県鳥獣保護センター管理委託 (公財)ふくしまフォレスト・エコ・ ライフ財団) 傷病救護件数166件(鳥獣117獣類 49)	24,303

環境基本 計画 施策体系	事業名	事業の概要	25年度実績	決算見込額 (単位：千 円)
	ふくしまの 生物多様性 保全支援事 業	ふくしまの豊かな生物多様性を保全し、持 続可能な利用を推進し、将来に継承するた めの各種事業を実施する。	生物多様性推進協議会開催 野生動植物保護サポーター研修会開 催	2,289
(3) 地震・津波により影響を受けた自然環境及び生物多様性の回復に向けた適切な保全				
	(再掲) ふくしまの 生物多様性 保全支援事 業	ふくしまの豊かな生物多様性を保全し、持 続可能な利用を推進し、将来に継承するた めの各種事業を実施する。	生物多様性推進協議会開催 野生動植物保護サポーター研修会開 催	2,289
(4) 尾瀬地区及び裏磐梯地区の自然環境保全				
	尾瀬地域保 護適正化事 業	本州最大の高層湿原である尾瀬の自然環境 を保全し、適正な利用の増進を図るため各 種施策を実施する。	尾瀬の植生の保護・復元、環境等調 査を実施	1,067
	(再掲) 尾瀬歩道整 備事業	尾瀬国立公園において歩道を整備し、自然 環境の保全と利用者の安全性の向上を図 る。	尾瀬ヶ原三条の滝線歩道整備	45,287
	ふくしま子 ども自然環 境学習推進 事業	尾瀬で行う環境学習等を実施する学校に対 して補助を行い、子ども達に尾瀬の自然の 素晴らしさ、貴重さを体験させることで生 物多様性に対する理解の醸成を図り、本県 の豊かな自然環境を将来に引き継いでい く。	21校へ補助を実施し、1,120名の児 童・生徒が尾瀬で環境学習を行っ た。	16,446
	(財) 尾瀬 保護財団へ の職員派遣 事業	平成7年8月に設立された(財)尾瀬保護財 団を活用して、より良い尾瀬全体の保護と 利活用を図っていくため、本県職員1名を 引き続き派遣し、当該財団の運営に積極的 に貢献する。	(財)尾瀬保護財団(群馬県庁内) へ本県職員1名を派遣	-
	(再掲) 自然公園施 設管理事業	自然公園内の公園施設を適正に維持管理 し、自然環境を保護しつつ快適で安全な利 用の促進を図る。	自然公園内にある固有施設の維持、 管理	11,288
	(再掲) 国立公園等 施設整備事 業	国立公園等の自然環境の保全及び適正な利 用を促進するため、公園計画に基づき、公 園施設の整備を図る。	中津川園地歩道整備	1,029
	(再掲) 自然公園等 事業費	環境省直轄事業の施行委任を受けて、国立 公園内の施設整備を行い、自然環境の保全 と利用促進を図る。	浄土平園地・東北自然歩道線道路 (歩道)、裏磐梯集団施設地区・裏 磐梯園地、赤法華鳩待峠線道路(歩 道)、尾瀬沼燧ヶ岳線道路(歩 道)、会津駒ヶ岳登山線道路(歩 道)	224,173
	裏磐梯自然 体験活動推 進事業	平成15年4月に開設した「裏磐梯ビジターセ ンター」は、観光客等に対し、自然保護思 想の普及啓発を図る重要な拠点施設である ことから、当該施設を管理運営する「裏磐 梯ビジターセンター自然体験活動運営協議 会」に対して負担金を支出し、裏磐梯の優 れた自然の適正な保護と利用の増進を図 る。	年間入館者数：66,695人 裏磐梯の自然に関する企画展等の開 催 機関誌(隔月)やウェブサイトによ る情報発信 屋内外での自然解説活動の実施	5,000

環境基本 計画 施策体系	事業名	事業の概要	25年度実績	決算見込額 (単位：千 円)
	(5) 猪苗代湖等の水環境保全			
	猪苗代湖水質モニタリング事業	猪苗代湖におけるpH上昇等の水質変動メカニズムを把握するため、猪苗代湖及び流入・流出河川等のイオンバランス等を調査するとともに、酸性河川の源流域における水質変化を調査する。	猪苗代湖及び主要流入河川のイオンバランスの季節変動と経年変化調査 プレジャーボートによる水質影響調査の実施	858
	窒素りん除去型浄化槽普及拡大プロジェクト	平成25年4月からの条例による窒素りん除去型浄化槽の設置義務化を契機に同浄化槽のさらなる普及拡大を図るため講習会等を開催し、猪苗代湖の水質日本一への復活に寄与する。	窒素りん除去型浄化槽の管理に関する講習会を2回開催した。	200
	紺碧の猪苗代湖復活プロジェクト事業	紺碧の猪苗代湖を復活させ未来に継承していくため、県民や事業者、行政などの猪苗代湖に関わるあらゆる主体が一丸となり、猪苗代湖の環境保全活動の推進を図る。	プロジェクト会議の開催 (H24.5.31) 水辺環境保全事業 ヨシ刈り面積1ha 除じんスクリーン設置 211基設置 高度処理浄化槽整備促進事業 21基設置 農地・山林からの排出負荷実態調査の実施	21,264
	猪苗代湖裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会運営事業	猪苗代湖等水環境保全の推進のため、地域住民団体、関係団体、市町村、国、県からなる当協議会の事業運営。	水環境保全推進員による湖岸巡回やボランティア清掃を実施するなど水環境保全活動を行った。	1,017
4 良好な生活環境の確保				
(1) 大気、水、土壌等の環境保全対策の推進				
	大気汚染常時監視事業	大気汚染常時監視システムにより、大気汚染の状況を常時監視する。	県ホームページ「福島県の大気環境」において、大気汚染の状況(1時間値の測定値等)を常時発信した。	12,521
	大気監視機器維持管理事業	一般環境大気測定局、及び移動大気測定車に設置した測定機器について、保守点検、修繕等の維持管理を行うほか、微小粒子状物質(PM2.5)の成分分析調査を実施する。	気象計、測定局舎等の修繕を行った。 PM2.5の成分分析調査を実施した。	29,900
	大気環境監視施設整備事業	大気環境の常時監視に必要な測定機器類の計画的な整備、更新を行う。	大気常時監視測定局整備計画に基づき、測定機器などを整備した。	10,762
	有害大気汚染物質調査事業	有害大気汚染物質の濃度を測定し、大気汚染状況を把握する。	一般環境2地点、沿道1地点の測定調査を実施し公表した。	1,363
	大気発生源監視事業	ばい煙発生施設等のばい煙排出状況を検査するなど、大気汚染に係る事業場の監視、指導を行う。	煙道排ガス測定を行うなど大気発生源の監視、指導を実施した。	673
	大気汚染物質発生源管理システム整備事業	法及び条例に基づく届出情報や立入検査結果を一括管理するために整備したシステムにより、大気発生源監視を効率的に行う。	整備した大気汚染物質発生源管理システムによりばい煙発生施設の届出情報等の更新などを実施した。	601

環境基本 計画 施策体系	事業名	事業の概要	25年度実績	決算見込額 (単位：千 円)
	アスベスト 含有産業廃 棄物飛散防 止対策事業	アスベストを使用した建築物等の解体等作 業現場周辺及び県内の一般環境の大気中ア スベスト濃度を測定し、アスベストの飛散 状況を把握するとともに、事業者への指導 を徹底して健康被害の防止を図る。	県内10ヶ所の解体等作業現場等周辺 及び県内5地点の一般環境大気中のア スベスト濃度調査を実施した。	1,706
	石綿健康被 害救済基金 への拠出	石綿健康被害の迅速な救済を図るため、石 綿による健康被害の救済に関する法律に基 づく基金に対して拠出する。	同法第32条第2項に基づき基金に拠出	15,730
	公共用水域 水質常時監 視事業	水質汚濁の環境基準が設定されている公共 用水域及び環境基準が未設定の主要水域に ついて、公共用水域水質測定計画に基づ き、河川等の水質汚濁の状況を監視する。	河川72地点、湖沼25地点、海域11地 点の合計108地点において常時監視を 実施した。	
	地下水の水 質常時監視 事業	トリクロロエチレン等の有害物質による地 下水汚染の状況を監視するため、地下水の 水質測定計画に基づき、県内をメッシュに 区分した地区の井戸、有害物質を使用し ている工場・事業場周辺の井戸、汚染が確認 された井戸等を対象として水質調査を行 う。	概況調査37地点、継続監視調査124地 点、汚染井戸周辺地区調査6地点、そ の他9地点の合計176地点の調査を実 施した。	32,795
	水浴場水質 調査事業	主要な水浴場の水質の状況を把握し、必要 に応じて所要の措置を講ずるとともに、結 果を公表する。	7地点の水浴場で遊泳開始前及び遊泳 中の水質を判定し、公表した。全て の水浴場で遊泳に適した水質であっ た。	
	産業廃棄物 排出事業場 等に係る水 質保全対策 事業	産業廃棄物処理施設や産業廃棄物排出事業 者等の水質汚濁に係る事業場の監視・指導 を行う。産業廃棄物処分場・中間処理事業 場等150事業場から排出される排水中の1、4- ジキサン等の濃度について実態調査を行っ た。また、水質事故における原因調査、環 境への影響調査を行う。	延べ356特定事業場の立入検査を行っ た。 水質事故の現地調査を実施し、環境 への影響調査、原因者への指導を 行った。	5,426
	浄化槽設置 整備事業 浄化槽市町 村整備推進 支援事業	合併処理浄化槽の設置を促進するため、市 町村に対し、浄化槽設置整備事業及び浄化 槽市町村整備推進支援事業による県費補助 を行うとともに、指導監督を行う。	浄化槽設置整備事業 41市町村 142,878千円 浄化槽市町村整備推進支援事業 7市町 17,044千円	159,922
	浄化槽保守 点検業者登 録指導事業	浄化槽法及び福島県浄化槽保守点検業者登 録条例に基づく登録、指導を行い、浄化槽 の適正な維持管理を推進する。	新規登録 7件 更新登録 37件	102
	農業集落排 水事業	農村社会の混住化等、農村を取りまく状況 の変化によって、農業用水の汚濁が進行し ていることから、農村の家庭雑排水、し尿 等を処理する施設の整備を実施する。	団体営7地区 190,170千円	190,170
	市町村下水 道事業費等 補助金	県内の下水道の普及促進を図るため、市町 村の下水道事業に財政支援を行う。	県内25市町村に財政支援を行った。	88,933
	流域下水道 費	流域下水道事業のうち国庫補助対象外の事 業を実施する。	4処理区（県北、県中、二本松、田 村）において、事業実施。	21,245

環境基本 計画 施策体系	事業名	事業の概要	25年度実績	決算見込額 (単位：千 円)
	流域下水道整備費	流域別下水道整備総合計画に基づき、阿武隈川の水質環境基準達成と都市環境の向上を図るため、阿武隈川上流流域下水道等の事業を実施する。	3処理区（県北、県中、二本松）において、事業実施。	1,131,333
	休廃止鉱山坑廃水処理事業	休廃止鉱山から排出される坑廃水を処理する事業者に対し、その経費の一部を補助する。	補助を受けた事業者（2者）が坑廃水処理事業を実施（南会津町）。	4,756
	岩石採取場災害防止指導事業	岩石採取場からの土砂の流出や水質汚濁等を未然に防止するため、安全指導の徹底を図る。	県内の岩石採取場の立入検査（127箇所）を実施し、災害発生の未然防止について指導を行った。	1,252
	産業廃棄物排出事業場等土壤汚染対策推進事業	土壤汚染対策法が改正され、土壤汚染状況の把握のための制度の充実、規制対象区分ごとに講ずべき措置の内容の明確化及び搬出土壤の適正処理のための規定が設けられたことから、土壤汚染情報の収集・整理・提供の体制を充実し、適正処理の確保に係る事業を実施する。	土壤汚染対策法に基づき、6件の区域指定を行った。うち1件は、汚染の除去により指定の事由がなくなったことから指定を解除した。	786
	騒音・悪臭防止対策事業	東北新幹線鉄道、高速自動車道の騒音・振動等の調査を行い、高速交通公害の防止対策を推進するとともに、市町村に対する悪臭防止に係る指導を行う。	福島県高速交通公害対策連絡会議（県と関係市町村で構成）が、騒音等の調査を基に関係事業者への要望活動を行った。	482
	騒音常時監視事業	騒音に係る環境基準の類型指定地域内の幹線交通を担う道路について、自動車交通騒音を調査し、環境基準の達成状況を把握する。	県内4路線の騒音測定を実施し、評価区間における環境基準の達成状況を面的評価により把握し公表した。	2,071
	フロン対策事業	フロン回収・破壊法に基づく登録及びフロン類の適正回収等の指導を行う。	各種関係団体へ指導を通して、フロン類の適正回収に関する普及啓発を推進した。	121
(2) 化学物質の適正管理等の推進				
	化学物質環境汚染実態調査事業	環境中における有害化学物質の濃度を経年的に把握するモニタリング調査を実施し、化学物質による環境汚染防止対策の基礎資料とする。	県内の公共用水域及び大気中の有害化学物質の調査をした（環境省委託事業）。	286
	化学物質発生源周辺環境調査事業	PRTR法対象化学物質の排出量が多い事業所周辺の大気・水質中の化学物質濃度を測定し、環境への影響を調査する。	事業場周辺の大気、一般大気、事業場の放流水、公共用水域の化学物質濃度の調査を行い公表した。	857
	産業廃棄物排出事業者等化学物質管理促進事業	産業廃棄物処理業者などを対象とした化学物質リスクコミュニケーションに関するセミナー等を開催するとともに、各工業団地等における研修会、化学物質環境教室の開催などにより、リスクコミュニケーションのさらなる促進を図る。	事例発表交流会等及び企業訪問により、リスクコミュニケーションの促進を図った。	225
	大気中微小粒子化学成分調査事業	大気中微小粒子状物質の影響に係る知見の集積のため、経年的にその化学成分を分析・解析を進める。	大気中微小粒子を採取し、成分分析を実施した。	1,979

環境基本 計画 施策体系	事業名	事業の概要	25年度実績	決算見込額 (単位：千 円)
	ダイオキシン 類発生源 総合調査事 業	産業廃棄物焼却施設等のダイオキシン類発 生源施設の立入調査を実施し、事業者に対 する当該施設の適正管理等の指導を実施す るとともに、当該施設による環境へに影響 を確認するため、環境中の大気や水質等の 調査を実施する。	発生源施設の煙道排ガス、排出水、 発生源周辺大気及び土壌、一般環境 大気及び土壌、公共用水域水質・底 質、地下水質のダイオキシン類濃度 調査を行った。	14,425
	ダイオキシン 類等有害 物質安全確 認調査事業	中間処理業者が販売する中間処理物におけ るダイオキシン類等有害物質調査を行うと ともに、最終処分場に埋め立てられる燃え 殻等及び最終処分場の放流水中に含まれる ダイオキシン類濃度の調査を行う。	放流水 21施設22検体 燃え殻等 11施設12検体 中間処理物 3施設3検体 基準超過なし。	6,680
	(再掲) PCB 廃棄物適正 処理事業	PCB特措法に基づき、県PCB廃棄物処理計画 を策定するとともに、北海道PCB廃棄物処理 事業に係る広域協議会に参画し、PCB廃棄物 の安全かつ適正な広域処理を図る。 また、PCB廃棄物の早期処理を促進するた め、国及び地方公共団体等の拠出により創 設された基金に対して拠出する。	PCB廃棄物広域処理協議会への出席 2回 PCB廃棄物処理基金への拠出 25,500千円	27,552
(3) 公害紛争等の対応				
	公害審査会 の運営事業	公害審査会等を開催し、公害紛争のあつせ ん、調停及び仲裁を行う。	公害紛争処理に関する関係者へのア ドバイス等を行った。	214
	公害苦情調 査事業	公害苦情について、適切な処理を図るため に、調査指導を行う。	適切な公害苦情処理に関する、各市 町村へのアドバイス等を継続的に 行った。	29
(4) 環境影響評価の推進				
	環境影響評 価推進事業	環境に著しい影響を及ぼす恐れがある一定 の事業について、環境影響評価法及び福島 県環境影響評価条例の適切な運用を行い、 環境の悪化を未然に防止し、良好な環境の 確保を図る。	審査会等開催状況 環境影響評価審査会 3回 審査状況 方法書 受理0件 知事意見通知1件 準備書 受理2件 知事意見通知2件 評価書 受理2件 知事意見通知2件 特定評価書 受理2件 知事意見通知2件 適用除外件数4件 第2区分事業に係る判定2件	1,358
	国土利用計 画管理事業	福島県国土利用計画を適正に管理していく ために、総合的に評価・分析を行う。	県土地利用基本計画図の変更等、国 土利用計画法に関する庁内調整を実 施し、環境と調和した土地利用が行 われるよう誘導した。	0
	大規模土地 利用事前指 導事業	大規模土地利用事前指導要綱により、大規 模な開発を行う事業者に対して、事前協議 を求め、適切な助言を行う。	大規模土地利用事前指導件数 6件	9

環境基本 計画 施策体系	事業名	事業の概要	25年度実績	決算見込額 (単位：千 円)
5 環境ネットワーク社会の構築と環境に配慮したゆとりある生活空間の形成				
(1) 環境教育・学習の推進、参加と連携・協働に基づく環境ネットワーク社会の構築				
	(再掲) ふくしま子ども自然環境学習推進事業	尾瀬で行う環境学習等を実施する学校に対して補助を行い、子ども達に尾瀬の自然の素晴らしさ、貴重さを体験させることで生物多様性に対する理解の醸成を図り、本県の豊かな自然環境を将来に引き継いでいく。	21校へ補助を実施し、1,120名の児童・生徒が尾瀬で環境学習を行った。	16,446
	(再掲) 地球温暖化防止のための「福島議定書」事業	学校や事業所等での省資源・省エネルギーの実践を促進するため、二酸化炭素排出量の削減目標を定めた「福島議定書」を知事と締結し、学校や事業所等の職員等全員が一丸となった廃棄物減量化等の取組みを促進する。	福島議定書参加団体 学校版495校 事業所版1,535団体 表彰42団体(学校27 事業所15) 基準年と比較して約5,100トンの二酸化炭素が削減された。	4,826
	(再掲) 復興ふくしまエコ大作戦！みんなでエコチャレンジ事業	県民の環境負荷低減活動に対しポイントを付与し、相応のサービスを提供することにより、取組意欲を向上させ、省資源・省エネルギーを推進する。	学校版 参加校数 357校 団体版 参加団体数 5団体 家庭版 参加世帯数 1,278世帯	3,699
	(再掲) 地球にやさしいふくしまライフスタイル普及啓発事業	県民、事業者等に広く温暖化防止などへの取組についての普及啓発を図るとともに、循環型社会を目指す取組に対して支援等を行い、廃棄物の減量化を始めとする地球にやさしいライフスタイルの普及促進を図る。	1 福島環境共生スタイル推進事業 (1)ふくしまエコライフポストカード作品コンテスト(小学生対象) 応募数935点、表彰数52点 (2)ふくしまエコライフ川柳・エコとわぎ作品コンテスト(中・高生対象) 応募数930点、表彰数61点 2 地球にやさしい買い物(レジ袋削減等)普及事業 毎月8日・9日をマイバッグの日としてマイバッグ持参を推進する。マイバッグ推進デーキャンペーンとして9/21～9/22に白河市において啓発を実施した。	4,029
	“うつくしま、ふくしま。”環境顕彰事業	環境保全に関し、顕著な功績のあった個人、団体等を顕彰する。	被顕彰者 2個人、3団体	70
	県立学校における森林自然学習支援事業	県立学校において、地域の人材を活用して、森林に関する体験的な学習を行うことや学習の成果を地域に対して発信するなどの取組を行うことにより、森林を守り育てる意識を高めるとともに、地域の森林環境を保全するために、主体的に行動する態度や資質、能力を育成する。	県立高等学校8校、県立特別支援学校2校、県立中学校1校の合計11校で実施。	1,958
	森林環境交付金事業(森林環境基本枠)	県民一人一人が参画する新たな森林づくりを効果的に推進するため、市町村が森林の適正管理や森林環境学習などを行う。	県内54市町村に対し、森林環境基本枠として交付金を交付し、森林環境学習の推進などに取り組んだ。 森林環境学習実施校 小学校290校、中学校77校、計367校	163,433
	環境アドバイザー等派遣事業	市町村、各種団体等が開催する環境保全を目的とした講演会や学習会に環境アドバイザー等を派遣する。	環境アドバイザーを6回派遣し、延べ262名が受講した。	76

環境基本 計画 施策体系	事業名	事業の概要	25年度実績	決算見込額 (単位：千 円)
	スター ウォッチン グ	国が夏と冬の2回実施している全国星空継続 観察の実施団体を支援する。	平成25年度から事業休止。	0
	こどもエコ クラブ	子どもたちが、地域の中で環境保全活動や 環境学習を主体的に行うことができるよう 環境省が支援する事業で、これに登録する クラブを支援する。	こどもエコクラブに11団体、延べ344 名が登録した。	0
	くらしと環 境の県民講 座	県政への理解を深めていただくため、生活 環境部で取り組んでいる施策や事業につい て、職員が集会や職場に伺って講演を行 う。	福島市の公民館、小学校、二本松市 の高校、桑折町の民間企業で計5回 開催し、延べ183名が受講した。	0
	(再掲) 産業廃棄物 排出事業者 等化学物質 管理促進事 業	産業廃棄物処理業者などを対象とした化学 物質リスクコミュニケーションに関するセ ミナー等を開催するとともに、各工業団地 等における研修会、化学物質環境教室の開 催などにより、リスクコミュニケーション のさらなる促進を図る。	事例発表交流会等及び企業訪問によ り、リスクコミュニケーションの促 進を図った。	225
	(再掲) せせらぎス クール推進 事業	水環境保全活動の活性化を図るため、水生 生物調査の指導者の養成を行うとともに、 調査を実施する団体への支援を行う。	郡山市(7月6日)と喜多方市(7月20日) の2会場で「水環境教育指導者総合講 座」を開催し、水生生物調査に関す る講義や研修を行い、58名が参加し た。棚倉町(9月10日)で開催した「せ せらぎスクール実践モデル講座」に は14名が参加した。また、水生生物 調査を行う8団体(398名)へ教材を提 供した。	603
	(再掲) うつくしま 地球温暖化 防止活動推 進員養成事 業	地球温暖化防止活動を推進するため、地域 で活動する「うつくしま地球温暖化防止活 動推進員」を養成し、地球温暖化防止に向 けた、地域での草の根運動を推進する。	推進員養成研修 2回 推進員委嘱人数 94名 (平成25年度 更新46人、新規6人) 推進員活動回数 509回	412
	第3期もりの 案内人養成 事業	森林とのふれあいを通じて、森林の役割や 重要性を県民に広く伝える、ボランティア による指導者「もりの案内人」を養成す る。	開催場所 ふくしま県民の森 開催日数 15日間(25単位) 認定者数 12名	1,923
	森林環境学 習指導者育 成事業	県民に対して高い水準の森林環境学習の指 導ができる人材を育成するため、専門的な 知識と指導技術に関する研修会を開催す る。	開催テーマ 里山林とブナ林の遷移 開催場所 只見町 参加者数 25名	377
	うつくしま 「水との共 生」プラン 推進事業	健全な水循環を未来に継承するために策定 した「うつくしま『水との共生』プラン」 の推進に向け、「水との共生」出前講座等 を実施するとともに、夏井川流域におけ るモデル的な取り組みの成果他流域への普 及、推進を図る。	全県的に県内外の水環境活動団体と の交流会を実施した。また、「夏井 川流域の会」では、「川ばた会議」 や小学校連携活動等の各種イベント を実施した。	107
	「水との共 生」出前講 座	県内の川や湖の環境保全活動などに取り組 んでいる団体等を支援するため、学習した い内容などの要望に応じて集会や研修会に 講師を派遣する。	各専門分野の講師を派遣 延べ7回開催 延べ224人参加	133

環境基本 計画 施策体系	事業名	事業の概要	25年度実績	決算見込額 (単位：千 円)
	(再掲) 地球にやさしい“ふくしま”県民会議事業	事業者団体、民間団体、行政等で構成する「地球にやさしい“ふくしま”県民会議」を運営し、「地球にやさしいふくしま宣言」に基づく各種の取組みを県民運動として展開する。	クールビズ：県民会議構成員に周知。 クールアースデー：構成員へ可能な範囲での参加を要請。県庁でも可能な範囲で消灯を実施。 クールアースデーキャンペーンの実施（6月29日二本松市） 節電：構成員が積極的に取り組むことを申し合わせ	260
	ふくしま環境活動支援ネットワーク	県民を始め、民間団体、事業者、行政等の様々な主体が連携・協働して環境保全活動に取り組んでいくことができるよう、総合的な支援を行う。	環境活動総合支援窓口（環境センター）による情報発信、相談対応を行った。	0
(2) 環境に配慮したゆとりある生活空間の形成				
	景観形成推進事業	景観法及び福島県景観条例の適正かつ円滑な運用を図り、県土全域を対象とした本県の景観形成を総合的に推進する。	届出受理件数 重点地域 125件 重点地域以外 366件	98
	景観形成総合対策事業	福島県景観条例に基づき、景観形成に関する知識の普及や意識啓発を行うとともに、技術的な支援を行う。	景観アドバイザー派遣 3件	213
	無電柱化事業	電線地中化や裏配線、軒下配線による無電柱化を推進し、街なみの景観や都市防災機能の向上、安全で快適な歩行空間の確保に取り組めます。	(一)河内郡山線（郡山市長者町工区）外13箇所事業実施	608,011
	福島県クリーンふくしま運動推進協議会助成事業	空き缶等散乱ごみ対策を推進するため、福島県クリーンふくしま運動推進協議会が実施する環境美化推進事業に要する経費に対して助成する。	平成25年度春季・秋季県下一斉清掃活動 参加者総数 延べ321,928人 集めたごみの総量 2,247.57t	700
(3) 情報の収集・提供と発信				
	環境白書の作成	環境の状況及び環境の保全・回復に関して講じた施策の状況等を明らかにするため、報告書を作成する。	平成25年8月に環境白書を作成し、平成25年9月の福島県環境審議会で報告するとともに、ホームページ等で広く公表した。	89
	(再掲) 福島県放射能測定マップによる測定結果の公表	県内全域で実施している放射線モニタリングの結果を、マップ上に分かりやすく公表する。	空間線量率及び放射能濃度の測定結果を公表している。 閲覧者数 約40万人	23,733
	(再掲) 除染情報プラザ	除染情報の発信拠点を福島県と環境省が共同で設置・運営する。 当該施設の機能については以下のとおり。 ○人材派遣機能：除染講習会、除染現場等への専門家派遣 ○情報提供・発信機能：除染の実施状況、除染技術等の情報収集、提供及び発信	除染情報プラザ活動状況（H25年度） 専門家派遣 243件 （受講者数 9,732人） 移動展示 106会場 （県内：99会場 県外：7会場 来場者数：10,656人）	0
	(再掲) 大気汚染常時監視事業	大気汚染常時監視システムにより、大気汚染の状況を常時監視する。	県ホームページ「福島県の大気環境」において、大気汚染の状況（1時間値の測定値等）を常時発信した。	12,521

環境基本計画 施策体系			事業名	事業の概要	25年度実績	決算見込額 (単位：千円)
大	中	小				
			(再掲) 産業廃棄物業者情報提供環境整備事業	産業廃棄物処理業者の許可情報をデータベース化し、排出事業者等がインターネットを利用して検索できる環境を整備する。	産業廃棄物処理業者の許可情報の更新と保守管理を行った。	2,664
			(再掲) エコ・リサイクル製品普及拡大事業	産業廃棄物等ごみの減量化や廃棄物の有効利用を図るため、リサイクル製品の認定・普及啓発等の業務を総合的に行う。	H25認定件数 23件(新規3件,更新20件) 製品展示会 4会場 認定製品パンフレットによる広報を実施した。	1,377
			(再掲) 地球にやさしい“ふくしま”県民会議事業	事業者団体、民間団体、行政等で構成する「地球にやさしい“ふくしま”県民会議」を運営し、「地球にやさしいふくしま宣言」に基づく各種の取組みを県民運動として展開する。	クールビズ：県民会議構成員に周知。 クールアースデー：構成員へ可能な範囲での参加を要請。県庁でも可能な範囲で消灯を実施。 クールアースデーキャンペーンの実施(6月29日二本松市) 節電：構成員が積極的に取り組むことを申し合わせ	260
			(再掲) ふくしま環境活動支援ネットワーク	県民を始め、民間団体、事業者、行政等の様々な主体が連携・協働して環境保全活動に取り組んでいくことができるよう、総合的な支援を行う。	環境活動総合支援窓口(環境センター)による情報発信、相談対応を行った。	0
			(新) 森林(もり)とのきずな再生事業(森林環境情報発信事業)	震災や原子力災害発生以降の森林の現状に対する理解を深め、森林づくり意識の醸成に資するため、森林環境に関する情報を収集し発信する。	新聞広告、県政テレビ番組、ポスター及びパンフレット等により、森林の整備と再生や県産材の利活用、森林(もり)づくりの推進などについての発信した。	5,776
			(再掲) 森林環境適正管理事業	森林の適正管理のための森林情報の高度化・共有化を図るため構築した森林GISを活用し、広く県民に向けて森林関係情報を発信する。	森林GISの運用を行い、業務の効率化や地図上で森林情報を確認できるウェブサイト「ふくしま森まっぷ」を活用した県民への情報発信を実施した。	22,935

第5章 平成26年度 環境の保全・回復に関する事業一覧

平成26年度における環境の保全・回復に関する事業について、第4次環境基本計画（平成25年3月改定）の施策体系に沿って示します。

環境基本 計画 施策体系	事業名	事業の概要	予算額 (単位：千円) ※6月補正後
I 環境回復の推進			
1 放射性物質による環境汚染からの回復			
(1) 環境放射線モニタリングの実施			
	環境放射能等測定事業	東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故により環境中に放出された放射性物質の分布状況を把握し、原子力発電所からの新たな放射性物質の放出の有無を監視するため、県内全域を対象に、県民のニーズを踏まえたきめ細やかな環境放射線モニタリングを実施する。	1,106,348
	環境放射能水準調査事業	我が国の原子力発電施設等の周辺においては、現在、原子力施設立地県等において放射線監視事業が実施されているが、この監視事業成果の精度を高めるためには、測定されたデータが当該施設からの影響によるものか否かを把握し、測定結果の正確な評価を行う必要がある。このため、当該施設周辺のより広範囲な地域において、環境放射能水準調査を実施し、その結果と放射線監視データとの比較検討を行うことにより放射能の影響の正確な評価に資する。	19,239
	環境放射能測定機器等整備事業	東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故により環境中に放出された放射性物質の分布状況を把握し、原子力発電所からの新たな放射性物質の放出の有無を監視するため、分析・測定機器の計画的な更新・整備を行う。	389,616
	野生鳥獣放射線モニタリング調査事業	県内で捕獲された野生鳥獣の肉について、放射性物質検査を実施し、検査結果を公表する。	2,550
	福島県放射能測定マップによる測定結果の公表	県内全域で実施している放射線モニタリングの結果を、マップ上に分かりやすく公表する。	9,294
	GPS歩行サーベイによる環境マッピング技術の活用事業	IAEAとの協力プロジェクトとして、歩行サーベイ（地上）と無人航空機（上空）による測定結果を地図上で組み合わせ、視覚的に把握しやすい線量分布マップを作成する。	3,233
(2) 除染の推進			
	市町村除染対策支援事業	県土の除染を迅速に進めていくため、市町村の除染実施計画に基づく除染の実施を総合的に支援するとともに、除染実施区域外における市町村の局所的除染や町内会等と市町村の協働による線量低減活動を支援する。	202,743,812
	除染対策推進事業	県土の除染を迅速に進めていくため、市町村の除染実施計画に基づき、県管理施設等の除染を実施する。	10,220,989
	除染推進体制整備事業	県土の除染を迅速に進めていくため、除染事業者等の育成・技術的支援の強化・住民理解の促進に取り組む。	205,460
	河川・湖沼等の除染技術検討事業	福島県内の河川・湖沼等における除染技術の検討を行うため、IAEAと連携しながら放射性物質の環境動態・除染技術の国内外の情報を収集・整理したうえで、除染モデル事業等を実施する。	39,998
	河川・湖沼における放射性核種の動態実態調査事業	県内の代表的な河川・湖沼において、放射性核種の移動・挙動を明らかにする。	29,877

環境基本 計画 施策体系	事業名	事業の概要	予算額 (単位：千円) ※6月補正後
	除染情報プラザ	除染情報の発信拠点を福島県と環境省が共同で設置・運営する。「人材派遣機能」により、除染講習会や除染現場等へ専門家を派遣し、情報提供・発信機能により除染の実施状況や除染技術等の情報収集、提供及び発信を行う。	0
	(新) 野生動物 環境被害対策推 進事業	県内で増殖した野生動物の捕獲・除去を行い、環境への被害を抑制することを目的とする。	41,378
(3) 汚染廃棄物及び災害廃棄物の適正な処理の推進			
	放射性物質汚染 廃棄物処理総合 対策事業	県内に保管されている汚染された産業廃棄物の処理を進めるため、施設周辺の住民理解の促進を図ることを目的に、処理施設や保管施設周辺の環境放射線モニタリングの実施や、焼却施設の排ガスや最終処分場の排水等の放射能濃度検査を実施する。 また、市町村等が行う環境放射線モニタリング経費等や、産業廃棄物処理業者等が実施する放射性物質監視施設の整備についても支援する。 汚染廃棄物処理に関する安全性についての住民理解を促進するため、住民説明会等へ講師として専門家を派遣する。	75,896
	災害廃棄物処理 基金事業	市町村等が実施する災害廃棄物処理事業の事業費について、国の補助金に上乗せして、東日本大震災災害廃棄物処理基金から交付する。	1,235,744
	災害廃棄物の適 正な処理と関係 補助金申請事務 等の支援	国・市町村・事業者と連携し、災害廃棄物の適正な保管及び処理の促進を図るとともに、災害廃棄物処理事業及び廃棄物処理施設の災害復旧事業に関する補助金の申請事務等を支援する。	0
	廃棄物処理施設 課題検討会事業	廃棄物が放射性物質に汚染されていることにより、災害廃棄物や焼却灰の処理が進まないことについて、関係者で情報を共有するとともに、抱えている課題について検討し、処理の促進を図る。	199
	一般廃棄物焼却 施設における適 正な処理の検討 事業	IAEAとの協力プロジェクトとして、廃棄物処理の分野で特に緊急性の高い課題である放射性物質を含む廃棄物のより安全な焼却処理について調査研究を行う。 平成26年度は前年度の調査結果を基に、県内の一般廃棄物焼却炉における実証試験等を実施する。	14,500
(4) 環境創造センターの整備			
	環境創造セン ター整備事業	放射性物質により汚染された環境の早急な回復と県民が将来にわたり安心して暮らせる環境を創造するため、環境創造センターを整備する。	4,463,170
	(新) 環境創造 センター運営事 業	環境創造センターが効果的・効率的な研究・運営体制のもと、取組を実施できるよう中長期取組方針、年次計画の策定等を行う。	37,423
2 原子力発電所及び周辺地域の安全確保			
	原子力発電所の 安全確認	○福島第一原子力発電所の廃炉に向けた国及び東京電力の取組について、廃炉安全監視協議会等により厳しく監視していく。 ○平成26年4月より新たに檜葉町に配置した現地駐在員による現地確認や情報収集を行う。 ○また、現地調査等の結果について、県のホームページの掲載するなど、県民への情報提供を行う。	102,739
	地域防災計画 (原子力災害対 策編)の見直し	○国の原子力災害対策指針の改定を踏まえ、地域防災計画(原子力災害対策編)の必要な見直しを行う。 ○緊急時に供えた連絡網や防災機材の整備を行うなど、防災体制の充実・強化を図る。 ○県地域防災計画(原子力災害対策編)に基づき、緊急時における連絡体制や住民避難等に係る訓練を実施する。	397,427
	原子力災害対策 センターの整備	福島第一原発、第二原発の状況が異なることを踏まえ、各発電所ごとにオフサイトセンターの整備を行う。なお、28年度の供用開始を目指し、本年度においては、本体建設工事に着手する。	1,986,399

環境基本 計画 施策体系	事業名	事業の概要	予算額 (単位：千円) ※6月補正後
	(再掲) 環境放射能等測定事業	東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故により環境中に放出された放射性物質の分布状況を把握し、原子力発電所からの新たな放射性物質の放出の有無を監視するため、県内全域を対象に、県民のニーズを踏まえたきめ細やかな環境放射線モニタリングを実施する。	1,106,348
	(再掲) 環境放射能水準調査事業	我が国の原子力発電施設等の周辺においては、現在、原子力施設立地県等において放射線監視事業が実施されているが、この監視事業成果の精度を高めるためには、測定されたデータが当該施設からの影響によるものか否かを把握し、測定結果の正確な評価を行う必要がある。このため、当該施設周辺のより広範囲な地域において、環境放射能水準調査を実施し、その結果と放射線監視データとの比較検討を行うことにより放射能の影響の正確な評価に資する。	19,239
	(再掲) 環境放射能測定機器等整備事業	東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故により環境中に放出された放射性物質の分布状況を把握し、原子力発電所からの新たな放射性物質の放出の有無を監視するため、分析・測定機器の計画的な更新・整備を行う。	389,616
	(再掲) 福島県放射能測定マップによる測定結果の公表	県内全域で実施している放射線モニタリングの結果を、マップ上に分かりやすく公表する。	9,294

II 美しい自然環境に包まれた持続可能な社会の実現

1 低炭素社会への転換

(1) 温室効果ガス排出抑制の取組の推進

地球にやさしい“ふくしま”県民会議事業	事業者団体、民間団体、行政等で構成する「地球にやさしい“ふくしま”県民会議」を運営し、「地球にやさしいふくしま宣言」に基づく各種の取組みを県民運動として展開する。	808
地球にやさしい“ふくしま”県民会議啓発活動事業	地球温暖化問題の専門家による講演会等の啓発事業を各地方会議を中心に開催し、意識の啓発を図る。	1,127
うつくしま地球温暖化防止活動推進員養成事業	地球温暖化防止活動を推進するため、地域で活動する「うつくしま地球温暖化防止活動推進員」を養成し、地球温暖化防止に向けた、地域での草の根運動を推進する。	781
地球温暖化防止のための「福島議定書」事業	学校や事業所等での省資源・省エネルギーの実践を推進するため、二酸化炭素排出量の削減目標を定めた「福島議定書」を知事と締結し、学校や事業所等の職員等全員が一丸となった廃棄物減量化等の取組みを促すとともに、家庭や地域での実践を促進する。	7,803
復興ふくしまエコ大作戦！みんなエコチャレンジ事業	省資源・省エネルギー化を促進するため、学校や県民の環境負荷低減活動を促進するとともに、取組に対して賞品を提供する。	4,980
環境創造資金融資事業	環境保全対策に取り組む中小企業者等を支援するため、環境保全等に必要な資金の融資をあっせんする。	120,125
ふくしまエコオフィス推進事業	地球温暖化対策推進法に基づく取組として、「県庁版福島議定書」などを取り入れた本県独自の環境マネジメントシステム「ふくしまエコオフィス実践計画」（平成25年度～平成32年度）を運用し、県が事業者・消費者として温暖化対策や廃棄物減量化等の環境負荷低減に取り組む。	1,920
再生可能エネルギー導入等による防災拠点支援事業	「福島県地球温暖化対策等推進基金」を活用し、公共施設、民間施設で災害時に防災拠点となる施設等への再生可能エネルギー等の導入を支援する。	5,023,582
地球温暖化防止活動推進センター	地球温暖化対策の推進に関する法律第24条に位置付けられた地球温暖化の防止に寄与する活動の促進を図る団体として指定し、協力して事業を実施している。	0

環境基本 計画 施策体系	事業名	事業の概要	予算額 (単位：千円) ※6月補正後
	県有建築物の環境性能診断	県有建築物の新築、改修にあたっては、ライフサイクルを通じた二酸化炭素排出量の削減など環境負荷の低減を図るため、福島県環境共生建築計画・設備指針に基づき整備を行う。既存建築物については、環境性能診断を実施し、環境に配慮した施設整備を促進していく。	0
	運輸部門における温暖化対策事業	本県の温室効果ガス排出量の2割を占める運輸部門について、地球温暖化対策を進めるため、公共交通機関への誘導やエコドライブの推進を図る。	277
	ふくしま森林再生事業	原発事故の影響により、森林所有者等による自主的な森林整備等が停滞している森林において、森林機能を回復するため間伐等の森林施業を行い、森林の有する多面的機能を維持しながら放射性物質の低減を図る。	4,156,755
	一般造林事業	県土の保全、水資源のかん養、自然環境の保全形成等の森林の公益的な機能の発揮や山村経済の振興等を図るため森林整備を行う。	590,260
	森林環境基金森林整備事業	手入れが行われず荒廃が懸念される水源区域や公益的機能が高い森林について、間伐等の森林整備を実施する。	707,081
	県営林の保育管理事業	県土の保全、水資源のかん養、森林資源の充実を図ることを目的として、県営林（県有林、県行造林、県行部分林、水源林）を整備し管理する。	86,929
	福島県林業公社事業資金	森林の有する公益的機能の維持・増進を図るため、造林・育林等の森林整備を推進する。	760,786
	緑化活動県民参加推進事業	県民参加による森林整備活動を推進するため、地方植樹祭等の開催に対して補助を行う。	700
	カーボン・オフセット森森（もりもり）元気事業	環境貢献企業の森林整備活動参加を推進するため、フィールドの斡旋・設定及び「企業の森林づくり協定」締結等に対する支援を行う。	304
(2) 再生可能エネルギーの普及拡大とエネルギーの有効利用			
	(再掲) 再生可能エネルギー導入等による防災拠点支援事業	「福島県地球温暖化対策等推進基金」を活用し、公共施設、民間施設で災害時に防災拠点となる施設等への再生可能エネルギー等の導入を支援する。	5,023,582
	再生可能エネルギー普及拡大事業	本県を再生可能エネルギー先駆けの地とするため、住宅用太陽光発電設備設置費用や再生可能エネルギーの事業化にかかる調査費用等の支援を実施する。	961,977
	もっともっと木づかい推進事業	公共的施設の木質化等によって、県民の木材利用に対する意識を醸成し、一般住宅等民間建築物における県産材の利用拡大やバイオマスエネルギー利用機器の普及を図る。	365
	森林環境交付金事業（地域提案重点枠）	県民一人一人が参画する新たな森林づくりを効果的に進めるため、市町村が独自性を発揮し、創意工夫を凝らした、県産材や木質バイオマスの利活用の取組を行う。	87,861
(3) 再生可能エネルギー関連産業の活性化			
	(新) ふくしまからはじめよう。産総研福島拠点連携技術開発推進事業	平成26年4月に開所する産業技術総合研究所福島再生可能エネルギー研究所と連携した技術開発支援や人材育成事業を通じて、県内企業の技術高度化等を推進する。	86,881
	(新) ふくしまからはじめよう。再生可能エネルギー技術実用化事業	新たに開発した実用化の見込みのある再生可能エネルギーに関連する製品・技術などを実際の場面で使用し、実用化に向けての問題を検証する県内企業等を支援するとともに、再生可能エネルギーに関する製品に対する県民の理解を深める。	20,365

環境基本計画 施策体系		事業名	事業の概要	予算額 (単位：千円) ※6月補正後
大	中			
		ふくしまからはじめよう。再生可能エネルギー関連産業基盤強化事業	再生可能エネルギー関連産業の基盤を強化するため、関連産業に関する情報の共有・発信を行うとともに、関連企業と本県企業とのマッチング等を行う。	11,823
		ふくしまからはじめよう。再生可能エネルギー関連産業集積促進事業	再生可能エネルギー関連産業の集積に向けて、産業フェアを開催するとともに、本格化する各プロジェクトについて関係機関と連携しながら推進する。	44,018
		ふくしまからはじめよう。再生可能エネルギー一次世代技術開発事業	県内企業等の技術の高度化を図るため、藻類バイオマスの生産など次世代の技術に関する研究開発等を推進する。	804,894
		ふくしまからはじめよう。成長分野産業グローバル展開事業	「医療福祉機器」や「再生可能エネルギー」といった成長産業について、県内企業等の技術や製品を海外に情報発信し、販路拡大を支援するとともに、海外の先進事例を活用しながら、関連産業の振興を図る。	14,615
2 循環型社会の形成				
(1) 環境に負荷をかけないライフスタイルへの転換の促進				
		地球にやさしい“ふくしま”ライフスタイル普及啓発事業	県民、事業者等に広く温暖化防止などへの取組についての普及啓発を図るとともに、循環型社会を目指す取組に対して支援等を行い、廃棄物の減量化を始めとする地球にやさしいライフスタイルの普及促進を図る。	5,612
		(再掲)地球にやさしい“ふくしま”県民会議事業	事業者団体、民間団体、行政等で構成する「地球にやさしい“ふくしま”県民会議」を運営し、「地球にやさしいふくしま宣言」に基づく各種の取組みを県民運動として展開する。	808
		(再掲)地球にやさしい“ふくしま”県民会議啓発活動事業	地球温暖化問題の専門家による講演会等の啓発事業を各地方会議を中心に開催し、意識の啓発を図る。	1,127
		(再掲)復興ふくしまエコ大作戦！みんなエコチャレンジ事業	省資源・省エネルギー化を促進するため、学校や県民の環境負荷低減活動を促進するとともに、取組に対して賞品を提供する。	4,980
		(再掲)ふくしまエコオフィス推進事業	地球温暖化対策推進法に基づく取組として、「県庁版福島議定書」などを取り入れた本県独自の環境マネジメントシステム「ふくしまエコオフィス実践計画」(平成25年度～平成32年度)を運用し、県が一事業者・一消費者として温暖化対策や廃棄物量化等の環境負荷低減に取り組む。	1,920
		(再掲)環境創造資金融資事業	環境保全対策に取り組む中小企業者等を支援するため、環境保全等に必要な資金の融資をあっせんする。	120,125
(2) 廃棄物等の発生抑制、再使用、再生利用の促進				
		産業廃棄物抑制及び再利用施設整備支援事業	産業廃棄物排出事業者が実施する排出抑制等を目的とした先進性等のある施設設備の整備に対して支援する。また、産業廃棄物処理業者が実施する高度な処理技術の導入等を目的とした調査・研究に対して支援する。	90,276
		産業廃棄物抑制及び再利用技術開発支援事業	産業廃棄物の抑制・再利用を促進し、循環型社会の形成に資するため、産学連携による産業廃棄物再資源化技術の開発及びその事業化を支援する。	6,000

環境基本 計画 施策体系	事業名	事業の概要	予算額 (単位：千円) ※6月補正後
	リサイクル関連 推進事業	自動車、容器包装、家電及び建設リサイクル法に基づき、県民・関連事業者への普及啓発、許可・登録事業者に対する監視指導を実施し、法の円滑な施行及び運用を図る。	456
	エコ・リサイク ル製品普及拡大 事業	産業廃棄物等ごみの減量化と再資源化等廃棄物の有効利用を進めるため、エコ・リサイクル製品の認定・普及啓発等に総合的に取り組む。	10,512
	(再掲) 環境創造資金融 資事業	環境保全対策に取り組む中小企業者等を支援するため、環境保全等に 必要な資金の融資をあっせんする。	120,125
	(再掲) 地球にやさしい “ふくしま”ラ イフスタイル普 及啓発事業	県民、事業者等に広く温暖化防止などへの取組についての普及啓発を 図るとともに、循環型社会を目指す取組に対して支援等を行い、廃棄 物の減量化を始めとする地球にやさしいライフスタイルの普及促進を 図る。	5,612
(3) 廃棄物の適正な処理の推進			
	一般廃棄物処理 施設指導監督事 業	市町村等における一般廃棄物処理の適正化を図るため、法に基づき、 一般廃棄物処理施設の立入検査を行い、処理施設の維持管理の徹底を 図る。	382
	一般廃棄物適正 処理指導事業	市町村等における一般廃棄物処理の状況を調査し、一般廃棄物の適正 処理に係る普及啓発等を行い、今後の一般廃棄物の適正処理に資す る。	268
	産業廃棄物業者 情報提供環境整 備事業	産業廃棄物処理業者の許可情報をデータベース化し、排出事業者等が インターネットを利用して検索できる環境を整備する。	1,963
	廃棄物処理施設 整備指導監督事 業	市町村・一部事務組合が行う廃棄物処理施設整備費国庫交付金事業に 関する指導、監督を行う。	200
	産業廃棄物適正 処理指導等経費	廃棄物処理法に基づき、産業廃棄物の適正処理を推進する。	11,951
	処理業許可申請 調査指導事業	産業廃棄物処理業許可申請、施設設置許可申請等に関する欠格要件照 会等を実施し、適正処理の推進を図る。また、法的な問題について、 弁護士に相談し指導を受ける。	2,288
	PCB廃棄物適正 処理事業	PCB特措法に基づき、県PCB廃棄物処理実施計画を策定するとともに、 北海道PCB廃棄物処理事業に係る広域協議会に参画し、PCB廃棄物の安 全かつ適正な広域処理を図る。 また、PCB廃棄物の早期処理を促進するため、国及び地方公共団体等の 拠出により創設された基金に対して拠出する。	28,359
	産業廃棄物排出 処理状況確認調 査事業	産業廃棄物税の導入による効果を検証するため、県内の産業廃棄物の 発生から最終処分までの流れを把握するとともに、県内で処理できず に県外に搬出される産業廃棄物について、搬出目的等を把握し、産業 廃棄物の適正処理等を推進していく。	9,637
	産業廃棄物処理 業務研修会開催 事業	排出事業者や処理業者を対象に、廃棄物の適正処理や最新のリサイク ル技術等についての知見を広めるための研修会を開催する。	3,659
	産業廃棄物管理 票報告書受付管 理事業	産業廃棄物排出事業者へ管理票報告義務の周知を行うとともに、排出 事業者から提出された報告書の受付、整理及び内容確認等を行う。	12,727
	産業廃棄物優良 処理業者育成支 援事業	優良産廃処理業者の認定基準の一つである電子マニフェストの導入を 支援するため、産業廃棄物排出事業者及び処理業者に対して説明会を 開催する。	723
	原状回復支援事 業	いわき市が実施するいわき市沼部町の不法投棄事案及び四倉町の不適 正保管廃棄物事案に係る原状回復事業に対し補助を行うことにより原 状回復の促進を図る。	17,315

環境基本計画 施策体系		事業名	事業の概要	予算額 (単位：千円) ※6月補正後
大	中			
		代執行費用求償事業	いわき市沼部町の不法投棄事案、四倉町の不適正保管廃棄物及び広野町の不適正保管廃棄物に係る代執行の費用について、滞納処分により徴収するため、財産調査、訪問督促、捜索、差押え等を行う。	259
		不適正保管事案調査事業	不法投棄された現場からの浸出水等による下流への影響を把握するため、採水し、有害物質等の有無について調査を行い、不法投棄物が流出するおそれがある場合には流出防止対策を図る。	200
		不法投棄防止総合対策事業	不法投棄の未然防止対策の強化、早期発見体制の充実及び拡大防止のための総合的な防止対策を実施する。	72,006
(4) 環境と調和した事業活動の展開				
		(再掲) 地球にやさしい“ふくしま”ライフスタイル普及啓発事業	県民、事業者等に広く温暖化防止などへの取組についての普及啓発を図るとともに、循環型社会を目指す取組に対して支援等を行い、廃棄物の減量化を始めとする地球にやさしいライフスタイルの普及促進を図る。	5,612
		(再掲) ふくしまエコオフィス推進事業	地球温暖化対策推進法に基づく取組として、「県庁版福島議定書」などを取り入れた本県独自の環境マネジメントシステム「ふくしまエコオフィス実践計画」(平成25年度～平成32年度)を運用し、県が事業者・一消費者として温暖化対策や廃棄物量化等の環境負荷低減に取り組む。	1,920
		(再掲) エコ・リサイクル製品普及拡大事業	産業廃棄物等ごみの減量化と再資源化等廃棄物の有効利用を進めるため、エコ・リサイクル製品の認定・普及啓発等に総合的に取り組む。	10,512
		(再掲) 産業廃棄物抑制及び再利用技術開発支援事業	産業廃棄物の抑制・再利用を促進し、循環型社会の形成に資するため、産学連携による産業廃棄物再資源化技術の開発及びその事業化を支援する。	6,000
		環境と共生する農業再生事業	環境と共生する農業を推進するため、エコファーマーの育成を図る相談会や認定委員会を開催するとともに、エコファーマーマークの活用等の普及・啓発を行う。	768
		環境保全型農業直接支援対策	エコファーマー等が、慣行基準に対して化学肥料、化学合成農薬の5割削減を行った上で農地への炭素貯留等、地球温暖化防止又は生物多様性保全に効果の高い取組を実践する場合に、国・県・市町村が交付金を交付する。	38,885
		有機農業活用！6次産業化サポート事業	県産有機農産物の産地を育成するため、生産と流通をコーディネートする機能を強化し、有機農産物の需要に対応できる生産・加工・販売体制の構築を図る。	2,843
		農業新技術・新品種の普及定着支援事業 (有機農業ステップアップ普及定着事業)	有機農業者自らが技術や成果を確認できる実証ほ等を設置して、それぞれの条件に適した有機農業の早期実現を図るとともに、その地域で持つ課題の解決に取り組むことにより、本県における有機農業振興を推進し、有機農産物の産地育成を目指す。	770
		広がる有機農業！農山村元気アップ事業	有機農業生産地域における消費者等との交流会事業を実施することにより、本県及び有機農業の理解促進を図るとともに、有機農業をはじめとする環境と共生する農業の振興及び地域活性化を図る。	1,306
		資源の循環利用、環境負荷軽減と多面的機能を発揮させるための技術確立	資源循環型農業技術、環境負荷低減と多面的機能を発揮させるための技術を開発する。	11,842
		(再掲) 環境創造資金融資事業	環境保全対策に取り組む中小企業者等を支援するため、環境保全等に必要資金の融資をあっせんする。	120,125

環境基本 計画 施策体系	事業名	事業の概要	予算額 (単位：千円) ※6月補正後
3 自然共生社会の形成			
(1) 自然環境の保全と自然とのふれあいの推進			
	自然公園施設管理事業	自然公園内の公園施設を適正に維持管理し、自然環境を保護しつつ快適で安全な利用の促進を図る。	14,742
	国立公園等施設整備事業	国立公園等の自然環境の保全及び適正な利用を促進するため、公園計画に基づき、公園施設の整備を図る。	65,788
	自然公園等施設整備補助事業	優れた自然の保護とその利用増進を図るため、施設整備を実施する市町村に対して補助する。	9,600
	自然公園等事業費	環境省直轄事業の施行委任を受けて、国立公園内の施設整備を行い、自然環境の保全と利用促進を図る。(国費 185,670千円)	0
	自然公園美化清掃事業	県内の自然公園の清潔保持を図るため、美化清掃実施団体に応分の負担をする。	2,250
	自然保護対策事業	自然環境の適正な保全を総合的に推進するため、福島県自然環境保全条例に基づき指定された保全地域等の保護管理、巡視指導、自然とのふれあいを通じた自然保護思想の普及啓発を行う。	8,745
	都市公園整備事業	レクリエーションや自然とのふれあいの場の創出、うるおいある都市景観の形成、都市防災機能の向上など、公園緑地の多様な機能を活かし、安全で個性と魅力ある地域づくりを進めるため県営都市公園の整備・老朽化施設の更新を行う。	562,600
	中山間地域等直接支払事業	中山間地域においては、他の地域に比べ過疎化・高齢化が急速に進行する中で、農業生産条件が不利な地域が多いことから、国土保全上重要な役割を果たしている農地等への管理が行き届かず、耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が懸念されている。このため、生産条件の不利性を直接的に補償し、耕作放棄地の発生防止、多面的機能の維持・保全等を図るため、中山間地域等において適切な農業生産活動等を行う集落等に対して交付金を支払う。	1,473,531
	(新) 多面的機能支払交付金事業	農業の持続的発展と多面的機能の健全な発揮を図るため、地域の農業者だけでなく、地域住民や都市住民を含めた多様な主体の参画を得て、地域の共同活動を基本とした資源及び農村環境のきめ細やかな保管理並びに施設の長寿命化対策に対し支援を行う。 また、東日本大震災により被災した水路等の小規模な復旧活動に対し、支援を行う。	637,957
	森林環境適正管理事業	森林の適正管理のための森林情報の高度化・共有化を図るため構築した森林GISを活用し、広く県民に向けて森林関係情報を発信する。	5,953
	森林環境交付金事業	県民一人一人が参画する新たな森林づくりを効果的に進めるため、市町村が独自性を発揮して創意工夫を凝らした事業を展開できるよう、森林環境基金の一部を交付する。	282,671
	森林ボランティア活動推進事業	県民参加による森林づくり運動のより一層の推進を図るため、県内各地域において積極的な森林整備活動を行うボランティア団体を支援する。	3,150
	森林ボランティアサポート事業	森林づくり活動の広報、森林ボランティアに関する情報の収集と提供、森林整備機材の貸出などを行う「森林ボランティアサポートセンター」を設置し、県民のボランティア活動への参加を支援する。	5,006
	「緑の輪」推進事業	次世代を担う子供たちに、森林とのふれあいを通じて、森林・林業への関心を深めてもらうことを目的に、県内各地で結成されている「緑の少年団」の活動を支援する。	1,580
	グリーン・アドバイザー・センター開設事業	県民の緑化意識や緑化技術の向上を図るため、県民の緑に関する質問や相談などに対応するグリーン・アドバイザー・センターを開設する。	6,101

環境基本 計画 施策体系	事業名	事業の概要	予算額 (単位：千円) ※6月補正後
	森林とのふれあい施設管理事業	自然とのふれあいの場を県民へ提供するため、県条例により設置されている「緑化センター」、「県民の森」、「昭和の森」の管理運営を行う。	(緑化センター) 38,236 (県民の森) 46,157 (昭和の森) 12,831
	緑の文化財保全対策事業	地域の巨木・名木として受け継いできた「緑の文化財」について、樹勢回復と保全措置のための外科的治療や環境整備等の対策を支援する。	1,728
	森林病虫害等防除事業	森林資源の保護と森林の有する機能の確保を図るため、被害木の伐倒駆除や薬剤による予防措置等の防除対策を推進する。	47,289
	治山事業	保安林の機能を多面的に発揮させるため、荒廃地等の復旧整備、水土保持施設の整備及び森林整備を実施する。	5,725,260
	森林保全管理事業	公益的機能の発揮が特に必要な森林について保安林に指定し適正な管理を行うとともに、それ以外の森林については土地の適正な利用を確保するため、林地開発許可及び連絡調整を行う。	8,648
	ふくしまっ子自然体験・交流活動支援事業	震災の経験を踏まえ、再発見した郷土の良さを伝え合い発信する交流活動を行うとともに、充実した自然体験活動を行う機会を提供し、豊かな人間性と生きる力の育成を図る。	1,008,945
	せせらぎスクール推進事業	水環境保全活動の活性化を図るため、水生生物調査の指導者の養成を行う。また、平成26年度からは、震災以降見合わせていた水生生物調査の参加募集を再開し、参加団体へ資材配布等の支援を行う。	832
	温泉源の保護適正利用対策	福島県自然環境保全審議会温泉部会の開催、温泉掘削等許可申請に基づく現地調査指導等を通じ、温泉源の保護と利用の適正化を推進する。	715
	ふなっこふるさと川づくり事業	魚道の設置 広瀬川(伊達市) N=1基 鹿水川(南会津町) N=1基 計 N=2基	22,000
(2) 生物多様性の保全と生物多様性の恵みの持続可能な利用			
	鳥獣保護区等整備事業	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき、鳥獣保護区の設定、休猟区、特定猟具使用禁止区域等の設定、管理を行う。	576
	野生生物管理事業	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき、鳥獣保護区の維持管理、狩猟指導取締り、鳥獣生息状況の把握等を行う鳥獣保護員の設置等を行う。	19,235
	野生動物保護管理事業	農業被害等をもたらしている野生動物について、モニタリング調査や生息状況調査を実施し、保護管理のための検討を行なうことにより、人と野生動物の共生を図る。	1,765
	尾瀬のニホンジカ対策事業	ニホンジカについては、尾瀬の湿原植生の攪乱が大きな問題となっていることから、「尾瀬の植生を保全するためのシカ対策」の方針に基づき、尾瀬地区における行動調査等を実施する。	1,539
	(再掲) 野生鳥獣放射線モニタリング調査事業	県内で捕獲された野生鳥獣の肉について、放射性物質検査を実施し、検査結果を公表する。	2,550
	野生動物における放射性核種の動態調査事業	県内各地において、イノシシを捕獲し、放射性物質の動態調査を行い、放射性物質による野生動物への影響を把握するための基礎データを収集し、今後の保護管理や地域住民の生活の改善に活用する。	39,000
	傷病鳥獣保護事業	傷病野生鳥獣を保護・治療し野生復帰を行うため、鳥獣保護センターを委託により管理運営する。	24,822
	ふくしまの生物多様性保全支援事業	ふくしまの豊かで多様な自然環境と、そこに生息生育する生きものの多様性を保全し、将来へ継承しながらその恵みを持続的に得られるよう、生物多様性推進協議会の開催、生物多様性保全の指標づくり、野生動植物保護サポーター研修会の開催を実施する。	2,445

環境基本計画 施策体系		事業名	事業の概要	予算額 (単位：千円) ※6月補正後
大	中			
		(3) 地震・津波により影響を受けた自然環境及び生物多様性の回復に向けた適切な保全		
		(再掲) ふくしまの生物多様性保全支援事業	ふくしまの豊かで多様な自然環境と、そこに生息生育する生きものの多様性を保全し、将来へ継承しながらその恵みを持続的に得られるよう、生物多様性推進協議会の開催、生物多様性保全の指標づくり、野生動植物保護サポーター研修会の開催を実施する。	2,445
		(4) 尾瀬地区及び裏磐梯地区の自然環境保全		
		尾瀬地域保護適正化事業	本州最大の高層湿原である尾瀬の自然環境を保全し、適正な利用の増進を図るため各種施策を実施する。	1,332
		ふくしま子ども自然環境学習推進事業	尾瀬で行う環境学習等を実施する学校に対して補助を行い、子ども達に尾瀬の自然の素晴らしさ、貴重さを体験させることで生物多様性に対する理解の醸成を図り、本県の豊かな自然環境を将来に引き継いでいく。	18,994
		(公財) 尾瀬保護財団への職員派遣事業	平成7年8月に設立された(財)尾瀬保護財団を活用して、より良い尾瀬全体の保護と利活用を図っていくため、本県職員1名を引き続き派遣し、当該財団の運営に積極的に貢献する。	0
		(再掲) 自然公園施設管理事業	自然公園内の公園施設を適正に維持管理し、自然環境を保護しつつ快適で安全な利用の促進を図る。	12,318
		(再掲) 国立公園等施設整備事業	国立公園等の自然環境の保全及び適正な利用を促進するため、公園計画に基づき、公園施設の整備を図る。	51,895
		(再掲) 自然公園等事業費	環境省直轄事業の施行委任を受けて、国立公園内の施設整備を行い、自然環境の保全と利用促進を図る。(国費 261,880千円)	0
		裏磐梯自然体験活動推進事業	平成15年4月に開設した「裏磐梯ビジターセンター」は、観光客等に対し、自然保護思想の普及啓発を図る重要な拠点施設であることから、当該施設を管理運営する「裏磐梯ビジターセンター自然体験活動運営協議会」に対して負担金を支出し、裏磐梯の優れた自然の適正な保護と利用の増進を図る。	5,000
		(5) 猪苗代湖等の水環境保全		
		猪苗代湖水質モニタリング調査事業	猪苗代湖におけるpH上昇等の水質変動メカニズムを把握するため、猪苗代湖及び流入・流出河川等のイオンバランスやマスバランスを調査するとともに、酸性河川の源流の水質変化を調査する。	648
		窒素りん浄化槽普及拡大プロジェクト	平成25年4月からの条例による窒素りん除去型浄化槽の設置義務化を契機に同浄化槽のさらなる普及拡大を図るため講習会等を開催し、猪苗代湖の水質日本一への復活に寄与する。	181
		紺碧の猪苗代湖復活プロジェクト事業	紺碧の猪苗代湖を復活させ、未来の世代に継承していくことを目指して、県民、民間団体、事業者及び行政等、猪苗代湖に関わりを持つあらゆる主体の共通認識の下、水環境保全に向けた活動を積極的に推進していく。	32,965
		猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全協議会運営事業	猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会が行う事業運営の負担及び各種事業への参加を行う。	1,007
		4 良好な生活環境の確保		
		(1) 大気、水、土壌等の環境保全対策の推進		
		大気汚染常時監視事業	大気汚染常時監視システムにより、大気汚染の状況を常時監視する。	12,832
		大気監視機器維持管理事業	一般環境大気測定局、及び移動大気測定車に設置した測定機器について、保守点検、修繕等の維持管理を行う。	24,771

環境基本 計画 施策体系	事業名	事業の概要	予算額 (単位：千円) ※6月補正後
	大気環境監視施設整備事業	大気環境の常時監視に必要な測定機器類の計画的な整備、更新を行う。	15,372
	有害大気汚染物質調査事業	有害大気汚染物質の濃度を測定し、大気汚染状況を把握する。	1,664
	大気発生源監視事業	ばい煙発生施設等のばい煙排出状況を検査するなど、大気汚染に係る事業場の監視、指導を行う。	769
	大気汚染物質発生源管理システム整備事業	法及び条例に基づく届出情報や立入検査結果を一括管理するために整備したシステムにより、大気発生源監視を効率的に行う。	602
	アスベスト含有産業廃棄物飛散防止対策事業	アスベストを使用した建築物等の解体等作業現場周辺及び県内の一般環境の大気中アスベスト濃度を測定し、アスベストの飛散状況を把握するとともに、事業者への指導を徹底して健康被害の防止を図る。	1,998
	石綿健康被害救済基金への拠出	石綿健康被害の迅速な救済を図るため、石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく基金に対して拠出する。	15,730
	公共用水域水質常時監視事業	水質汚濁の環境基準が設定されている公共用水域及び環境基準が未設定の主要水域について、公共用水域水質測定計画に基づき、河川等の水質汚濁の状況を監視する。	32,488
	地下水の水質常時監視事業	トリクロロエチレン等の有害物質による地下水汚染の状況を監視するため、地下水の水質測定計画に基づき、県内をメッシュに区分した地区の井戸、有害物質を使用している工場・事業場周辺の井戸、汚染が確認された井戸等を対象として水質調査を行う。	1,622
	水浴場水質調査事業	主要な水浴場の水質の状況を把握し、必要に応じて所要の措置を講ずるとともに、結果を公表する。	275
	産業廃棄物排出事業場等に係る水質保全対策事業	○特定事業場等の立入検査を実施し、排出基準が遵守されるよう監視・指導する。 ○廃油や燃料油の漏洩、廃液の流出など水質事故時における原因調査及び環境への影響調査等を実施する。	4,575
	浄化槽設置整備事業 浄化槽市町村整備推進支援事業	合併処理浄化槽の設置を促進するため、市町村に対し、浄化槽設置整備事業及び浄化槽市町村整備推進支援事業による県費補助を行うとともに、指導監督を行う。	178,167
	浄化槽保守点検業者登録指導事業	浄化槽法及び福島県浄化槽保守点検業者登録条例に基づく登録、指導を行い、浄化槽の適正な維持管理を推進する。	179
	農業集落排水事業	農村社会の混住化等、農村を取りまく状況の変化によって、農業用水の汚濁が進行していることから、農村の家庭雑排水、し尿等を処理する施設の整備を実施する。	109,278
	市町村下水道事業費等補助金	県内の下水道の普及促進を図るため、市町村の下水道事業に財政支援を行う。	106,035
	流域下水道費	流域下水道事業のうち国庫補助対象外の事業を実施する。	59,600
	流域下水道整備費	流域別下水道整備総合計画に基づき、阿武隈川の水質環境基準達成と都市環境の向上を図るため、阿武隈川上流流域下水道の事業を実施する。	1,526,000
	休廃止鉱山坑廃水処理事業	休廃止鉱山から排出される坑廃水を処理する事業者に対し、その経費の一部を補助する。	4,251
	岩石採取場災害防止指導事業	岩石採取場からの土砂の流出や水質汚濁等を未然に防止するため、安全指導の徹底を図る。	1,304

環境基本 計画 施策体系	事業名	事業の概要	予算額 (単位：千円) ※6月補正後
			大 中 小
	産業廃棄物排出事業場等土壌汚染対策推進事業	土壌汚染対策法に基づき、汚染土壌の適正処理の推進及び土壌汚染区域の安全確保のため監視指導を実施する。 また、地下水汚染の未然防止を図る趣旨から水質汚濁防止法が改正され、有害物質を使用、貯蔵する施設に新たに構造基準や定期点検の義務等の規定が設けられたことから、地下水汚染の未然防止の確保のため監視指導を実施する。	1,095
	騒音・悪臭防止対策事業	東北新幹線鉄道、高速自動車道の騒音・振動等の調査を行い、高速交通公害の防止対策を推進するとともに、市町村に対する悪臭防止に係る指導を行う。	424
	騒音常時監視事業	騒音に係る環境基準の類型指定地域内の幹線交通を担う道路について、自動車交通騒音を調査し、環境基準の達成状況を把握する。	3,754
	フロン対策事業	フロン回収・破壊法に基づく登録及びフロン類の適正回収等の指導を行う。	121
(2) 化学物質の適正管理等の推進			
	化学物質環境汚染実態調査事業	環境中における有害化学物質の濃度を経年的に把握するモニタリング調査を実施し、化学物質による環境汚染防止対策の基礎資料とする。	263
	化学物質発生源周辺環境調査事業	PRTR法対象化学物質の排出量が多い事業所周辺の大気・水質中の化学物質濃度を測定し、環境への影響を調査する。	946
	産業廃棄物排出事業者等化学物質管理促進事業	産業廃棄物処理業者などを対象とした化学物質リスクコミュニケーションに関するセミナー等を開催するとともに、各工業団地等における研修会、化学物質環境教室の開催などにより、リスクコミュニケーションのさらなる促進を図る。	557
	大気中微小粒子化学成分調査事業	産業廃棄物焼却炉等由来の大気中微小粒子の化学成分を調査し、県民の健康影響に資する知見の充実を図る。	2,402
	ダイオキシン類発生源総合調査事業	産業廃棄物焼却施設等のダイオキシン類発生源施設の立入調査を実施し、事業者に対する当該施設の適正管理等の指導を実施するとともに、当該施設による環境への影響を確認するため、環境中の大気や水質等の調査を実施する。	23,405
	ダイオキシン類等有害物質安全確認調査事業	中間処理業者が販売する中間処理物におけるダイオキシン類等有害物質調査を行うとともに、最終処分場に埋め立てされる燃え殻等及び最終処分場の放流水中に含まれるダイオキシン類濃度の調査を行う。	7,430
	避難区域内化学物質等処理促進事業	原発事故により立入が制限されている地域の工場では、事故発生時に使用、保管されていた化学物質が適正に保管、管理できずに工場内に残置されている。これらの化学物質が漏えいし、飛散し、または、化学反応による爆発や火災発生など周辺的生活環境への影響が懸念されることから、これらの化学物質の処分等に必要な経費を補助する。	2,000,000
	(再掲) 産業廃棄物抑制及び再利用施設整備支援事業	産業廃棄物排出事業者が実施する排出抑制等を目的とした先進性等のある施設設備の整備に対して支援する。また、産業廃棄物処理業者が実施する高度な処理技術の導入等を目的とした調査・研究に対して支援する。	90,276
	(再掲) PCB廃棄物適正処理事業	PCB特措法に基づき、県PCB廃棄物処理実施計画を策定するとともに、北海道PCB廃棄物処理事業に係る広域協議会に参画し、PCB廃棄物の安全かつ適正な広域処理を図る。 また、PCB廃棄物の早期処理を促進するため、国及び地方公共団体等の拠出により創設された基金に対して拠出する。	28,359
(3) 公害紛争等の対応			
	公害審査会の運営事業	公害審査会等を開催し、公害紛争のあっせん、調停及び仲裁を行う。	214
	公害苦情調査事業	公害苦情について、適切な処理を図るために、調査指導を行う。	29

環境基本 計画 施策体系	事業名	事業の概要	予算額 (単位：千円) ※6月補正後	
				大
	(4) 環境影響評価の推進			
	環境影響評価推進事業	環境に著しい影響を及ぼすおそれのある一定の事業について、環境影響評価法及び福島県環境影響評価条例の適切な運用を行い、環境の悪化を未然に防止し、良好な環境の確保を図る。	2,313	
	国土利用計画管理事業	福島県国土利用計画を適正に管理していくために、総合的に評価・分析を行う。	0	
	大規模土地利用事前指導事業	大規模土地利用事前指導要綱により、大規模な開発を行う事業者に対して、事前協議を求め適切な助言を行う。	9	
	5 環境ネットワーク社会の構築と環境に配慮したゆとりある生活空間の形成			
	(1) 環境教育・学習の推進、参加と連携・協働に基づく環境ネットワーク社会の構築			
	(新) 環境教育等促進事業	県内小学5年生を対象とした環境教育に関する副読本を作成し、県内の学校等に配布し授業等での活用供することで、産業廃棄物をはじめとした環境問題に関する理解の促進を図り、環境保全に関する取組を実践できる人材を育成していく。	6,208	
	(再掲) ふくしま子ども自然環境学習推進事業	尾瀬で行う環境学習等を実施する学校に対して補助を行い、子ども達に尾瀬の自然の素晴らしさ、貴重さを体験させることで生物多様性に対する理解の醸成を図り、本県の豊かな自然環境を将来に引き継いでいく。	18,994	
	(再掲) 地球温暖化防止のための「福島議定書」事業	学校や事業所等での省資源・省エネルギーの実践を推進するため、二酸化炭素排出量の削減目標を定めた「福島議定書」を知事と締結し、学校や事業所等の職員等全員が一丸となった廃棄物減量化等の取組を促すとともに、家庭や地域での実践を促進する。	7,803	
	(再掲) 復興ふくしまエコ大作戦！みんなでエコチャレンジ事業	省資源・省エネルギー化を促進するため、学校や県民の環境負荷低減活動を促進するとともに、取組に対して賞品を提供する。	4,980	
	(再掲) 地球にやさしい“ふくしま”ライフスタイル普及啓発事業	県民、事業者等に広く温暖化防止などへの取組についての普及啓発を図るとともに、循環型社会を目指す取組に対して支援等を行い、廃棄物の減量化を始めとする地球にやさしいライフスタイルの普及促進を図る。	5,612	
	“うつくしま、ふくしま。”環境顕彰事業	環境保全に関し顕著な功績のあった個人、団体等を顕彰する。	267	
	県立学校における森林自然学習支援事業	県立学校において、地域の人材を活用して、森林に関する体験的な学習を行うことや学習の成果を地域に対して発信するなどの取組を行うことにより、森林を守り育てる意識を高めるとともに、地域の森林環境を保全するために、主体的に行動する態度や資質、能力を育成する。	2,364	
	ふくしまから再生可能エネルギー教育実践事業	県教育委員会が小学校・中学校・高等学校それぞれ3校合計9校をモデル校に指定し、実施をいわき明星大学に委託する。大学における教員の研修やモデル校での発達段階に応じた学習プログラムの実践を行い、フォーラムにおける成果の発表や実践事例集の作成・配付を通じて成果の普及・啓発を図る。	7,564	
	森林環境交付金事業(森林環境基本枠)	県民一人一人が参画する新たな森林づくりを効果的に推進するため、市町村が森林の適正管理や森林環境学習などを行う。	194,810	
	環境アドバイザー等派遣事業	市町村、各種団体等が開催する環境保全を目的とした講演会や学習会に環境アドバイザー等を派遣する。	339	
	子どもエコクラブ	子どもたちが、地域の中で環境保全活動や環境学習を主体的に行うことができるよう環境省が支援する事業で、これに登録するクラブを支援する。	0	

環境基本計画 施策体系		事業名	事業の概要	予算額 (単位：千円) ※6月補正後
大	中			
		くらしと環境の 県民講座	県政への理解を深めていただくため、生活環境部で取り組んでいる施策や事業について、職員が集会や職場に伺って講演を行う。	0
		(再掲) 産業廃棄物排出 事業者等化学物 質管理促進事業	産業廃棄物処理業者などを対象とした化学物質リスクコミュニケーションに関するセミナー等を開催するとともに、各工業団地等における研修会、化学物質環境教室の開催などにより、リスクコミュニケーションのさらなる促進を図る。	536
		(再掲) うつくしま地球 温暖化防止活動 推進員養成事業	水環境保全活動の活性化を図るため、水生生物調査の指導者の養成をせせらぎスクール推進事業を行う。また、平成26年度からは、震災以降見合わせていた水生生物調査の参加募集を再開し、参加団体へ資材配布等の支援を行う。	832
		(再掲) うつくしま地球 温暖化防止活動 推進員養成事業	地球温暖化防止活動を推進するため、地域で活動する「うつくしま地球温暖化防止活動推進員」を登録し、地球温暖化防止に向けた、地域での草の根運動を推進する。	781
		第3期もりの案 内人養成事業	森林とのふれあいをとおして、森林の役割や重要性を県民に広く伝える、ボランティアによる指導者「もりの案内人」を養成する。	1,923
		森林環境学習指 導者育成研修	一般県民に対して高い水準の森林環境学習の指導ができる人材を育成するため、専門的な知識と指導技術に関する研修会を開催する。	377
		うつくしま「水 との共生」プラ ン推進事業	健全な水循環を未来に継承するために策定した「うつくしま『水との共生』プラン」の推進に向け、「水との共生」出前講座等を実施するとともに、夏井川流域におけるモデル的な取り組みの成果の他流域への普及、推進を図る。	67
		「水との共生」 出前講座	県内の川や湖の環境保全活動などに取り組んでいる団体等を支援するため、学習したい内容などの要望に応じて集会や研修会に講師を派遣する。	120
		(再掲) 地球にやさしい “ふくしま”県 民会議事業	事業者団体、民間団体、行政等で構成する「地球にやさしい“ふくしま”県民会議」を運営し、「地球にやさしいふくしま宣言」に基づく各種の取り組みを県民運動として展開する。	808
		ふくしま環境活 動支援ネット ワーク	県民を始め、民間団体、事業者、行政等の様々な主体が連携・協働して環境保全活動に取り組んでいくことができるよう、総合的な支援を行う。	0
(2) 環境に配慮したゆとりある生活空間の形成				
		景観形成推進事 業	景観法及び福島県景観条例の適正かつ円滑な運用を図り、県土全域を対象とした本県の景観形成を総合的に推進する。	537
		景観形成総合対 策事業	福島県景観条例に基づき、景観形成に関する知識の普及や意識啓発を行うとともに、技術的な支援を行う。	250
		無電柱化事業	電線地中化や裏配線、軒下配線による無電柱化を推進し、街なみの景観や都市防災機能の向上、安全で快適な歩行空間の確保に取り組みます。	400,000
		福島県クリーン ふくしま運動推 進協議会助成事 業	空き缶等散乱ごみ対策を推進するため、福島県クリーンふくしま運動推進協議会が実施する環境美化推進事業に要する経費に対して助成する。	700

環境基本 計画 施策体系		事業名	事業の概要	予算額 (単位：千円) ※6月補正後
大	中			
		(3) 情報の収集・提供と発信		
		環境白書の作成	環境の状況及び環境の保全・回復に関して講じた施策の状況等を明らかにするため、環境白書を作成する。	300
		(再掲) 福島県放射能測定マップによる測定結果の公表	県内全域で実施している放射線モニタリングの結果を、マップ上に分かりやすく公表する。	9,294
		(再掲) 除染情報プラザ	除染情報の発信拠点を福島県と環境省が共同で設置・運営する。「人材派遣機能」により、除染講習会や除染現場等へ専門家を派遣し、情報提供・発信機能により除染の実施状況や除染技術等の情報収集、提供及び発信を行う。	0
		(再掲) 大気汚染常時監視事業	大気汚染常時監視システムにより、大気汚染の状況を常時監視する。	12,832
		(再掲) 産業廃棄物業者情報提供環境整備事業	産業廃棄物処理業者の許可情報をデータベース化し、排出事業者等がインターネットを利用して検索できる環境を整備する。	1,963
		ふくしまからはじめよう。森林とのきずな事業(森林環境情報発信事業)	震災や原子力災害発生以降の森林の現状に対する理解を深め、森林づくり意識の醸成に資するため、森林環境に関する情報を収集し発信する。	7,225
		(再掲) 森林環境適正管理事業	森林の適正管理のための森林情報の高度化・共有化を図るため構築した森林GISを活用し、広く県民に向けて森林関係情報を発信する。	5,953
		(再掲) エコ・リサイクル製品普及拡大事業	産業廃棄物等ごみの減量化と再資源化等廃棄物の有効利用を進めるため、エコ・リサイクル製品の認定・普及啓発等に総合的に取り組む。	120,125
		(再掲) 地球にやさしい“ふくしま”県民会議事業	事業者団体、民間団体、行政等で構成する「地球にやさしい“ふくしま”県民会議」を運営し、「地球にやさしいふくしま宣言」に基づく各種の取組みを県民運動として展開する。	808
		(再掲) ふくしま環境活動支援ネットワーク	県民を始め、民間団体、事業者、行政等の様々な主体が連携・協働して環境保全活動に取り組んでいくことができるよう、総合的な支援を行う。	0

平成25年度 福島県環境日誌

年月日	事 項
H25. 4. 26	福島県野生鳥獣保護管理検討会（事項別検討会（イノシシ））
H25. 5. 15	第1回 福島県環境影響評価審査会
H25. 5. 23	地球にやさしい“ふくしま”県民会議
H25. 6. 13	紺碧の猪苗代湖復活プロジェクト会議
H25. 6. 17	ふくしま地球温暖化対策推進本部会議
H25. 6. 23	第3回 福島県環境創造センター設置準備検討委員会 （議事）組織運営体制等、中長期取組方針のとりまとめ方について
H25. 6. 29	クールアースデーキャンペーン実施（二本松市）
H25. 7. 6	水環境教育指導者総合講座を郡山市で開催
H25. 7. 9	自然環境保全審議会鳥獣保護部会
H25. 7. 10	福島県自然環境保全審議会第60回温泉部会 （1）（報告）第55回から第59回温泉部会付議事項の工事着手状況について （2）（議事）温泉法に基づく掘削及び動力装置の許可について
H25. 7. 20	水環境教育指導者総合講座を喜多方市で開催
H25. 8. 8	第2回 福島県環境影響評価審査会
H25. 9. 10	せせらぎスクール実践モデル講座を棚倉町で開催
H25. 9. 11	環境審議会 全体会 （1）（報告）平成25年度版福島県環境白書について （2）（議事）福島県環境教育等行動計画について 環境審議会 第1部会 （議事）福島県環境教育等行動計画について
H25. 9. 12	うつくしま、エコ・リサイクル製品認定審査会
H25. 9. 21 ～9. 22	マイバッグ推進デーキャンペーン実施（白河市）
H25. 10. 24	第3回 福島県環境影響評価審査会
H25. 10. 27	第4回 福島県環境創造センター設置準備検討委員会 （議事）整備事業の概要、交流棟の展示・運営事業の考え方、組織運営体制について

年月日	事 項
H26. 1. 20	福島県カワウ保護管理協議会
H26. 2. 4	福島県野生鳥獣保護管理検討会（事項別検討会（ツキノワグマ））
H26. 2. 6	環境審議会 第1部会 （議事）福島県環境教育等行動計画について 環境審議会 全体会 （1）（報告）福島県環境教育等行動計画について （2）（議事）平成26年度水質測定計画について
H26. 2. 7	第5回 福島県環境創造センター設置準備検討委員会 （議事）研究棟・交流棟の概要、施設の安全管理、交流棟に係る展示の考え方について
H26. 2. 7	福島県自然環境保全審議会第61回温泉部会 （1）（報告）第56回から第60回温泉部会付議事項の工事着手状況について （2）（議事）温泉法に基づく掘削及び動力装置の許可について
H26. 3. 11	うつくしま、エコ・リサイクル製品認定審査会

生活環境部所掌環境関連法令・条例等

課室名	法律名等	法律番号	省庁名
			最終改定
生活環境総務課	環境基本法	平成 5年 法律第 91号	環境省
	環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律	平成15年 法律第130号	環境・文科・農水・経産・国交省
	福島県環境審議会条例	平成 6年 条例第 59号	H14. 3. 26
	福島県環境基本条例	平成 8年 条例第 11号	H25. 3. 26
全原子力対策課	原子力災害対策特別措置法	平成11年 法律第156号	内閣府
環境共生課	地球温暖化対策の推進に関する法律	平成10年 法律第117号	環境省
	特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律	昭和63年 法律第 53号	環境省
	エネルギーの使用の合理化に関する法律	昭和54年 法律第 49号	経済産業省
	循環型社会形成推進基本法	平成12年 法律第110号	環境省
	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律	平成12年 法律第100号	環境省
	国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律	平成19年 法律第 56号	環境省
	環境影響評価法	平成 9年 法律第 81号	環境省
	福島県環境保全基金条例	平成 2年 条例第 31号	H24. 3. 21
	福島県循環型社会形成に関する条例	平成17年 条例第 26号	H26. 3. 25
	福島県地球温暖化対策等推進基金条例	平成21年 条例第 84号	H24. 3. 9
福島県環境影響評価条例	平成10年 条例第 64号	H24. 12. 28	
福島県環境影響評価条例施行規則	平成11年 規則第 69号	H25. 3. 15	
福島県環境影響評価審査会規則	平成10年 規則第101号	H24. 3. 23	
自然保護課	自然公園法	昭和32年 法律第161号	環境省
	自然環境保全法	昭和47年 法律第 85号	環境省
	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	平成 4年 法律第 75号	環境省
	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	平成14年 法律第 88号	環境省
	自然再生推進法	平成14年 法律第148号	環境省
	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律	平成16年 法律第 78号	環境省
	生物多様性基本法	平成20年 法律第 58号	環境省
	景観法	平成16年 法律第110号	国土交通省
福島県自然環境保全条例	昭和47年 条例第 55号	H22. 10. 8	

課室名	法 律 名 等	法律番号	省 庁 名
			最終改定
自然保護課	福島県自然環境保全条例施行規則	昭和47年 規則第 73号	H23. 3. 11
	福島県立自然公園条例	昭和33年 条例第 23号	H22. 10. 8
	福島県立自然公園条例施行規則	昭和33年 条例第 41号	H23. 3. 11
	福島県野生動植物の保護に関する条例	平成16年 条例第 23号	
	福島県野生動植物の保護に関する条例施行規則	平成17年 規則第 21号	H20. 8. 22
	福島県野生動植物の保護に関する条例第2条第2項の特定希少野生動植物を定める規則	平成17年 規則第 22号	H21. 3. 24
	福島県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例	平成11年 条例第 59号	
	福島県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則	平成15年 規則第 60号	H20. 11. 28
	福島県鳥獣保護員規程	昭和38年 訓令第 32号	H18. 7. 4
	福島県景観条例	平成10年 条例第 13号	H24. 3. 21
	福島県景観条例施行規則	平成10年 規則第 84号	H21. 8. 14
	福島県景観審議会規則	平成10年 規則第 22号	H24. 3. 23
水・大気環境課	大気汚染防止法	昭和43年 法律第 97号	環境省
	水質汚濁防止法	昭和45年 法律第138号	環境省
	土壌汚染対策法	平成14年 法律第 53号	環境省
	農用地の土壌の汚染防止等に関する法律	昭和45年 法律第139号	農林・環境省
	騒音規制法	昭和43年 法律第 98号	環境省
	振動規制法	昭和51年 法律第 64号	環境省
	悪臭防止法	昭和46年 法律第 91号	環境省
	スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律	平成 2年 法律第 55号	環境省
	特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法	平成 6年 法律第 9号	農林・環境省
	ダイオキシン類対策特別措置法	平成11年 法律第105号	環境省
	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	平成11年 法律第 86号	経済・環境省
	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律	平成13年 法律第 64号	経済・環境省
	公害紛争処理法	昭和45年 法律第108号	総務省
	石綿による健康被害の救済に関する法律	平成18年 法律第 4号	厚労・環境省等
	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	昭和46年 法律第107号	経済・環境省等
	福島県生活環境の保全等に関する条例	平成 8年 条例第 32号	H22. 12. 17
福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則	平成 8年 規則第 75号	H23. 3. 31	
大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例	昭和50年 条例第 18号	H24. 12. 28	

課室名	法律名等	法律番号	省庁名
			最終改定
水・大気環境課	福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例	平成14年 条例第 23号	H24. 3. 21
	福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例施行規則	平成14年 規則第149号	H24. 3. 21
	福島県土壌汚染対策法関係手数料条例	平成21年 条例第 88号	H22. 3. 23
	福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例	平成15年 条例第 17号	H23. 3. 18
	福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例施行規則	平成16年 規則第 10号	H20. 11. 28
	福島県振動防止対策指針	平成10年 告示第635号	H13. 6. 1
	福島県悪臭防止対策指針	平成10年 告示第636号	
	福島県化学物質適正管理指針	平成10年 告示第634号	H23. 12. 1
	福島県特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律関係手数料条例	平成13年 条例第 86号	H16. 3. 26
	福島県公害紛争処理条例	昭和45年 条例第 50号	H19. 10. 16
	福島県公害紛争処理条例施行規則	昭和45年 規則第108号	H3. 3. 30
福島県公害審査会規則	昭和46年 規則第 5号	H24. 3. 23	
一般廃棄物課	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	昭和45年 法律第137号	環境省
	東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法	平成23年 法律第 99号	環境省
	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法	平成23年 法律第110号	環境省
	下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法	昭和50年 法律第 31号	環境省
	浄化槽法	昭和58年 法律第 43号	環境省
	資源の有効な利用の促進に関する法律	平成 3年 法律第 48号	経済・環境省
	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	平成 7年 法律第112号	財務・厚労・農林・経済・環境省
	特定家庭用機器再商品化法	平成10年 法律第 97号	経済・環境省
	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律	平成24年 法律第57号	経済・環境省
	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律	平成12年 法律第116号	農林・環境省
	美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律	平成21年 法律第 82号	環境省
	福島県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則	平成 6年 規則第 6号	H26. 3. 14
	福島県廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係手数料条例	平成12年 条例第 31号	H23. 3. 18
	福島県東日本大震災災害廃棄物処理基金条例	平成24年 条例第 5号	H26. 3. 14
	福島県浄化槽保守点検業者登録条例	昭和60年 条例第 36号	H23. 12. 28
	福島県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則	昭和60年 規則第 50号	H24. 3. 21
福島県浄化槽法施行条例	平成11年 条例第 60号	H17. 12. 26	
福島県浄化槽法施行細則	昭和60年 規則第 59号	H17. 12. 26	

課室名	法 律 名 等	法律番号	省 庁 名
			最終改定
産業 廃棄物 課	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	昭和45年 法律第137号	環境省
	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	平成13年 法律第 65号	環境省
	特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法	平成15年 法律第 98号	環境省
	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	平成12年 法律第104号	国土・環境省
	使用済自動車の再資源化等に関する法律	平成14年 法律第 87号	経済・環境省
	産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律	平成 4年 法律第 62号	環境省
	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法	平成23年 法律第110号	環境省
	福島県産業廃棄物税基金条例	平成18年 条例第 15号	
	福島県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則	平成 6年 規則第 6号	H20. 11. 28
	福島県廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係手数料条例	平成12年 条例第 31号	H23. 3. 18
	福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例	平成15年 条例第 17号	H23. 3. 18
福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例施行規則	平成16年 規則第 10号	H20. 11. 28	
福島県使用済自動車の再資源化等に関する法律関係手数料条例	平成16年 条例第 22号		
除 染 対 策 課	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法	平成23年 法律第110号	環境省
	福島県民健康管理基金条例	平成23年 条例第 83号	H24. 3. 9

(注) 平成26年3月31日現在

用語解説

アルファベット・略語

BOD

(生物化学的酸素要求量) Biochemical Oxygen Demand の略。水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量で、河川の有機汚濁の程度を示す代表的な指標です。

COD

(化学的酸素要求量) Chemical Oxygen Demand の略。水中の有機物を酸化剤で化学的に分解した際に消費される酸素の量で、湖沼、海域の有機汚濁の程度を示す代表的な指標です。

DO

(溶存酸素量) Dissolved Oxygen の略。水に溶解している酸素の量で、水生生物の生息に必要であり、数値が大きいほど良好な環境です。

ER ドクター

「福島県野生動物救命救急ドクター」参照。

IAEA (国際原子力機関)

原子力の平和的利用を促進するため、技術的協力を進める国際機関。

PCB

ポリ塩化ビフェニル。環境中で難分解性であり、生物に蓄積しやすくかつ慢性毒性がある物質であることが明らかになり、昭和 49 年に「化学物質審査規制法」に基づき製造及び輸入が原則禁止されました。しかし、PCB 廃棄物については、処理施設の整備が進まなかったことなどから事業者が長期間保管し続けてきており、平成 13 年に「PCB 廃棄物処理特別措置法」が制定され、処理体制の整備を図った上で平成 28 年までに処理を終えることと

しています。

PCB 特措法

ポリ塩化ビフェニル廃棄物について、処理体制の速やかな整備と確実かつ適正な処理を推進し、国民の健康の保護と生活環境の保全を図ることを目的として定められた法律です。

pH

水の酸性・アルカリ性を表す指標。中性は 7。数字が小さいほど酸性度が高くなります。

PRTR

(化学物質排出移動量届出制度) Pollutant Release and Transfer Register の略。有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組みです。PRTR によって、毎年どんな化学物質が、どの発生源から、どれだけ排出されているかを知ることができます。

PRTR 法

事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境保全上の支障の未然防止を図ることを目的としており、環境への排出量の把握等を行う PRTR 制度及び事業者が化学物質の性状及び取扱に関する情報 (MSDS) を提供する MSDS 制度等が定められています。

SS

(浮遊物質) Suspended Solids の略。水中に浮遊又は懸濁している直径 2 mm 以下の粒子状物質のことです。

あ

アスベスト(石綿)

天然に産する繊維状けい酸塩鉱物で「せきめん」、
「いしわた」と呼ばれています。耐久性、耐熱性、
耐薬品性、電気絶縁性などの特性に非常に優れ安
価であるため、様々な用途に広く使用されてきま
したが、空中に飛散したアスベストを肺に吸入す
ると約 20 年から 40 年の潜伏期間を経た後に肺が
んや中皮腫の病気を引き起こす確率が高いため、
現在では、原則として製造等が禁止されています。

い

一般廃棄物

産業廃棄物以外のごみ、主に家庭から排出される
廃棄物が一般廃棄物です。

猪苗代湖裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会

猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群における水環境保全活
動の推進を図るため、地域住民、関係団体、事業
者及び行政(県、国及び関係市町村)により設立
(平成 12 年 11 月)された協議会です。

猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画

「福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保
全に関する条例」に基づき、猪苗代湖及び裏磐梯
湖沼の水環境保全に関する基本方針を定めた計画
です。

インタープリテーション

知識や情報を単に与えるというのではなく、自
然に直接触れる体験や教材を活用して、参加者の
好奇心を利用し、自ら自然の事物やそれらの背後
にある自然の原則を理解してもらおうというもの
で、教えるというより興味を刺激し、啓発を図る
教育的活動・技能です。

う

うつくしま、エコ・リサイクル認定製品

主として県内で生じた廃棄物等を利用して製造さ
れた優良な製品を県が認定し、その利用を推進し
ています。

うつくしま地球温暖化防止活動推進員

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、
県民などによる地球温暖化防止活動を支援し、助
言するため、知事が委嘱する運動員です。

うつくしま「水との共生」プラン

本県の水に関する施策の基本的な考え方を水循環
の視点から示した計画です。

裏磐梯ビジターセンター

裏磐梯を訪れる方に磐梯朝日国立公園の自然を分
かりやすく展示し、自然に興味を持ってもらうた
めに、北塩原村内に設置されたセンターです。「裏
磐梯ビジターセンター自然体験活動運営協議会」
が管理運営を行っています。

裏磐梯ビジターセンター自然体験活動運営協議会

「裏磐梯ビジターセンター」参照。

え

エコドライブ

地球温暖化に大きな影響を与える二酸化炭素の排
出量を減らす環境にやさしい自動車の使用のこと
です。

エコファーマー

土づくりと化学肥料・化学農薬の低減に一体的に
取り組む農業者のうち、県知事から「持続性の高
い農業生産方式の導入に関する計画」の認定を受
けた方です。

お

尾瀬の植生を保全するためのシカ対策

県で策定した、尾瀬周辺地域におけるシカ対策のための計画。予察捕獲枠を設定することにより、環境省や町村等が実施する有害鳥獣捕獲の支援を行っています。

汚染状況重点調査地域

その地域の平均的な放射線量が1時間当たり0.23μSv以上の地域を含む市町村を、地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染の状況について重点的に調査測定をすることが必要な地域として、環境大臣が市町村単位で指定するものです。

汚染廃棄物

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、当該原子力発電所から放出された放射性物質に汚染された廃棄物をいいます。

汚染廃棄物対策地域

その地域内にある廃棄物が特別な管理が必要な程度に事故由来放射性物質により汚染されているなどの事情から、国がその地域内にある廃棄物の処理を行う必要があるとして環境大臣が指定する地域をいいます。平成23年12月に、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村の全域並びに田村市、南相馬市、川俣町及び川内村の区域のうち当該時点で警戒区域又は計画的避難区域である区域が指定されました。

オフサイトセンター

原子力災害発生時に必要となる様々な緊急事態応急対策について、関係者が一堂に会して、情報を共有し、指揮の調整を図る拠点となる施設です。

温室効果ガス

太陽から放射されるエネルギーの一部は、地球の表面で熱(赤外線)として反射されますが、大気中の二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)などのガスは、その熱を吸収して地表を暖める働きがあり、これらのガスを温室効果ガスといいます。

か

合併処理浄化槽

微生物などの働きを利用して、し尿と併せて、台所、風呂場等から生じる生活雑排水を浄化する施設です。河川等の水質汚濁の防止に有効な施設であることから、下水道等が整備されていない地域において、その普及が図られています。

家電リサイクル法

エアコン、テレビ、洗濯機、冷蔵庫及び冷凍庫について、小売業者に消費者からの引取り及び引き取った廃家電の製造者等への引渡しを義務付けるとともに、製造業者等に対し引き取った廃家電の一定水準以上のリサイクルの実施を義務付ける法律です。

カバークropp

土壌浸食防止、景観の向上、雑草抑制などを目的として、農作物を栽培していない時期に露出する地表面を覆うために栽培する作物のことです。ライグラスなどの牧草類、大麦などの麦類、レンゲなどのマメ科植物がそれぞれの生育・栽培特性に応じて、様々な場面で活用されています。

カーボン・オフセット

日常生活や経済生活において避けることができないCO₂等の温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについて、排出量

に見合った温室効果ガスの削減活動に投資することなどにより、排出される温室効果ガスを低減し埋め合わせするという考え方です。

環境アドバイザー等派遣事業

環境分野の第一線で活躍している県内の学識経験者などを県が環境アドバイザーとして委嘱し、市町村、公民館又は各種団体などが開催する環境に関する講演会や研修会などに、環境アドバイザー又は職員を講師として派遣する事業です。

環境影響評価

環境の悪化を未然に防止するため、大規模開発事業などの環境に著しい影響を及ぼすおそれがある事業の実施に際し、その事業が環境に及ぼす影響について事前に調査、予測及び評価をし、その結果に基づいて事業の内容を見直したり、環境保全対策を講じようとするものです。

環境影響評価法

環境影響評価について、国等の責務や、環境影響評価が適切かつ円滑に行われるための手続き等を定めた法律です。

環境性能診断

施設的环境負荷低減に向け、建築関係職員が施設管理者に対して運用改善と改修工事の両面からCO₂と光熱水費等の削減手法を提案するものです。

環境負荷

人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいいます。

環境放射線モニタリング

放射線量の測定のほか、放射性物質濃度の測定を

含みます。

環境保全・回復活動

地球環境保全、公害の防止、生物の多様性の保全等の自然環境の保護及び整備、循環型社会の形成その他の環境の保全を主たる目的として行われる活動をいいます。

き

企業の森林づくり協定

植栽、間伐等が必要な森林を所有者から借り受け、企業等と県、森林所有者・地元市町村等の間で森林づくり協定を締結し、企業等が森林づくり活動を行う制度です。

く

クールアースデー

毎年7月7日がクールアースデーと定められており、天の川を見ながら地球環境の大切さを再確認するとともに、家庭や職場における取組を推進する日です。

クールビズ

冷房時のオフィスの室温を28℃にした場合でも、「涼しく効率的に格好良く働くことができる」というイメージを分かりやすく表現した、夏の新しいビジネススタイルの愛称をいいます。

グリーン・アドバイス・センター

個人庭園の造成、庭木の育て方、病虫害の診断、樹木の管理など、緑化に関する相談を受ける、県で開設しているセンターです。

クリーンエネルギー自動車

ハイブリッド車、電気自動車、メタノール車、天然ガス車、水素自動車です。

グリーン購入

品質や価格だけでなく環境のことを考え、環境負荷が少ない製品・サービス等を優先的に購入することです。

グリーンフォレスター

森林づくり活動や学校教育活動での森林整備活動を通して、林業の重要性、技術などを広く県民に伝えるボランティアによる指導者で、県が認定しています。

景観形成重点地域

景観計画区域のうち、県土の景観形成を図る上で重要な区域として景観計画で定めるものをいい、福島県においては、「磐梯山・猪苗代湖周辺景観形成重点地域」を設定しています。

景観法

良好な景観の形成についての基本理念や国等の責務、景観計画の策定等について定めた法律です。

県行造林

県と森林所有者が契約を結んで造林を行い、木々を伐採して収益を分け合うことです。

原災法（原子力災害対策特別措置法）

原子力災害についての原子力事業者、国等の責務や「原子力災害対策指針」の策定等について定めた法律です。

原子力災害対策指針

原子力事業者や行政機関等が原子力災害対策を円滑に実施するため、原子力規制委員会が「原子力災害対策特別措置法」に基づき定める指針です。

原子力発電所労働者安全衛生対策連絡会議

県、国及び立地4町で構成する、原子力発電所における労働者の安全衛生対策を推進するための会議です。

建設リサイクル法

一定規模以上の建設工事について、その受注者に対し、コンクリートや木材等の特定建設資材を分別解体等により現場で分別し、再資源化等を行うことを義務付けるとともに、制度の適正かつ円滑な実施を確保するため、発注者による工事の事前届出制度、解体工事業者の登録制度などを設けています。

減容化

廃棄物について、焼却等の処理により容量を減らすことをいいます。

広域避難計画

「地域防災計画（原子力災害対策編）」に基づき県が策定する計画です。なお、関係市町村は、避難計画を策定することとしており、県は、広域避難計画の策定等を通じて、市町村の計画作成を支援することとしています。

公害審査会

第2章第3節（p.125）参照。

光化学オキシダント

工場や自動車等から排出された窒素酸化物、炭化水素等が太陽光線中の紫外線のもとで反応し、生成したオゾンを中心とする酸化性物質の総称です。光化学オキシダントは、人の粘膜を刺激し、目や喉、呼吸器に影響を及ぼすほか、農作物など植物へも影響を与えます。

公共用水域水質測定計画

「水質測定計画」参照。

高度処理浄化槽

窒素やリンの除去能力の高い浄化槽のことで、BOD10mg/L以下、総窒素(T-N)10mg/L以下、総リン(T-P)1mg/L以下の性能を有するものです。

国定公園

「自然公園」参照。

国土利用計画

「国土利用計画法」に基づき、総合的な視点に立って国土の有効利用を図ることを目的として策定される計画で、国土利用に関する行政上の指針となります。全国計画、都道府県計画、市町村計画の3つの計画で構成されます。

国立公園

「自然公園」参照。

紺碧の猪苗代湖復活プロジェクト会議

猪苗代湖の美しい水環境を復活させ、未来の世代に継承していくことを目指して、県民、民間団体、事業者及び行政等、猪苗代湖に関わりをもつあらゆる主体の共通認識のもと、水環境保全に向けた活動を一丸となって推進していくため、平成24年5月31日に立ち上げた会議です。

さ

災害対策基本法

防災に関する基本理念や国等の責務、防災計画の作成等災害対策の基本を定めた法律です。

災害廃棄物

暴風、洪水、高潮、地震など、各種の災害に伴っ

て発生する廃棄物を指しますが、本白書においては、東日本大震災により発生した廃棄物を指しています。

再生可能エネルギー

自然プロセス由来で絶えず補給される太陽、風力、バイオマス、地熱、水力等から生成されるエネルギーのことをいいます。再生可能エネルギーは、自然の力で定常的に補充されるエネルギー資源で、枯渇することなく繰り返し使用でき、地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない優れたエネルギーです。

再生可能エネルギー関連産業集積推進協議会

再生可能エネルギー関連産業の集積・育成に関する各種事業の情報共有や方向性の検討等を行うために設置された協議会。業界団体や大学、県等により構成されています。

再生可能エネルギー関連産業推進研究会

県内外の企業、大学等によるネットワークの形成、共同研究の検討など、本県における再生可能エネルギー関連産業集積に向けた情報の共有、発信等を行うために設置された研究会。県内外の企業や大学、市町村等が会員となっています。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法令で定められた20種類が産業廃棄物です。

酸性雨

化石燃料などの燃焼で生じる硫黄酸化物や窒素酸化物などが大気中で反応して生じる硫酸や硝酸などを取り込んで生じると考えられるpHの低い雨をいいます。

し

自然環境保全地域

「福島県自然環境保全条例」に基づき、特異な地形・地質を有する地域や、高山植生、湿原の植物群落など自然性が高く、希少性、原産性の観点からも価値の高い優れた自然の保全を図るために指定しています。「自然環境保全法」に基づき国が指定するものもあります。

自然公園

「自然公園法」に基づき、優れた自然の風景地を保護し、利用することを目的に区域を画して設けられる公園をいいます。自然公園には、「国立公園」、「国定公園」、「都道府県立自然公園」の三種があります。

各公園について、風致を維持するため「特別地域」が、景観を維持するため特に必要があるときは特別地域内に「特別保護地区」が指定され（福島県立自然公園においては、特別保護地区の制度はありません）、公園区域内で特別地域等に含まれない区域を「普通地域」といいます。

自然保護指導員

「福島県自然環境保全条例」に基づき県が配置しており、自然環境の保全状況の把握や自然環境の保全のための指導等を行います。

指定猟法禁止区域

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき、鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがある猟法を定め、その猟法により鳥獣の捕獲等を行うことを禁止する区域を知事又は環境大臣が指定するものです。

自動車リサイクル法

自動車製造業者等を中心とした関係者に適切な役割分担を義務付けることにより、使用済自動車の

リサイクル・適正処理を図るための法律。自動車製造業者・輸入業者に、自らが製造・輸入した自動車が使用済みになった場合に生じるシュレッダーダスト（破砕された後の最終残さ）等を引き取ってリサイクルする等の義務を課し、そのために必要な費用はリサイクル料金（再資源化預託金等）として自動車の所有者が原則新車販売時に負担する制度。解体業者などの関係事業者は全て都道府県知事等の登録・許可を受けることが必要であり、各事業者間の使用済自動車の流通は一元的に情報管理される仕組みとなっています。

主灰

廃棄物を焼却炉で焼却する際、燃えがらとして炉の底の部分から排出されたものをいいます。

浄化槽法

浄化槽の設置、保守点検、清掃及び製造についての規制や、浄化槽工事業者の登録制度及び浄化槽清掃業の許可制度等を定めた法律です。

昭和の森

昭和天皇御在位 50 年記念として、昭和天皇ゆかりの地、耶麻郡猪苗代町天鏡台地内に整備された森林公園です。

除染情報プラザ

放射性物質に汚染された地域の除染に際して、除染専門家の派遣や除染情報に関する発信を行う拠点であり、福島県と環境省が共同で設置・運営しています。

除染特別地域

その地域内の事故由来放射性物質による環境汚染が著しいと認められることその他の事情から、国がその地域内の除染等の措置等を行う必要がある

として環境大臣が指定する地域をいいます。平成23年12月に、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村の全域並びに田村市、南相馬市、川俣町及び川内村の区域のうち当該時点で警戒区域又は計画的避難区域である区域が指定されました。

振動規制法

工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請の措置を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とした法律です。

森林GIS

「GIS」とは、「地理情報システム(Geographic Information System)」の略称。森林の図面情報(森林計画図)とその台帳情報(森林簿)を関連付けたシステムで、パソコンの画面上で、森林の図面と空中写真を重ねて表示させたり、樹種や林齢を色分けして、知りたい森林を抽出することができます。

森林施業

森林を育成するために行う植林・下刈・除伐・間伐・枝打等をいいます。

森林ボランティア

植林・下刈・除伐・間伐・枝打等を行うボランティアです。

森林ボランティアサポートセンター

「ふくしま県民の森フォレストパークあだたら」(大玉村)内に開設。森林ボランティアに関する情報の収集・提供や森林づくり活動に必要な機材

の貸出など、森林づくり運動を支援しています。

す

水質汚濁防止法

公共用水域及び地下水の水質の汚濁を防止し、国民の健康を保護するとともに生活環境の保全を図るため、事業場からの排出水の規制・生活排水対策の推進・有害物質の地下浸透規制等が盛り込まれています。また、同法においては、閉鎖性水域に対して、汚濁負荷量を全体的に削減しようとする水質総量規制が導入されています。

水質測定計画

「水質汚濁防止法」に基づき毎年、県が定める計画で、「公共用水域水質測定計画」と「地下水の水質測定計画」があります。「公共用水域水質測定計画」は、県内の公共用水域の水質汚濁状況を常時監視するために行う水質の測定について、対象水域や測定項目など必要な事項を定める計画です。

「地下水の水質測定計画」は、県内の地下水の水質汚濁状況を常時監視するために行う水質の測定について、測定地点や測定項目など必要な事項を定める計画です。

せ

生物多様性

「生物多様性条約」においては、「全ての生き物の間に違いがあること」と定義し、「生態系の多様性」、「種間(種)の多様性」、「種内(遺伝子)の多様性」の3つのレベルがあるととしています。

生物多様性推進協議会

本県の生物多様性に関する課題等の検討や「ふくしま生物多様性推進計画」策定について、様々な立場から意見をいただくために設置した協議会です。

石綿

「アスベスト」参照。

石綿による健康被害の救済に関する法律

石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、石綿による健康被害の迅速な救済を図ることを目的とした法律。救済給付の支給や、支給に充てるための基金等について定めています。

せせらぎスクール

水生生物を指標として水質調査を行う団体を「せせらぎスクール」と称しています。県では、調査を行う小・中学校、高等学校、各種市民団体等に必要な教材を配布するなどの支援を行っています。

そ

騒音規制法

工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行うとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とした法律です。

総合モニタリング計画

福島第一原子力発電所事故に係るモニタリングを確実に、かつきめ細かに実施するため、政府が原子力災害対策本部の下に設置されたモニタリング調整会議において策定した計画。この計画に基づき、県、関係省庁及び事業者などが連携してモニタリングを実施します。

た

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン(PCDD)、ポ

リ塩化ジベンゾフラン(PCDF)及びコプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナPCB)の総称です。ダイオキシン類は、燃焼や化学物質製造の過程などで非意図的に生成されて燃焼排出ガスや化学物質の不純物として環境中に排出され、人に対する発がん性や催奇形性、内分泌かく乱作用が疑われています。

ダイオキシン類対策特別措置法

ダイオキシン類による環境汚染の防止や、その除去などを図り、国民の健康を保護することを目的に、施策の基本とすべき基準(耐容一日摂取量及び環境基準)の設定、排出ガス及び排出水に関する規制、廃棄物処理に関する規制、汚染状況の調査、汚染土壌に係る措置、国の削減計画の策定などが定められています。

大気汚染防止法

工場及び事業場における事業活動並びに建築物等の解体等に伴うばい煙、揮発性有機化合物及び粉じんの排出等を規制し、有害大気汚染物質対策の実施を推進し、並びに自動車排出ガスに係る許容限度を定めること等により、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに健康被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的とした法律です。

対策地域内廃棄物処理計画

「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」第13条第1項に基づいて、汚染廃棄物対策地域内の廃棄物の適正な処理を行うために策定された計画です。

太陽光発電

太陽電池により太陽光を電力に変換する発電方式です。

多核種除去設備 (ALPS)

汚染水に含まれるセシウム以外の62種の放射性物質を除去する設備です。

単独処理浄化槽

し尿のみを処理する浄化槽です。

ち

地域ぐるみ監視体制づくり支援事業

地域住民等による不法投棄の未然防止・早期発見を目的とした日常的な監視体制づくりに要する費用を助成する、県で実施している事業です。

地域防災計画

「災害対策基本法」に基づき、国の防災基本計画、防災業務計画と連携した県の地域に関する防災計画であり、一般災害対策編、地震・津波災害対策編、事故対策編、原子力災害対策編及び資料編から構成されています。

地下水の水質測定計画

「水質測定計画」参照。

地球温暖化対策推進計画

地球温暖化の原因である二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を削減するため、具体的な削減目標とともに対策を掲げ、県民、事業者、行政が実践すべき取組を示した計画です。

地球温暖化防止活動推進センター

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、地球温暖化防止に寄与する活動の促進を図る団体

として、県が指定しています。

地球にやさしい“ふくしま”県民会議

県民、民間団体、事業者及び行政等、あらゆる主体が共通認識のもと、地球温暖化防止に向けた取組などの環境保全活動を県民運動として積極的に推進するため、平成20年5月に設立されました。

窒素・りん除去型浄化槽

窒素及びりんの除去機能を有する高度処理型の浄化槽のことです。

中間処理

廃棄物の形態や特性等を変え、生活環境の保全や人の健康に支障が生じないように行われるさまざまな無害化や安定化・減容化処理のことです。

中長期ロードマップ

「廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」参照。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

鳥獣の保護を図るための事業を実施するとともに、鳥獣による被害を防止し、併せて猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護と狩猟の適正化を図ることを目的とした法律です。

鳥獣保護員

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき県が配置しており、鳥獣保護区等の維持管理や鳥獣の生息状況等の調査、狩猟者に対する指導等を行います。

鳥獣保護区

鳥獣の保護繁殖を図るために、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき、知事又は環境大臣が指定する区域です。また、知事又は環境

大臣は、鳥獣保護区の区域内で、鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため特に必要があると認める区域を「特別保護地区」として指定することができます。

鳥獣保護事業計画

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき、鳥獣の保護事業を実施するために定める計画です。

鳥獣保護センター

昭和 57 年に安達郡大玉村の「ふくしま県民の森」内に設置され、ケガや病気の野生動物を治療し、野生に復帰させる活動を行っている施設です。

つ

通報連絡担当者会議

県、立地 4 町、周辺 9 市町村及び東京電力(株)の担当者と構成する、原子力発電所との円滑な通報連絡体制を維持するための会議です。

て

低炭素社会

二酸化炭素等の温室効果ガスの排出を抑え、自然と人間とが共存するための社会のことです。

と

特定猟具使用禁止区域

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき、鳥獣の捕獲等に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、特定猟具を使用した鳥獣の捕獲等を禁止する区域として知事が指定するものです。

特別管理産業廃棄物

「特別管理廃棄物」参照。

特別管理廃棄物

廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性があるなど人の健康又は生活環境に被害を及ぼすおそれがある性状を有するものです。ほかの廃棄物と区別しての収集運搬や、特定の方法による処理を義務付けるなど、特別な処理基準が適用されます。「特別管理一般廃棄物」と「特別管理産業廃棄物」に分けて政令で指定することとされており、特定の施設から生ずるばいじん、病院等から生ずる感染性廃棄物、廃PCB、廃石綿などが指定されています。

特別栽培農産物

化学肥料及び化学農薬の使用量を通常の栽培方法による使用量から 5 割以上を削減して栽培された農産物のことです。

(自然公園) 特別地域

「自然公園」参照。

(自然公園) 特別保護地区

「自然公園」参照。

(鳥獣保護) 特別保護地区

「鳥獣保護区」参照。

土壌汚染対策法

土壌汚染対策の実施を図り、国民の健康を保護することを目的として、土壌の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めた法律です。平成 21 年 4 月の改正により、一定規模以上の土地の形質変更時の調査の実施、自主的な調査の活用、汚染土壌の適正な処理の義務付けなどが規定されました。

土地利用基本計画

県が「国土利用計画法」に基づき、国土利用計画（全国計画及び県計画）を基本として、県の区域について、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域の5つの地域と土地利用の調整等に関する事項について定めた計画です。

ね

年間追加被ばく線量が1 mSv 以下

「福島復興再生特別措置法」に基づき策定された「福島復興再生基本方針」において、長期的な目標として追加被ばく線量が年間1 mSv 以下となることを目指すことが明記され、この達成に向けて、県、国、市町村等が一体となって除染を進めています。

は

ばい煙

燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物、ばいじん及び有害物質の総称です。

バイオマス

再生可能な、生物由来の有機性資源で、石油などの化石資源を除いたものをいい、木材やわら、もみがら、家畜排せつ物、生ごみなどがあります。

廃棄物処理施設課題検討会

廃棄物処理施設の設置等に係る課題について関係者間で情報を共有するとともに、抱えている課題等について検討し、廃棄物の処理の促進を図ることを目的とした検討会です。

廃棄物等

「廃棄物処理法」に基づく廃棄物に加えて、廃棄物以外の使用済物品、副産物等を含みます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）

廃棄物の排出を抑制し、及びその適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理を行うことにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とし、廃棄物処理施設の設置規制、廃棄物処理業者に対する規制、廃棄物処理に係る基準等を内容とする法律です。

廃止措置等に向けた中長期ロードマップ

東京電力福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置終了までの具体的な工程として策定されたロードマップです。

ばいじん

ボイラーや電気炉などから発生するすすなどの粒子状の物質です。

廃炉安全監視協議会

「福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会」参照。

バグフィルター

フィルターを用いてばいじん等をろ過する排ガス処理装置のことです。

ひ

微小粒子状物質（PM2.5）

浮遊粒子状物質のうち、粒径2.5μm以下の小さなもの。健康への影響が懸念されています。

飛灰

廃棄物を焼却する際、バグフィルター等でとれたばいじんの総称のことです。

ふ

風致地区

都市における風致（水や緑などの自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観）を維持するために定められる「都市計画法」に規定される地域地区であり、建築物の建築や宅地の造成、木竹の伐採などが規制されます。

風力発電

風のパワーで風車を回し、その回転運動によって発電するものです。

ふくしまエコオフィス実践計画

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、県の事務及び事業に関し定める温室効果ガスの排出量削減等のための措置に関する計画（地方公共団体実行計画）です。

ふくしま環境活動支援ネットワーク

県民を始め、民間団体、事業者、行政等の様々な主体が連携・協働して環境保全活動に取り組んでいくことができるよう、総合的に支援する仕組みとして平成21年度に設立されたネットワークです（事務局：福島県環境センター・福島県生活環境総務課）。

福島議定書事業

二酸化炭素排出量の削減目標を定め、その目標達成に向けて、節電、節水、ごみ減量化などに取り組むことを知事と約束する事業です。

福島県 PCB 廃棄物処理計画

「PCB 特措法」に基づき、県内の PCB 廃棄物の処理を総合的かつ計画的に実施する具体的な方策を明らかにし、確実かつ適正な PCB 廃棄物の処理の推進を図るために定めた計画です。

福島県環境影響評価条例

環境影響評価について、県等の責務や、環境影響評価が適切かつ円滑に行われるための手続き等を定めた条例です。

福島県環境基本計画

「福島県環境基本条例」に基づき、本県の環境の保全・回復に関する施策について総合的かつ長期的な目標及び施策の方向を定める計画です。

福島県環境基本条例

環境の保全について、県としての基本理念、県、市町村、事業者及び県民の責務等を明らかにするとともに、環境保全に関する基本的施策などを明確にした条例です。

福島県環境共生建築計画・設計指針

「環境と共生する建築物」の計画・設計をする際の基本的事項を示し、世界的問題である二酸化炭素排出量の削減など、建築物のライフサイクルを通じたあらゆる環境負荷の低減に配慮し、自然と共生する環境負荷の少ない社会の形成に取り組み、地球にやさしい「ふくしま」を目指すことを目的として、平成18年に策定しました。

福島県クリーンふくしま運動推進協議会

散乱ごみについての対策を考え、清潔で潤いのある美しい県土を守る県民運動の効果的な推進を図ることを目的として、昭和58年に設立されました。各行政機関や関係業界、各種団体等により構成されており、県下一斉清掃活動などの取組を行っています。

福島県景観条例

福島県土の景観形成に関する県等の責務や、「景観法」の規定に基づく景観計画の策定、行為の規制

等に関し必要な事項等を定めた条例です。

福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会（廃炉安全監視協議会）

平成 24 年 12 月に設置。県、関係市町村、学識経験者で構成し、中長期ロードマップ等に基づく国及び東京電力（株）の取組状況等について安全監視を行っています。

福島県再生可能エネルギー導入推進連絡会

本県における再生可能エネルギーの推進を戦略的に展開していくために設置された連絡会。再生可能エネルギーの推進に関し協議するほか、必要に応じて、県に対して助言、提案等を行います。

福島県自然環境保全条例

自然環境の保全に関する県等の責務や、自然環境保全地域、緑地環境保全地域等の指定に関し必要な事項等を定めた条例です。

福島県自然環境保全審議会温泉部会

第 2 章第 3 節（p. 125、126）参照。

福島県浄化槽保守点検業者登録条例

「浄化槽法」に基づき、浄化槽の保守点検を業とする者の登録に関し必要な事項を定めた条例です。

福島県生活環境の保全等に関する条例

生活環境の保全等についての県等の責務や、大気・水環境の保全並びに騒音、振動及び悪臭に関する規制等について定めた条例です。

福島県分別収集促進計画

「容器包装リサイクル法」第 9 条第 1 項に基づいて、県内の容器包装廃棄物の分別収集を促進するために策定する計画です。

福島県防災会議

「災害対策基本法」に基づき設置される会議。県、国の各行政機関、自衛隊、市町村、消防機関、各公共機関等により構成され、地域防災計画の作成や実施の推進、災害が発生した場合の連絡調整等の業務を担っています。

福島県水環境保全基本計画

「福島県生活環境の保全等に関する条例」第 5 条に基づき、県内の水環境を将来にわたって、より安全で快適で豊かなものにしていくための基本方針を定めた計画です。

ふくしま県民の森

県民の健康の増進や自然愛護思想の普及の場として、安達郡大玉村玉井地内に造成され、「フォレストパークあだたら」の愛称で多くの人々に親しまれています。

福島県野生動物救命救急ドクター（ER ドクター）

ボランティアにより野生鳥獣の初期治療を行う動物病院の獣医師です。

ふくしまレッドリスト

福島県の絶滅のおそれのある野生動植物のリストです。

（自然公園）普通地域

「自然公園」参照。

不法投棄監視員

県が各市町村に配置しており、不法投棄の監視を行っています。また、このほか、市町村においても独自に監視員を配置しています。

浮遊粒子状物質

大気中に浮遊する粒子状の物質（浮遊粉じん、エ

アロゾルなど)のうち粒径が10 μ m以下のものをいいます。

フロン回収・破壊法

オゾン層を破壊したり地球温暖化に深刻な影響をもたらしたりするフロン類の大気中への排出を抑制するため、特定製品に使用されているフロン類の回収及び破壊を実施するための措置等を定めた法律です。平成18年6月に改正され、機器の廃棄時にフロン類の回収行程を管理する制度が導入されたほか、整備時の回収義務の明確化等が盛り込まれ、平成19年10月1日に施行されました。

フロン類

正式名称をフルオロカーボン(フッ素と炭素の化合物)といい、CFC(クロロフルオロカーボン)、HCFC(ハイドロクロロフルオロカーボン)、HFC(ハイドロフルオロカーボン)の3種類があります。CFC、HCFCはオゾン層破壊物質であるとともに、単位質量当たりの地球温暖化に対する影響力が二酸化炭素よりも大きく(90~8,100倍)、代替フロンであるHFCはオゾン層を破壊しないものの、地球温暖化に対する影響力は二酸化炭素の140~11,700倍となっています。

ほ

保安林

水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林のことです。

防災基本計画

「災害対策基本法」に基づき、中央防災会議が作成する、国の防災対策に関する基本的な計画です。県や市町村は、同計画に基づき、地域防災計画を

作成します。

放射性核種

放射能をもつ原子核の種類のことです。

放射性物質汚染対処特措法

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により当該原子力発電所から放出された放射性物質による環境の汚染が生じていることに鑑み、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、国、地方公共団体、原子力事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、国、地方公共団体、関係原子力事業者等が講ずべき措置について定めること等により、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することを目的とする法律です。

北海道 PCB 廃棄物処理事業に係る広域協議会 (PCB 廃棄物広域処理協議会)

室蘭市における、北海道並びに東北、北関東、甲信越及び北陸地域の15県のPCB廃棄物処理事業に関して、安全の確保及び運搬に係る調整を図るため設置された協議会です。

ま

マイバッグ

スーパーなどでの買い物の時に、商品を入れるために自宅から持参するバッグのことです。レジ袋を使わないことによりごみを減らしたり、レジ袋の原料である原油の使用量を減らしたりすることができます。エコバッグともいいます。

マスバランス

物質収支のことです。

み

水環境保全推進員(猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進員)

猪苗代湖及び裏磐梯湖沼の水環境保全のため、湖岸の巡回や水環境保全実践行動指針の普及啓発を行っています。猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会長が委嘱しています。

緑の少年団

次代を担う子どもたちが、緑と親しみ、緑を愛し、緑を守り育てる活動を通じて、ふるさとを愛し、人を愛する心豊かな人間に育っていくことを目的とした、自主的な団体です。

む

無電柱化

無電柱化は、道路の地下空間を活用して、電力線や通信線などをまとめて収容する電線共同溝などの整備による電線類地中化や、表通りから見えないように配線する裏配線などにより道路から電柱をなくすことです。

も

もりの案内人

自然観察会や野外活動、森林づくりなどを通して、一緒に学びながら森林の役割や大切さを広く県民に伝えていくボランティアによる指導者で、県が認定を行っています。

や

野生動物保護アドバイザー

野生動物保護に関し専門的知識及び経験を有する方を県が選任し、福島県野生動物の保護に関する条例に基づき県が実施する野生動物の保護施策に関することや、ふくしまレッドリストの点検・運用に関して助言を行います。

野生動物保護サポーター

野生動物の保護に関する意識の高揚を図るため、地域の野生動物の生息・生育状況などについて県へ情報提供する等の活動をするボランティアとして登録された方々です。

野生動物保護地区

「自然環境保全地域」内で特に保全を図るべきとして指定される「特別地区」の中で、さらに特定の野生動物を保護する必要があるとして指定される地区で、指定動物の捕獲・殺傷、指定植物の採取・損傷が禁止されます。

野生動物救急救命医(ERドクター)

ボランティアにより野生鳥獣の初期治療を行う動物病院の獣医師です。

ゆ

有機農産物

「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(JAS法)」に基づき、認定機関から認定された生産者が作付けする農産物です。

優良景観形成住民協定

「福島県景観条例」に基づき、景観形成に関する住民協定のうち、県土の景観形成に資するものについて、知事が優良として認定するものです。

よ

容器包装リサイクル法

一般廃棄物の減量及び再生資源の利用を図るため、家庭ごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別して排出する、市町村は分別収集する、容器を製造する又は販売する商品に容器包装を用いる事業者は再商品化を実施するという新たな役割分担を定める法律です。

り

リスクコミュニケーション

社会を取り巻くリスクに関する正確な情報を、県民、事業者、行政等の利害関係者が共有し、意思疎通を図っていく合意形成の手段のことをいいます。

流域別下水道整備総合計画

「環境基本法」第16条に基づく水質環境基準の類型指定がなされている水域において、「下水道法」に基づき県が策定する、下水道整備に関する総合的な基本計画です。

緑化センター（福島県総合緑化センター）

県土の緑化及び県民の緑化意識の高揚を図ることなどを目的として、郡山市逢瀬町内に設置。園内には、樹木を観察できる教材樹木園や、安積平野を借景とした築山山水式庭園などがあります。

緑地環境保全地域

良好な生活環境を保全するために、「福島県自然環境保全条例」に基づき、市街地又は集落地周辺等の樹林地・池沼等や歴史的・文化的に価値のある社寺・古墳等で良好な自然環境を形成している地域を指定しています。

緑地協定

地域の良好な環境を確保するため、土地所有者等の合意により、当該土地の区域における緑地の保全又は緑化に関する協定を締結する、「都市緑地法」に基づく制度です。

参考資料 震災～平成 25 年度までの主な動き

【原子力発電所について】

平成 23 年

- 3 月 1 1 日・東日本大震災発生。
- 〃 ・東京電力福島第一原発（以下「福島第一」）が地震と津波で被災。
 - 〃 ・国が福島第一について、原子力緊急事態宣言。
 - 〃 ・県が福島第一の半径 2 km 圏内に避難要請。
 - 〃 ・国が福島第一の半径 3 km 圏内に避難指示。
- 1 2 日・国が東京電力福島第二原発（以下「福島第二」）について、原子力緊急事態宣言。
- 〃 ・国が福島第二の半径 3 km 圏内に避難指示、半径 10km 圏内に屋内退避指示。
 - 〃 ・福島第二 3 号機が冷温停止。
 - 〃 ・福島第一 1 号機原子炉建屋で水素爆発。
 - 〃 ・国が福島第二の半径 10km 圏内に避難指示。
 - 〃 ・国が福島第一の半径 20km 圏内に避難指示。
- 1 4 日・福島第一 3 号機原子炉建屋で水素爆発。
- 〃 ・福島第二 1 号機が冷温停止。
 - 〃 ・福島第二 2 号機が冷温停止。
- 1 5 日・福島第一 2 号機圧力制御室付近で爆発音。
- 〃 ・福島第一 4 号機原子炉建屋で水素爆発。
 - 〃 ・福島第二 4 号機が冷温停止。
 - 〃 ・国が福島第一の半径 20～30km 圏内に屋内退避指示。
- 1 6 日・福島市内の水道水から放射性ヨウ素と放射性セシウムが検出。
- 1 8 日・国が事故の深刻度を「レベル 5」と暫定評価。
- 1 9 日・川俣町の原乳、茨城県のほうれん草などから暫定基準を超過する放射性ヨウ素、放射性セシウムが検出。
県は川俣町に出荷自粛と自家消費の自粛を要請。
- 2 0 日・福島第一 5 号機が冷温停止。
- 〃 ・福島第一 6 号機が冷温停止。
-
- 4 月 2 日・福島第一 2 号機取水口付近のコンクリート亀裂から高濃度放射性物質を含む汚染水が海に流出。
- 4 日・東京電力が、高濃度汚染水保管場所確保のため、緊急の措置として、低濃度の汚染水約 11, 500 トンを海に放出。
- 1 2 日・原子力安全・保安院が原子力発電所事故の評価を「レベル 7」に訂正。
- 1 7 日・東京電力が事故収束に向けた工程表
「福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋」を発表。
- 2 2 日・国が福島第一の半径 20km 圏内を「警戒区域」に設定。
推定被ばく線量が年間 20mSv を超える区域を「計画的避難区域」に、
福島第一の半径 20～30km の区域を「緊急時避難準備区域」に設定。
-

- 5月11日・福島第一3号機取水口付近から高濃度放射性物質を含む汚染水が海に流出。
20日・東京電力が、福島第一7, 8号機増設中止と1～4号機の廃炉を正式決定。
-
- 6月18日・県、立地町が震災後始めて、福島第一の事故収束作業を現地調査。
-
- 7月14日・福島第一において、循環注水冷却システムが稼働。
19日・「福島第一原子力発電所・事故収束に向けた道筋」のステップ1の目標を達成し、ステップ2へ移行。
-
- 9月30日・国が緊急時避難準備区域を解除。
-
- 10月20日・県議会が県内原発の全基廃炉の請願を採択。
-
- 11月30日・県が県内原発の全基廃炉を要請する方針を表明。
-
- 12月16日・「福島第一原子力発電所・事故収束に向けた道筋」のステップ2が完了。
21日・ステップ2以降の廃炉工程表として、
「東京電力(株)福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ（以下「中長期ロードマップ」）」を決定。
26日・国が避難区域見直しの考え方を公表。
〃 ・国が福島第二の原子力緊急事態宣言を解除。
-

平成 24 年

- 1月28日・福島第一汚染水処理システムの配管で凍結による汚染水漏れ頻発。
31日・東京電力が、福島第二の冷温停止維持に係る設備等の復旧計画を提出。
-
- 4月 1日・国が田村市と川内村の避難区域を再編、警戒区域を解除。
16日・国が南相馬市の避難区域を再編、警戒区域を解除。
-
- 5月17日・福島第二4号機の復旧が完了。
-
- 6月20日・原子力規制委員会設置法が成立。
-
- 7月 5日・国会事故調査委員会が報告書を取りまとめ。
17日・国が飯舘村の避難区域を再編。
23日・政府事故調査委員会が最終報告書を取りまとめ。
-
- 8月10日・国が檜葉町の避難区域を再編、警戒区域を解除。
-
- 9月19日・原子力規制委員会が発足。
〃 ・県原子力センターが福島市に事務所を開設。
-
- 10月11日・福島第二3号機の復旧が完了。
31日・原子力規制委員会が原子力災害対策指針を決定。
-
- 11月 7日・国が福島第一を原子炉等規制法に基づく特定原子力施設に指定。
-
- 12月 3日・福島第一4号機の燃料取出し完了の1年前倒しを決定。
7日・県が廃炉安全監視協議会を設置。
10日・国が大熊町の避難区域を再編、警戒区域を解除。
-

平成 25 年

- 2月15日・福島第二2号機の復旧完了。
-
- 3月 7日・国が新たに廃炉対策推進会議を設置し、中長期ロードマップを6月に改訂することを決定。

	18日・福島第一において、停電により使用済燃料代替冷却システムが一時停止。
	22日・国が葛尾村の避難区域を再編、警戒区域を解除。
	25日・国が富岡町の避難区域を再編、警戒区域を解除。
	26日・県防災会議を開催し、福島第一の暫定的UPZ等、地域防災計画原子力災害対策編の修正を決定。
	28日・東北電力が浪江・小高原発の建設計画中止を発表。
	30日・福島第一において、「多核種除去設備（ALPS）」の試運転開始。
4月	1日・県原子力安全対策課に原子力専門員配置。 // 国が浪江町の避難区域を再編、警戒区域を解除。 5日・福島第一において動力電源盤故障警報が発生し、3号機使用済燃料プール冷却設備が停止。 // 福島第一の地下貯水槽から汚染水漏えいが判明。
5月	28日・国が双葉町の避難区域を再編、警戒区域を解除。 30日・福島第二1号機の復旧が完了。福島第二の復旧が全ての号機で完了。
6月	5日・国が緊急時モニタリング体制等にかかる原子力災害対策指針を改定。 15日・ALPSのバッチ処理タンクから漏えいを確認し、翌日A系を停止。 19日・福島第一タービン建屋東側取水口付近の観測孔から高濃度のトリチウムを検出。 27日・政府廃炉対策推進会議が、中長期ロードマップの改訂を決定。
7月	11日・県が廃炉安全監視協議会環境モニタリング評価部会を設置。 22日・東京電力が福島第一において放射性物質を含む地下水が港湾へ漏出していたとの見解を公表。 // 福島第一4号機原子炉建屋の燃料取出し用カバーの設置完了。
8月	4日・県が廃炉安全確保県民会議を設置。 8日・国が川俣町の避難区域を再編。 19日・福島第一構内H4エリアの地上タンクから約300トンの汚染水が漏えい。 28日・原子力規制委員会がタンク漏えいを国際的な事故評価尺度の「レベル3」（重大な異常事態）と評価。 // 県漁業協同組合連合会が9月以降の試験操業中断を決定。
9月	3日・国が汚染水問題に関する基本方針を決定。 19日・廃炉安全監視協議会労働者安全衛生対策部会を設置。 20日・安倍首相が福島第一を視察し、東京電力に5、6号機の廃炉を要請。 25日・県漁連が試験操業を再開。
10月	1日・県原子力安全対策課に原子力対策監設置。 30日・福島第一4号機からの燃料取出し計画を原子力規制委員会が認可。
11月	18日・福島第一4号機の使用済み核燃料プールから燃料取り出し開始。
12月	18日・東京電力は福島第一5、6号機の廃炉方針を決定。 20日・国は廃炉・汚染水問題に対する追加対策を決定。 汚染水問題に対する予防的重層的な対策が示される。

平成 26 年

-
- 2 月 1 3 日・県防災会議を開催し、緊急時モニタリング体制等について
県地域防災計画原子力災害対策編を見直し。
 - 1 9 日・福島第一 2 号機原子炉圧力容器底部の温度計損傷。
〃 ・福島第一構内 H 6 エリアタンク上部から汚染水漏えい。
 - 2 5 日・福島第一において、掘削工事中の電源ケーブル切断により、
4 号機使用済燃料プールが一時冷却停止。
-
- 3 月 1 8 日・福島第一 A L P S において、トラブルにより A 系 C 系が停止。
-

【除染について】

平成 23 年

-
- 7 月 ・除染アドバイザーを委嘱。
-
- 8 月 ・町内会等による自主除染への助成開始。
 - 2 6 日・国が除染の基本的な考え方を決定。
 - 3 0 日・放射性物質汚染対処特措法一部施行。
-
- 9 月 ・除染アドバイザー派遣開始。
-
- 1 0 月 4 日・除染業務講習会開催。(10 月～)
 - 1 3 日・県生活環境部に環境回復推進監を設置。
〃 ・県除染対策課が発足。
〃 ・県が除染・廃棄物対策推進会議設置。
-
- 1 1 月 ・県が除染技術実証事業、面的モデル除染事業を開始。
 - 1 1 日・国が放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針により
土壌等の除染等の措置に関する基本的事項等決定。
 - 2 7 日・除染の推進に向けての「安心・安全フォーラム」の開始。(11 月～)
-
- 1 2 月 9 日・「除染計画策定マニュアル」作成。
〃 ・除染対策事業交付金受付開始。
 - 2 8 日・除染特別地域に 11 市町村、汚染状況重点調査地域に 40 市町村が
指定される。
-

平成 24 年

-
- 1 月 ・放射線・除染講習会開催。
・除染情報プラザが開所。(除染専門家派遣、除染ボランティア受入・派遣)
 - 1 日・放射性物質汚染対処特措法全面施行。
 - 2 6 日・国が原発周辺の除染工程表を発表。
 - 3 1 日・除染業務に係る技術指針公表。
-
- 2 月 2 8 日・汚染状況重点調査地域に追加指定(柳津町)。県内指定 41 市町村。
-
- 3 月 2 9 日・「福島県面的除染の手引き」作成。
-
- 4 月 1 3 日・田村市、檜葉町、川内村の特別地域内除染実施計画策定。

1 8 日	・南相馬市の特別地域内除染実施計画策定。
-------	----------------------

5 月 1 3 日	・除染対話フォーラム開催。（5 月～）
2 4 日	・飯館村の特別地域内除染実施計画策定。

6 月 5 日	・放射線・除染講習会開催。（6 月～）
---------	---------------------

7 月 1 8 日	・仮置場現地視察会。（7 月～）
2 5 日	・田村市の本格除染着手。

8 月 1 0 日	・川俣町の特別地域内除染実施計画策定。
-----------	---------------------

9 月 4 日	・川内村の本格除染着手。
6 日	・檜葉町の本格除染着手。
2 5 日	・飯館村の本格除染着手。
2 8 日	・葛尾村の特別地域内除染実施計画策定。

1 1 月 2 1 日	・浪江町の特別地域内除染実施計画策定。
-------------	---------------------

1 2 月 2 7 日	・汚染状況重点調査地域の指定解除（昭和村）。県内指定 40 市町村。
2 8 日	・大熊町の特別地域内除染実施計画策定。

平成 25 年

4 月 2 5 日	・葛尾村、川俣町の本格除染着手。
-----------	------------------

5 月 1 7 日	・除染管理目標の設定の考え方（暫定版）提示。
-----------	------------------------

6 月 2 4 日	・大熊町の本格除染着手。
2 6 日	・富岡町の特別地域内除染実施計画策定。
2 8 日	・田村市において計画に基づく除染終了。

8 月 2 6 日	・南相馬市の本格除染着手。
2 8 日	・仮置場現地視察会。
〃	・仮置場等技術指針（第 1 版）公表。
2 9 日	・仮置場設置事例集策定。

9 月 1 0 日	・除染の進捗状況についての総点検。
-----------	-------------------

1 1 月 2 7 日	・浪江町の本格除染着手。
-------------	--------------

1 2 月 2 6 日	・特別地域内除染実施計画の変更。 （6 市町村：南相馬市、飯館村、川俣町、葛尾村、浪江町、富岡町）
-------------	--

平成 26 年

1 月 8 日	・富岡町の本格除染着手。
---------	--------------

2 月 2 8 日	・除染業務に係る技術指針（第 2 版）公表。
-----------	------------------------

3 月 3 1 日	・計画に基づく除染が終了（川内村、檜葉町、大熊町）。
-----------	----------------------------

【廃棄物について】

平成 23 年

3 月 3 1 日	・県災害廃棄物処理対策協議会設置。
-----------	-------------------

5月16日	・国が東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針を策定。
8月18日	・東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法施行。
8月30日	・放射性物質汚染対処特措法一部施行。
10月13日	・県が除染・廃棄物対策推進会議を設置。
11月11日	・国が放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針により 汚染された廃棄物の処理に関する基本的事項を決定。
12月28日	・汚染廃棄物対策地域に11市町村が指定される。

平成 24 年

1月1日	・放射性物質汚染対処特措法全面施行。
3月	・福島県東日本大震災災害廃棄物処理基金設置。
10日	・国が大熊、双葉、楡葉3町に中間貯蔵施設の設置要請。
6月11日	・国が対策地域内廃棄物処理計画を策定。

平成 25 年

4月28日	・県中間貯蔵施設に関する専門家会議設置。
8月	・県が福島県東日本大震災に係る災害廃棄物処理加速化指針を策定。
9月10日	・国が福島県の災害廃棄物等の処理進捗状況についての総点検を発表。
12月14日	・国から双葉8町村・県へ中間貯蔵施設の設置及び既存管理型処分場の 活用の要請。
12月26日	・国が対策地域内廃棄物処理計画を見直し。

平成 26 年

1月28日	・中間貯蔵施設に関する関係部局長会議設置。
2月12日	・中間貯蔵施設の配置計画案の見直し等の県から国への申入れ。
3月27日	・中間貯蔵施設をめぐる県からの申入れに対する国からの回答。

【環境創造センターについて】

平成 24 年

10月29日	・環境創造センター基本構想公表。
--------	------------------

平成 25 年

10月18日	・環境創造センター三春町施設本館及び南相馬市施設概要公表。
--------	-------------------------------

平成 26 年

1月31日	・環境創造センター研究棟・交流棟概要公表。
3月26日	・環境創造センター三春町施設本館及び南相馬市施設着工。

【 I A E A との協力について】

平成 24 年

1 2 月 1 5 日・県と I A E A との間の協力に関する覚書締結。
〃 ・実施取決め締結（ I A E A 提案プロジェクト 5 件）。

平成 25 年

4 月 1 0 日・実施取決め締結（福島県提案プロジェクト 3 件）。

5 月 2 7 日・ I A E A 緊急時対応能力研修センターオープン。

7 月 2 2 日・ I A E A 専門家来県。

～ 2 6 日

1 0 月 3 0 日・実施取決め締結（福島県提案プロジェクト 2 件）。

〃 ・県が I A E A 本部を訪問・協議。

～ 1 1 月 1 日

1 2 月 1 1 日・ I A E A 専門家来県。

～ 1 9 日

福島県における環境関連計画等

No.	計画名称	計画期間(年度)	担当部局
1	福島県国土利用計画(第五次)	H22～	企画調整部
2	うつくしま「水との共生」プラン	H18～	企画調整部
3	福島県再生可能エネルギー推進ビジョン	H23～H32	企画調整部
4	福島県環境基本計画	H25～H32	生活環境部
5	福島県環境教育等行動計画	H26～H32	生活環境部
6	福島県地域防災計画(原子力災害対策編)	H12～	生活環境部
7	暫定重点区域における福島県原子力災害広域避難計画	H26～	生活環境部
8	福島県原子力発電所周辺環境放射能測定基本計画	S48～	生活環境部
9	福島県地球温暖化対策推進計画	H25～H32	生活環境部
10	福島県循環型社会形成推進計画	H23～H26	生活環境部
11	ふくしまエコオフィス実践計画	H25～H32	生活環境部
12	ふくしま生物多様性推進計画	H23～H32	生活環境部
13	第11次鳥獣保護事業計画	H25～H28	生活環境部
14	福島県水環境保全基本計画	H25～H32	生活環境部
15	猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画	H25～H32	生活環境部
16	福島県廃棄物処理計画	H23～H27	生活環境部
17	福島県分別収集促進計画(第7期)	H26～H30	生活環境部
18	福島県ごみ処理広域化計画	H22～H29	生活環境部
19	福島県ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物処理計画	H18～H26	生活環境部
20	歩いて暮らせる新しいまちづくりビジョン	H20～	商工労働部

※各計画についての詳細は県HPをご覧ください。

○福島県環境基本条例

平成八年三月二十六日

福島県条例第十一号

目次

前文

第一章 総則(第一条—第八条)

第二章 環境の保全に関する施策の基本指針等(第九条・第十条)

第三章 環境の保全のための基本的施策(第十一条—第三十条)

附則

わたしたちのふるさと福島は、豊かで美しい自然に恵まれており、わたしたちは、その自然の恵みの中で生活を営み、生産活動を行い、それぞれの地域の特性に応じた伝統や文化をつくり出してきた。

しかしながら、近年の都市化の進展や県民の生活様式の変化等に伴い、生活の利便性が高まる一方で、資源やエネルギーが大量に消費され、本県においても、都市型及び生活型公害や廃棄物の問題などが生じてきた。また、自然の復元力を超えるまでに大きくなりつつある人間の活動は、地域の環境のみならず、微妙な均衡の下に成り立っている自然の生態系に影響を及ぼすこととなり、さらには、人類の存続の基盤である地球の環境を脅かすまでに至っている。

健全で恵み豊かな環境の下に、健康で文化的な生活を営むことは県民の権利であり、わたしたちは、この環境を保全し、将来の世代に継承していくべき責務を有している。

わたしたちは、人類の存続の基盤である地球の環境が有限なものであることを深く認識し、県民、事業者及び行政が相互に協力し合って、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築し、人と自然が共生できるふるさと福島の実現を目指していくことを決意し、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに県、市町村、事業者及び県民の責務等を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(平一条例五八・一部改正)

(定義)

第二条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影

響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

- 2 この条例において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- 3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第三条 環境の保全は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが県民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、現在及び将来の県民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに人類の存続の基盤である環境が将来の世代に継承されるよう適切に行われなければならない。

- 2 環境の保全は、地域における生態系が健全に維持され、及び人と自然との豊かな触れ合いが保たれることにより、人と自然との共生が確保されるよう適切に行われなければならない。
- 3 環境の保全は、環境の保全上の支障を未然に防止することを旨とし、及び環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われるようになることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として、行われなければならない。
- 4 地球環境保全が人類共通の課題であるとともに県民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であることにかんがみ、地球環境保全は、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されるとともに、本県の経験、技術等を生かして国際的な協力の下に推進されなければならない。

（県の責務）

第四条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、県内における環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、基本理念にのっとり、環境の保全を図る上で市町村が果たす役割の重要性にかんがみ、市町村が実施する環境の保全に関する施策を支援するよう努めるものとする。

る。

（市町村の役割）

第五条 市町村は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、当該市町村の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

2 市町村は、基本理念にのっとり、県が実施する環境の保全に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（平一条例五八・一部改正）

（事業者の責務）

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため、必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるよう必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前二項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、県又は市町村が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

（県民の責務）

第七条 県民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に自主的かつ積極的に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、県民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、県又は市町村が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

（年次報告書）

第八条 知事は、毎年、環境の状況及び環境の保全に関して講じた施策の状況を明らかにするため報告書を作成し、公表するものとする。

第二章 環境の保全に関する施策の基本指針等

（施策の基本指針）

第九条 県は、環境の保全に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

- 一 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- 二 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。
- 三 豊かな緑の保全、地域の特性が生かされた良好な景観の形成及び歴史的文化的遺産の保全が図られること。
- 四 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等を推進することにより、環境への負荷の低減が図られること。

（環境基本計画）

第十条 知事は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 環境の保全に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向
 - 二 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、環境基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、福島県環境審議会の意見を聴かななければならない。
- 4 知事は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第三章 環境の保全のための基本的施策

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十一条 県は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全について配慮するものとする。

（環境影響評価の推進）

第十二条 県は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たり、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

（環境の保全上の支障を防止するための規制の措置）

第十三条 県は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 県は、自然環境の適正な保全を図るため、自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

3 前二項に定めるもののほか、県は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

（環境の保全上の支障を防止するための誘導的措置）

第十四条 県は、事業者又は県民が自らの活動に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることとなるよう誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、必要かつ適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

（環境の保全に関する施設の整備その他の事業の推進）

第十五条 県は、緩衝地帯その他の環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備及び野生生物の種の保存その他の環境の保全上の支障を防止するための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、下水道その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

4 県は、前二項に定める公共的施設の適切な利用を促進するための措置その他のこれらの施設に係る環境の保全上の効果が増進されるために必要な措置を講ずるものとする。

（資源の循環的な利用の促進等）

第十六条 県は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び県民による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう必要な措置を講ずるとともに、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、環境への負荷の低減を図るため、県の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量の推進に努めるものとする。

（森林及び緑地の保全）

第十七条 県は、快適な生活環境を保全し、及び生物の多様性の確保に資するため、森林及び緑地の保全に関し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（水環境の保全）

第十八条 県は、生物の多様性の確保に配慮しつつ、良好な生活環境を保全するため、水環境の保全に関し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（良好な景観の形成等）

第十九条 県は、地域の特性が活かされた快適な生活環境を保全するため、良好な景観の形成及び歴史的文化的遺産の保全に関し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（環境の保全に関する教育及び学習の振興等）

第二十条 県は、市町村及び関係機関等と協力して、県民及び事業者が環境の保全についての理解を深めるとともに環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全に関する教育及び学習の振興、環境の保全に関する広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

（民間団体等の自発的な活動の促進）

第二十一条 県は、県民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動、環境美化に関する活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるよう、指導又は助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

（情報の提供）

第二十二条 県は、第二十条の環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに前条に規定する民間団体等の自発的な環境の保全に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

（環境管理の普及）

第二十三条 県は、事業者が事業活動に伴う環境への負荷の低減を図るために行う自主的な環境の保全に関する方針の策定、体制の整備等及びこれらの監査の実施等からなる環境管理について、その普及に努めるものとする。

（調査研究の実施等）

第二十四条 県は、環境の保全に関する施策の策定に必要な調査研究を実施するとともに、環境の保全に関する試験研究の体制の整備、研究開発の推進及びその成果の普及並びに科学技術の振興に努めるものとする。

（監視等の体制の整備等）

第二十五条 県は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

2 県は、前項の監視、測定等により把握した環境の状況について公表するものとする。

（放射性物質による環境の汚染への対処）

第二十六条 県は、放射性物質により汚染された廃棄物の適正な処理及び除染の措置等を推進するため、放射性物質による環境の汚染への対処に関し必要な措置を講ずるものとする。

（平二五条例一八・改正）

（地球環境保全の推進）

第二十七条 県は、地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

2 県は、国際機関、国、他の地方公共団体、民間団体等その他の関係機関等と連携し、環境の保全に関する調査研究、情報の提供、技術の活用等を効果的に行うことにより、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

（地球環境保全に関する行動計画の策定等）

第二十八条 県は、県、市町村、事業者及び県民がそれぞれの役割に応じて地球環境保全に資するよう行動するための計画を定め、その普及及び啓発に努めるとともに、これに基づく行動を推進するものとする。

（公害に係る紛争の処理及び被害の救済）

第二十九条 県は、公害に係る紛争の円滑な処理を図るとともに公害に係る被害の救済のための措置の円滑な実施を図るため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（国及び他の都道府県との協力等）

第三十条 県は、環境の保全に関する施策であって広域的な取組を必要とするものについては、国及び他の都道府県と協力して、その推進に努めるものとする。

2 県は、市町村、事業者及び県民との緊密な連携の下に、環境の保全に関する施策の推進に努めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（福島県立自然公園条例の一部改正）

2 福島県立自然公園条例（昭和三十三年福島県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（福島県自然環境保全条例の一部改正）

3 福島県自然環境保全条例（昭和四十七年福島県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成一一年条例第五八号）

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二五年条例第一八号）

この条例は、公布の日から施行する。（平成25年3月26日公布）

福島県環境白書一本編一（平成26年度版）

平成26年10月発行

非売品、複写・転写可（出典を明記のこと）

福島県生活環境部生活環境総務課

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号

電話 024-521-7156

 福島県